

令和2年度 第2回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和2年8月3日(月)

1 開 会

2 議 題

- (1) 中央最低賃金の審議状況について
- (2) 最低賃金と生活保護費の整合性について
- (3) 令和2年度最低賃金に関する実態調査結果等について
- (4) 関係労使の意見書及び意見陳述について
- (5) 茨城県等からの要望書について
- (6) 茨城県最低賃金専門部会委員の任命について
- (7) その他

3 閉 会

令和2年8月3日(月)

- | | | |
|-------|---|-------|
| No 1 | 経済財政運営と改革の基本方針2020(骨太方針)の抜粋 | …P93 |
| No 2 | 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申) 中央最低賃金審議会 | …P99 |
| No 3 | 茨城県の最低賃金額と生活保護費の比較について | …P104 |
| No 4 | 令和2年賃金改定状況調査結果 | …P106 |
| No 5 | 賃金改定状況調査における「第4表 賃金上昇率の推移」 | …P115 |
| No 6 | 地域別最低賃金額、未満率及び影響率(ランク別)の推移 | …P116 |
| No 7 | 都道府県別、時間当たり賃金に対する労働者数分布表(令和2年度/全国) | |
| | ① 一般労働者・短時間労働者 | …P119 |
| | ② 一般労働者 | …P132 |
| | ③ 短時間労働者 | …P145 |
| No 8 | 茨城県金融経済概況(2020年7月7日 日本銀行水戸事務所) | …P158 |
| No 9 | 2020年に於ける最低賃金改定に関する意見書 (茨城ユニオン 執行委員長 小林 賢一) | …P171 |
| No 10 | 茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書 (茨城県労働組合総連合 議長 白石 勝巳) | …P172 |
| No 11 | 2020年度茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書 (茨城県医療労働組合連合会 執行委員長 松崎 みどり) | …P176 |
| No 12 | 茨城地方最低賃金額の改定にあたっての意見書 (いばらきコープ労働組合 中央執行委員長 川畑 哲也) | …P178 |
| No 13 | 2020年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書 (茨城県高等学校教職員組合 執行委員長 蓮田 斉) | …P180 |
| No 14 | 茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書 (全日本年金者組合茨城県本部 委員長 近澤 重男) | …P182 |
| No 15 | 2020年度 茨城県最低賃金の改定にあたって、最低賃金額の大幅引き上げを 求める意見書(JMITU茨城地方本部 執行委員長 矢口 裕一) | …P184 |
| No 16 | 2020年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書 (茨城県自治体労働組合連合 執行委員長 酒井 進) | …P186 |
| No 17 | 2020年度 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書 (茨城県私立学校教職員組合連合 中央執行委員長 前田 安生) | …P188 |

- No18 本県最低賃金の改正について … P 189
(茨城県知事 大井川 和彦)
- No19 最低賃金を早急に全国一律1000円にすることを求める要請書 … P 191
(日本共産党茨城県委員会 委員長 上野 高志)
- No20 令和2年度茨城地方最低賃金審議会 … P 192
茨城県最低賃金専門部会委員名簿



経済財政運営と改革の基本方針2020について

〔令和2年7月17日〕
閣議決定

経済財政運営と改革の基本方針2020を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2020
～危機の克服、そして新しい未来へ～

令和2年7月17日

経済財政運営と改革の基本方針 2020 (目次)

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と 新しい未来に向けて ————— 7

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況
— 我が国が直面するコロナのグローバル危機
 - (1) 感染症の拡大を受けた現下の我が国経済の状況
 - (2) コロナの時代の国際政治・経済・社会情勢 — 国際秩序の揺らぎ
2. ポストコロナ時代の新しい未来
3. 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く
— 「ウィズコロナ」の経済戦略と激甚化・頻発化する災害への対応
4. 「新たな日常」の実現
5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革
 - (1) 当面の経済財政運営と令和3年度予算編成に向けた考え方
 - (2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く ————— 8

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略
 - (1) 医療提供体制等の強化
 - (2) 雇用の維持と生活の下支え
 - (3) 事業の継続と金融システムの安定維持
 - (4) 消費など国内需要の喚起
2. 防災・減災、国土強靱化 — 激甚化・頻発化する災害への対応
3. 東日本大震災等からの復興
 - (1) 東日本大震災からの復興・再生
 - (2) 近年の自然災害からの復興

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (デジタルニューディール)

(1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

- ① デジタル・ガバメント実行計画の見直し及び施策の実現の加速化
- ② マイナンバー制度の抜本的改善
- ③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速
- ④ 分野間データ連携基盤の構築、オープンデータ化の推進

(2) デジタルトランスフォーメーションの推進

(3) 新しい働き方・暮らし方

- ① 働き方改革
- ② 少子化対策・女性活躍
- ③ 教育・医療等のオンライン化
- ④ 公務員制度改革

(4) 変化を加速するための制度・慣行の見直し

- ① 書面・押印・対面主義からの脱却等
- ② デジタル時代に向けた規制改革の推進

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

- ① スマートシティの社会実装の加速
- ② 二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出
- ③ 地域の中小企業の経営人材の確保
- ④ 地方都市の活性化に向けた環境整備
- ⑤ 公共サービスにおける民間活用
- ⑥ 持続可能な地方自治体の実現等

(2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

- ① 観光の活性化
- ② 農林水産業の活性化
- ③ 中堅・中小企業・小規模事業者への支援
- ④ 海外経済の活力の取込み
- ⑤ スポーツ・文化芸術の力

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上

(1) 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

- ① 初等中等教育改革等
- ② 大学改革等

③ リカレント教育

(2) 科学技術・イノベーションの加速

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

(1) 「新たな日常」に向けた社会保障の構築

① 「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等

② 「新たな日常」に対応した予防・健康づくり、重症化予防の推進

(2) 所得向上策の推進、格差拡大の防止

① 就職氷河期世代への支援

② 最低賃金の引上げ

(3) 社会的連帯や支え合いの醸成

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

(1) 自由で公正なルールに基づく国際経済体制

(2) 国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力

(3) サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」は、現下の情勢下では政府として新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、令和3年度概算要求の仕組みや手続をできる限り簡素なものとするのと歩調を合わせ、記載内容を絞り込み、今後の政策対応の大きな方向性に重点を置いたものとしている。「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）のうち、本基本方針に記載が無い項目についても、引き続き着実に実施する。

中途採用者選考試験（就職水河期世代）を2020年度から3年間にわたって新たに実施するほか、既存の経験者採用等の取組についても、過去の採用実績を目安にしつつ着実に継続する。また、地方でも、それぞれの地方自治体の実情を踏まえた積極的な採用が行われるよう、国として引き続き要請していく。

② 最低賃金の引上げ

経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持する。

他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。

(3) 社会的連帯や支え合いの醸成

SDGs実現を含む社会的課題に取り組む民間の活動に対し、休眠預金の活用をはじめ、民間の寄附や資金、人材を広く呼び込む社会的ファイナンスの活用を促進する。NPO法⁴¹に基づく各種事務のオンライン化の促進を含め、NPO法人が活動しやすい環境を整備するとともに、社会的事業の活性化や官民連携による協働の促進を図る。

地域共生社会に向けた包括的な支援体制の構築、住宅セーフティネット制度等による暮らしと住まいの支援を進める。「認知症施策推進大綱」⁴²に基づく施策を実施するとともに、成年後見制度の利用を促進する。新たな「子供の貧困対策に関する大綱」⁴³に基づき、ひとり親家庭への支援など、子供の貧困対策に社会全体で取り組む。

健康、再犯防止、就労支援等の社会的事業において、成果連動型民間委託契約方式などの官民連携を進める。その際、民間資金を呼び込むSIB⁴⁴の積極的活用を図る。

満期釈放者対策としての更生保護施設による支援事業等の再犯防止⁴⁵を充実強化する。

障害児支援について、学校における医療的ケア体制の充実を図るとともに、医療的ケア児を含め、家庭と教育と福祉が連携し、一人一人の子供の状態に即したサービスが提供できるよう取組を進める。発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。難聴児の早期支援や高齢者の難聴などに向けた各地域における支援体制の構築を図るなど、ライフサイクルに応じた難聴対策の強化に取り組む。障害者の学びを推進するほか、障害者雇用の促進や、多様な障害特性に応じた職場定着支援、地域における障害者就労支援及び障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進する⁴⁶。医療提供体制の充実など難病対策に取り組む。

⁴¹ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）。

⁴² 令和元年6月18日閣議決定（認知症施策推進大綱）。

⁴³ 令和元年11月29日閣議決定。

⁴⁴ Social Impact Bond、成果連動型民間委託契約方式による事業を受託した民間事業者が、当該事業に係る資金調子を金融機関等の資金提供者から行い、その返済等を成果に連動した地方自治体からの支払額等に応じて行うもの。

⁴⁵ 「再犯防止対策計画加算化プラン」（令和元年12月23日閣議決定）に基づく。また、修学支援を含む。

⁴⁶ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく。



令和2年7月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和2年7月21日

- 1 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・暮らしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特長の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和2年7月21日

1 はじめに

令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

更に、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置はGDP押し上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても10月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の1,013円でも2,000時間働いて年収200万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に800円以下の地域をなくすこと、トップランナーであるAランクが1,000円に到達する考えを堅持したいと述べた。

業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配慮した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

更に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

- 1 令和 2 年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、

影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

最低賃金額と生活保護費の比較について

(茨城県／平成30年度)

令和2年8月3日

1 生活保護費

| | | 前提(条件) | 金額(円) | |
|----------|---------|---------|----------|--------------------|
| 生活扶助 | 第1類・第2類 | 基準額 | 18歳から19歳 | 67,597.66 (人口加重平均) |
| | 第2類 | 冬季加算 | 一人世帯 | 1,075.00 |
| | 期末一時扶助 | | | 950.13 |
| 小計 | | | | 69,622.79 |
| 住宅扶助 | | 都道府県実績値 | | 22,465.70 |
| 生活保護費 合計 | | | | 92,088.49 |
| | | | | 92,088 (円未満四捨五入) |

※人口加重平均の算出の際の人口は、最新データである平成27年国勢調査の数値を用いた。

※住宅扶助費については、最新数値である平成30年の実績値を用いた。

2 最低賃金(平成30年改定額)

| | | 条件 | 金額(円) |
|-----|----|--------------|-------------------|
| 収入 | 月額 | 822円×173.8時間 | 142,863.60 |
| 手取額 | 月額 | 収入×0.818 | 116,862 (円未満四捨五入) |

※「0.818」は総所得に対する可処分所得の比率である(平成29年度は0.823)。

3 最低賃金額と生活保護費の乖離額

(1)生活保護費計一手取額:月額

△ 24,774 (月額差額) (92,088円-116,862円)

(2)乖離額(月額差額÷173.8時間÷0.818);1円未満切上げ

△ 175 (実数-174.26)

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離種変動の要因分析

| | 平成30年度 データに基づく乖離額 | 令和元年度 地域別最低 賃金引上げ額 | 乖離の 乖離額 | 昨年度の 目安小帯で 示した乖離額 | (E) (=C-D) | 乖離の変動額 | | | |
|-----|----------------------|--------------------------|------------|-------------------------|---------------|--------------------------------|---|---------------------------------|---------------------------------|
| | | | | | | 最低賃金の 引上げ による影響額 (a①) | 可処分所得 比率が低下 した事による 影響額 (a②) | 生活扶助水準の 変更による 影響額 (a③) | 住宅扶助関係 の増減による 影響額 (a④) |
| (A) | (B) | (C) (=A-B) | (D) | (E) (=C-D) | (a①) | (a②) | (a③) | (a④) | |
| 北海道 | △89 | 26 | △125 | △105 | △20 | △28 | 4 | △4 | 8 |
| 青森 | △66 | 26 | △124 | △107 | △17 | △28 | 4 | 0 | 7 |
| 岩手 | △117 | 28 | △145 | △128 | △17 | △28 | 4 | 0 | 8 |
| 宮城 | △100 | 28 | △128 | △107 | △21 | △26 | 4 | △2 | 6 |
| 秋田 | △108 | 28 | △136 | △120 | △16 | △28 | 4 | △1 | 8 |
| 山形 | △105 | 27 | △133 | △120 | △13 | △27 | 4 | 0 | 11 |
| 福島 | △131 | 26 | △157 | △145 | △12 | △26 | 4 | 0 | 10 |
| 茨城 | △178 | 27 | △202 | △187 | △15 | △27 | 4 | 1 | 7 |
| 栃木 | △190 | 27 | △217 | △183 | △34 | △27 | 4 | △1 | 10 |
| 群馬 | △143 | 28 | △168 | △154 | △14 | △26 | 4 | △1 | 8 |
| 埼玉 | △107 | 28 | △135 | △124 | △11 | △28 | 5 | △5 | 18 |
| 千葉 | △128 | 28 | △156 | △142 | △14 | △28 | 5 | △5 | 14 |
| 東京 | △115 | 28 | △143 | △126 | △17 | △28 | 5 | △9 | 15 |
| 神奈川 | △140 | 28 | △168 | △140 | △28 | △28 | 5 | △9 | 4 |
| 新潟 | △128 | 27 | △153 | △135 | △18 | △27 | 4 | △1 | 6 |
| 富山 | △182 | 27 | △209 | △182 | △27 | △27 | 4 | △2 | 2 |
| 石川 | △130 | 26 | △156 | △148 | △8 | △28 | 4 | △2 | 12 |
| 福井 | △157 | 26 | △183 | △170 | △13 | △28 | 4 | △1 | 10 |
| 山梨 | △180 | 27 | △207 | △188 | △19 | △27 | 4 | 0 | 4 |
| 長野 | △164 | 27 | △191 | △177 | △14 | △27 | 4 | △1 | 10 |
| 岐阜 | △158 | 26 | △184 | △167 | △17 | △28 | 4 | 0 | 6 |
| 静岡 | △151 | 27 | △178 | △161 | △17 | △27 | 4 | △2 | 7 |
| 愛知 | △175 | 28 | △203 | △179 | △24 | △28 | 4 | △4 | 4 |
| 三重 | △185 | 27 | △212 | △203 | △9 | △27 | 4 | △1 | 5 |
| 滋賀 | △192 | 27 | △219 | △188 | △31 | △27 | 4 | △8 | 14 |
| 京都 | △119 | 27 | △146 | △125 | △21 | △27 | 5 | △7 | 15 |
| 大阪 | △143 | 28 | △171 | △140 | △31 | △28 | 5 | △9 | 1 |
| 兵庫 | △112 | 26 | △140 | △115 | △25 | △28 | 5 | △8 | 5 |
| 奈良 | △136 | 26 | △162 | △145 | △17 | △28 | 4 | △1 | 7 |
| 和歌山 | △151 | 27 | △178 | △160 | △18 | △27 | 4 | △1 | 6 |
| 鳥取 | △113 | 28 | △141 | △124 | △17 | △28 | 4 | △1 | 8 |
| 島根 | △129 | 26 | △155 | △148 | △7 | △28 | 4 | △1 | 5 |
| 岡山 | △110 | 26 | △136 | △121 | △15 | △28 | 4 | △5 | 11 |
| 広島 | △116 | 27 | △143 | △114 | △29 | △27 | 4 | △8 | 0 |
| 山口 | △172 | 27 | △199 | △178 | △21 | △27 | 4 | △1 | 4 |
| 徳島 | △138 | 27 | △165 | △170 | △16 | △27 | 4 | 0 | 7 |
| 香川 | △143 | 28 | △168 | △152 | △16 | △28 | 4 | △1 | 7 |
| 愛媛 | △104 | 26 | △130 | △115 | △15 | △28 | 4 | △1 | 8 |
| 高知 | △128 | 28 | △156 | △131 | △25 | △28 | 4 | 0 | 2 |
| 福岡 | △124 | 27 | △151 | △130 | △21 | △27 | 4 | △4 | 6 |
| 佐賀 | △141 | 28 | △169 | △150 | △19 | △28 | 4 | 0 | 6 |
| 長崎 | △122 | 28 | △150 | △133 | △17 | △28 | 4 | △1 | 7 |
| 熊本 | △131 | 28 | △159 | △135 | △24 | △28 | 4 | 0 | 1 |
| 大分 | △128 | 26 | △154 | △135 | △19 | △28 | 4 | △1 | 4 |
| 宮崎 | △132 | 28 | △160 | △141 | △19 | △28 | 4 | 0 | 6 |
| 鹿児島 | △123 | 29 | △162 | △144 | △18 | △28 | 4 | △1 | 9 |
| 沖縄 | △105 | 28 | △133 | △114 | △19 | △28 | 4 | 0 | 5 |

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成30年度地域別最低賃金額改定の日表について(当中)」の別表1「平成30年度地域別最低賃金額改定の日表に関する分析資料見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間単位に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしも①+②+③+④とならない。

令和2年賃金改定状況調査結果

<調査の概要>

1. 調査の地域 全国

2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業、小売業
- (ウ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業、飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業、娯楽業
- (カ) 医療、福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 15,641事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

| | 調査事業所数 | 集計事業所数 | 回収率 |
|------|--------|--------|-------|
| Aランク | 4,982 | 1,376 | 27.6% |
| Bランク | 3,306 | 1,068 | 32.3% |
| Cランク | 4,191 | 1,318 | 31.4% |
| Dランク | 3,162 | 1,034 | 32.7% |
| 合計 | 15,641 | 4,796 | 30.7% |

4. 集計労働者 30,527人

5. 調査事項【基準となる期日又は期間】

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容【令和2年6月1日現在】
- ロ 事業所の労働者数【令和2年6月1日現在】
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数【令和2年6月分】
- ニ 事業所の年間所定労働日数【平成30年度分、令和元年度分】
- ホ 賃金改定状況【令和2年1月～6月】

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数【令和2年6月1日現在】
- ロ 賃金形態【令和2年6月分】
- ハ 基本給額、諸手当【令和元年6月分、令和2年6月分（見込額）】
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数【令和元年6月分、令和2年6月分】

第1表 貸金改正実況別事業所割合

| シフト | 貸付額 | | | | | | 回収額、小売債 | | | | | | 手形引当、割引・控除サービス債 | | | | | | | |
|-----|-------------------|------|-------------------|------|------|-------|-------------------|-----|-------------------|------|-------|------|-------------------|------|-------------------|-------|--------|-------|--------|--------|
| | 1～6月に貸付引上げを要した事業所 | | 7月以降に貸付引上げを要した事業所 | | 計 | | 1～6月に貸付引上げを要した事業所 | | 7月以降に貸付引上げを要した事業所 | | 計 | | 1～6月に貸付引上げを要した事業所 | | 7月以降に貸付引上げを要した事業所 | | 計 | | | |
| | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | | |
| A | 105.0 | 20.9 | 1.5 | 43.0 | 16.5 | 105.0 | 26.3 | 2.7 | 59.7 | 17.4 | 190.0 | 47.7 | 1.7 | 22.1 | 15.4 | 100.0 | 43.9 | 1.7 | 46.8 | 7.3 |
| B | 100.0 | 41.9 | 1.0 | 41.0 | 16.9 | 100.0 | 21.0 | 2.4 | 25.2 | 12.2 | 100.0 | 46.2 | 0.9 | 16.1 | 15.7 | 100.0 | 57.0 | 2.2 | 28.7 | 6.2 |
| C | 100.0 | 42.4 | 1.4 | 42.1 | 12.1 | 100.0 | 28.1 | 0.8 | 10.9 | 10.4 | 100.0 | 47.7 | 1.4 | 22.2 | 17.7 | 100.0 | 42.9 | 1.6 | 21.6 | 2.9 |
| D | 100.0 | 42.4 | 1.9 | 41.0 | 13.3 | 100.0 | 45.2 | 0.8 | 20.9 | 18.0 | 100.0 | 52.0 | 2.1 | 28.2 | 17.6 | 100.0 | 52.1 | 2.2 | 29.7 | 6.2 |
| 計 | 100.0 | 42.2 | 1.8 | 42.1 | 15.1 | 100.0 | 32.3 | 2.1 | 33.3 | 12.4 | 100.0 | 48.1 | 1.5 | 22.6 | 17.7 | 100.0 | 46.2 | 1.4 | 25.0 | 6.0 |
| 注 | 100.0 | 53.6 | 1.1 | 31.5 | 13.9 | 100.0 | 45.8 | 1.1 | 41.2 | 12.0 | 100.0 | 50.9 | 1.3 | 22.2 | 14.3 | 100.0 | (53.2) | (1.0) | (26.6) | (12.3) |

| シフト | 貸付額、貸付サービス債 | | | | | | 回収額、債権 | | | | | | サービス債 (他に分類されないもの) | | | | | | | |
|-----|-------------------|------|-------------------|------|------|---------|-------------------|-------|-------------------|--------|-------|------|--------------------|------|-------------------|---------|--------|-------|--------|--------|
| | 1～6月に貸付引上げを要した事業所 | | 7月以降に貸付引上げを要した事業所 | | 計 | | 1～6月に貸付引上げを要した事業所 | | 7月以降に貸付引上げを要した事業所 | | 計 | | 1～6月に貸付引上げを要した事業所 | | 7月以降に貸付引上げを要した事業所 | | 計 | | | |
| | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | 割合 | 金額 | | |
| A | 100.0 | 27.7 | 0.9 | 55.2 | 17.9 | 100.0 | 21.7 | 1.4 | 42.0 | 24.9 | 100.0 | 42.0 | 1.6 | 20.2 | 15.7 | 100.0 | 20.7 | 1.7 | 44.0 | 14.2 |
| B | 100.0 | 22.4 | 1.2 | 47.2 | 13.0 | 100.0 | 21.0 | 1.4 | 42.3 | 24.4 | 100.0 | 20.9 | 1.1 | 26.7 | 11.9 | 100.0 | 48.2 | 1.2 | 26.4 | 14.2 |
| C | 100.0 | 22.2 | 1.2 | 42.9 | 12.1 | 100.0 | 24.9 | 0.9 | 34.4 | 10.9 | 100.0 | 41.2 | 2.0 | 22.2 | 13.6 | 100.0 | 20.7 | 1.8 | 47.3 | 13.0 |
| D | 100.0 | 17.7 | 2.3 | 70.0 | 8.2 | 100.0 | 24.1 | 0.9 | 32.4 | 12.4 | 100.0 | 41.5 | 2.5 | 22.8 | 10.5 | 100.0 | 20.8 | 1.7 | 40.7 | 11.0 |
| 計 | 100.0 | 28.2 | 1.1 | 52.6 | 14.9 | 100.0 | 26.7 | 0.8 | 45.4 | 22.6 | 100.0 | 38.7 | 1.8 | 27.8 | 13.7 | 100.0 | 41.8 | 1.3 | 43.7 | 13.1 |
| 注 | 100.0 | 48.4 | 1.2 | 27.8 | 20.7 | (100.0) | (23.2) | (1.4) | (35.3) | (16.3) | 100.0 | 42.2 | 0.9 | 24.9 | 13.2 | (100.0) | (22.2) | (1.0) | (26.4) | (10.2) |

(注) 本表の貸付額等は「貸付引当、割引・控除サービス債、回収額」及び「サービス債 (他に分類されないもの)」を合わせて集計し、「その他のサービス債」の部分を参考値として掲載している。
 のため、合計は借付中の貸付額 (回収中の債権) については「その他のサービス債」の部分を参考値として掲載している。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

| ラング | 産業群 | | | | 製造業 | | | | 卸売業、小売業 | | | | 事務行政、専門・技術サービス業 | | | |
|-----|--------------|----------|--------------|------|--------------|----------|--------------|------|--------------|----------|--------------|------|-----------------|----------|--------------|------|
| | 第1・四分位値 (Q1) | 中央値 (Q2) | 第3・四分位値 (Q3) | 分散係数 | 第1・四分位値 (Q1) | 中央値 (Q2) | 第3・四分位値 (Q3) | 分散係数 | 第1・四分位値 (Q1) | 中央値 (Q2) | 第3・四分位値 (Q3) | 分散係数 | 第1・四分位値 (Q1) | 中央値 (Q2) | 第3・四分位値 (Q3) | 分散係数 |
| A | 1.0% | 2.0% | 3.0% | 0.50 | 1.0% | 1.8% | 3.0% | 0.60 | 1.0% | 1.8% | 2.8% | 0.50 | 1.2% | 2.0% | 3.2% | 0.48 |
| B | 1.0 | 1.8 | 2.0 | 0.16 | 0.0 | 1.6 | 2.8 | 0.63 | 1.0 | 1.8 | 2.3 | 0.41 | 1.0 | 1.7 | 2.8 | 0.74 |
| C | 1.0 | 2.0 | 3.0 | 0.30 | 1.0 | 2.5 | 3.0 | 0.00 | 1.0 | 1.7 | 2.4 | 0.41 | 1.2 | 2.1 | 3.0 | 0.43 |
| D | 1.0 | 2.0 | 2.1 | 0.02 | 1.0 | 2.7 | 2.0 | 4.78 | 1.2 | 2.0 | 2.0 | 0.42 | 1.0 | 1.8 | 2.8 | 1.82 |
| E | 1.0 | 2.0 | 2.0 | 0.00 | 1.0 | 1.8 | 2.0 | 0.02 | 1.0 | 1.8 | 2.0 | 0.44 | 1.2 | 2.0 | 2.8 | 0.34 |
| 平均 | 1.1 | 2.0 | 2.6 | 0.23 | 1.1 | 2.1 | 2.0 | 0.67 | 1.2 | 2.0 | 2.3 | 0.50 | 1.3 | 2.2 | 3.0 | 0.67 |

| ラング | 非製造業、非サービス業 | | | | 全製造業サービス業、卸売業 | | | | 医療、福祉 | | | | サービス業 (他に分類されないもの) | | | |
|-----|--------------|----------|--------------|------|---------------|----------|--------------|------|--------------|----------|--------------|------|--------------------|----------|--------------|------|
| | 第1・四分位値 (Q1) | 中央値 (Q2) | 第3・四分位値 (Q3) | 分散係数 | 第1・四分位値 (Q1) | 中央値 (Q2) | 第3・四分位値 (Q3) | 分散係数 | 第1・四分位値 (Q1) | 中央値 (Q2) | 第3・四分位値 (Q3) | 分散係数 | 第1・四分位値 (Q1) | 中央値 (Q2) | 第3・四分位値 (Q3) | 分散係数 |
| A | 1.0% | 2.0% | 4.3% | 0.00 | 1.2 | 2.0 | 4.7 | 0.76 | 1.0% | 1.7% | 2.0% | 0.38 | 1.0% | 1.8% | 2.8% | 0.50 |
| B | 1.0 | 2.0 | 2.2 | 0.05 | 1.0 | 2.1 | 4.1 | 0.40 | 1.0 | 1.4 | 2.3 | 0.42 | 1.0 | 1.8 | 4.0 | 1.09 |
| C | 1.0 | 2.0 | 6.6 | 0.85 | 1.0 | 2.0 | 0.0 | 0.82 | 1.0 | 1.9 | 2.3 | 0.47 | 1.0 | 2.0 | 3.4 | 0.60 |
| D | 0.0 | 1.0 | 2.0 | 0.05 | 0.7 | 1.1 | 2.0 | 0.05 | 1.0 | 1.6 | 2.0 | 0.47 | 1.1 | 2.7 | 3.7 | 0.44 |
| E | 1.0 | 2.0 | 2.0 | 0.00 | 1.0 | 2.0 | 4.1 | 0.07 | 1.0 | 1.7 | 2.7 | 0.50 | 1.0 | 2.0 | 2.8 | 0.30 |
| 平均 | 1.0 | 2.0 | 4.5 | 0.30 | 1.2 | 2.2 | 2.7 | 0.57 | 0.8 | 1.3 | 2.5 | 0.42 | 1.2 | 2.2 | 3.0 | 0.57 |

(注) 1. 特性値は、賃金引上げ率の分布の特性値についてみても同様である。

2. 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位値 (Q3)} - \text{第1・四分位値 (Q1)}}{\text{中央値 (Q2)}} \times \frac{1}{2}$

3. 本表の調査では「事務行政、専門・技術サービス業、卸売業」及び「サービス業 (他に分類されないもの)」を合わせて統計し、「その他のサービス業」として統計処理されている。そのため、本表の調査の合計の分散係数 (0.42) については「その他のサービス業」の分散係数を考慮して掲載している。

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

| 年 | 男性 | | 女性 | | パートタイム労働者 | | パートタイム労働者（パートタイム労働者以外のパートタイム労働者） | | | | | | | | | |
|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------------------------|-------------|-------|-------|------|-----|-------|-------|-----|------|
| | 賃金上昇率 | | 賃金上昇率 | | 賃金上昇率 | | 賃金上昇率 | | | | | | | | | |
| | 1997年 9月 | 1998年 9月 | 1997年 9月 | 1998年 9月 | 1997年 9月 | 1998年 9月 | 1997年 9月 | 1998年 9月 | | | | | | | | |
| 1 | 1,039 | 1,611 | 1.4 | 1.2 | 1,479 | 1,689 | 1.3 | 1.2 | 1,479 | 1,689 | 1.3 | 1.2 | 1,712 | 1,728 | 0.9 | 0.2 |
| 2 | 1,039 | 1,604 | 0.6 | 0.8 | 1,401 | 1,631 | 0.2 | 0.2 | 1,401 | 1,631 | 0.2 | 0.2 | 1,607 | 1,633 | 1.3 | 0.0 |
| 3 | 1,039 | 1,203 | 1.3 | 1.1 | 1,941 | 1,201 | 0.7 | 0.9 | 1,941 | 1,201 | 0.7 | 0.9 | 1,363 | 1,265 | 1.3 | 0.1 |
| 4 | 1,039 | 1,243 | 0.0 | 1.9 | 1,101 | 1,162 | 1.0 | 0.2 | 1,101 | 1,162 | 1.0 | 0.2 | 1,262 | 1,222 | 1.7 | 0.1 |
| 5 | 1,035 | 1,472 | 1.2 | 1.2 | 1,381 | 1,201 | 0.3 | 0.3 | 1,381 | 1,201 | 0.3 | 0.3 | 1,510 | 1,508 | 1.3 | 0.0 |
| 6 | 1,039 | 1,671 | 1.0 | 0.9 | 1,671 | 1,602 | 1.1 | 1.0 | 1,671 | 1,602 | 1.1 | 1.0 | 1,482 | 1,493 | 0.6 | -0.2 |
| 7 | 1,132 | 1,709 | 0.3 | 0.6 | 1,649 | 1,643 | -0.2 | 0.1 | 1,739 | 1,703 | 0.1 | 0.7 | 1,849 | 1,810 | 1.6 | 0.0 |
| 8 | 1,037 | 1,667 | 1.0 | 0.7 | 1,672 | 1,602 | 0.2 | 0.7 | 1,672 | 1,602 | 0.2 | 0.7 | 1,439 | 1,415 | 0.7 | -0.2 |
| 9 | 1,032 | 1,472 | 1.7 | 1.4 | 1,540 | 1,309 | 1.2 | 1.0 | 1,637 | 1,409 | -0.1 | 1.0 | 1,310 | 1,222 | 1.0 | -0.4 |
| 10 | 1,740 | 1,765 | 0.1 | 0.2 | 1,601 | 1,612 | 0.7 | 0.7 | 1,739 | 1,731 | 0.7 | 0.7 | 1,409 | 1,410 | 0.0 | 0.0 |
| 11 | 1,205 | 1,272 | 1.0 | 1.0 | 1,171 | 1,131 | 1.7 | 1.3 | 1,340 | 1,209 | 1.4 | 1.0 | 1,449 | 1,401 | 1.3 | 0.4 |
| 12 | 1,130 | 1,389 | 0.9 | 1.7 | 1,063 | 1,055 | 0.5 | 1.0 | 1,210 | 1,214 | 0.3 | 1.4 | 1,401 | 1,332 | 1.2 | 0.4 |
| 13 | 1,116 | 1,141 | 0.2 | 0.0 | 1,303 | 1,017 | 1.4 | 1.0 | 1,110 | 1,100 | 1.0 | 0.9 | 1,229 | 1,210 | 0.2 | -0.1 |
| 14 | 1,047 | 1,003 | 1.2 | 0.4 | 938 | 933 | 0.0 | 0.0 | 1,056 | 1,006 | 0.0 | 1.7 | 1,031 | 1,022 | 1.4 | 0.0 |
| 15 | 1,226 | 1,202 | 1.0 | 1.0 | 1,070 | 1,001 | 1.3 | 1.0 | 1,210 | 1,222 | 1.1 | 1.0 | 1,461 | 1,348 | 1.4 | 0.9 |

（注）1. 賃金上昇率は「単純平均、部門・技術サービス別」、「全労働者（パートタイム労働者を含む）」、「パートタイム労働者（パートタイム労働者以外のパートタイム労働者）」、「パートタイム労働者（パートタイム労働者以外のパートタイム労働者）」の4つのグループについて、1997年9月と1998年9月の賃金上昇率を比較して算出している。

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

151

| クソク | 1～5月に賃金引上げを実施した事業所 | 賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して | | | |
|---------|--------------------|---------------------|-----|-----|-----|
| | | 変わらない | 早い | 遅い | その他 |
| A | 100.0 | 89.1 | 4.3 | 1.2 | 5.4 |
| B | 100.0 | 88.3 | 5.0 | 1.4 | 5.3 |
| C | 100.0 | 88.1 | 3.1 | 1.0 | 7.2 |
| D | 100.0 | 88.4 | 4.3 | 0.5 | 5.8 |
| 計 | 100.0 | 88.7 | 4.3 | 1.2 | 5.9 |
| E 1年 | 100.0 | 88.1 | 4.4 | 1.4 | 6.1 |

(注) 「その他」には、昨年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賞金決定未済当事業所割合

| ラック | 競 速 集 | | | | | | | | | | 競 速 集、小競速 | | | | | | | | | | 事 業 所 別、事 業 所 別・事 業 所 別 | | | | |
|--------|-------|-------|-----|------|------|-------|-------|------|------|------|-----------|-----|-------|------|-----|-----------|------|-----|-------|------|-------------------------|------|------|------|-----|
| | 競 速 集 | | | | | 競 速 集 | | | | | 競 速 集、小競速 | | | | | 競 速 集、小競速 | | | | | 事 業 所 別、事 業 所 別・事 業 所 別 | | | | |
| | 事出1 | 事出2 | 事出3 | 事出4 | 事出5 | 事出1 | 事出2 | 事出3 | 事出4 | 事出5 | 事出1 | 事出2 | 事出3 | 事出4 | 事出5 | 事出1 | 事出2 | 事出3 | 事出4 | 事出5 | 計 | 事出1 | 事出2 | 事出3 | 事出4 |
| A | 100.0 | 95.1 | 6.0 | 23.3 | 49.3 | 3.4 | 100.0 | 14.5 | 3.3 | 25.9 | 62.1 | 2.9 | 100.0 | 22.1 | 6.1 | 18.0 | 44.3 | 3.1 | 100.0 | 3.4 | 1.9 | 12.1 | 67.4 | 2.1 | |
| B | 100.0 | 124.4 | 3.7 | 27.2 | 64.1 | 5.9 | 100.0 | 11.6 | 2.5 | 21.4 | 40.2 | 6.5 | 100.0 | 24.9 | 2.3 | 28.7 | 42.7 | 2.4 | 100.0 | 6.4 | 6.2 | 26.7 | 60.9 | 4.3 | |
| C | 100.0 | 13.1 | 1.0 | 25.0 | 51.0 | 4.0 | 100.0 | 13.2 | 1.9 | 20.0 | 67.6 | 1.7 | 100.0 | 27.4 | 2.5 | 20.9 | 64.4 | 6.2 | 100.0 | 6.0 | 1.2 | 12.4 | 74.2 | 1.5 | |
| D | 100.0 | 10.1 | 2.8 | 20.8 | 51.2 | 5.3 | 100.0 | 11.2 | 10.2 | 20.4 | 44.4 | 6.0 | 100.0 | 23.4 | 2.9 | 20.7 | 40.0 | 7.0 | 100.0 | 12.1 | 1.2 | 22.7 | 50.2 | 2.7 | |
| 計 | 100.0 | 12.0 | 2.2 | 24.7 | 48.3 | 4.3 | 100.0 | 11.2 | 3.6 | 24.8 | 60.2 | 2.8 | 100.0 | 22.0 | 4.3 | 21.4 | 42.3 | 6.4 | 100.0 | 7.7 | 2.0 | 21.3 | 66.7 | 2.2 | |
| 1 人 | 100.0 | 23.0 | 1.2 | 12.7 | 26.8 | 2.4 | 100.0 | 14.8 | 1.4 | 15.0 | 62.2 | 0.2 | 100.0 | 24.1 | 2.1 | 12.9 | 23.2 | 5.4 | 100.0 | 12.1 | 1.0 | 12.0 | 67.1 | 12.1 | |

| ラック | 競 速 集、新 式 ヲー ビ ス 集 | | | | | | | | | | 競 速 集、新 式 ヲー ビ ス 集 | | | | | | | | | | 事 業 所 別 (別に分開されないもの) | | | | |
|--------|--------------------|------|-----|------|------|--------------------|-------|------|-----|------|--------------------|-----|-------|------|-----|--------------------|------|------|-------|------|----------------------|------|------|------|-----|
| | 競 速 集、新 式 ヲー ビ ス 集 | | | | | 競 速 集、新 式 ヲー ビ ス 集 | | | | | 競 速 集、新 式 ヲー ビ ス 集 | | | | | 競 速 集、新 式 ヲー ビ ス 集 | | | | | 事 業 所 別 (別に分開されないもの) | | | | |
| | 事出1 | 事出2 | 事出3 | 事出4 | 事出5 | 事出1 | 事出2 | 事出3 | 事出4 | 事出5 | 事出1 | 事出2 | 事出3 | 事出4 | 事出5 | 事出1 | 事出2 | 事出3 | 事出4 | 事出5 | 計 | 事出1 | 事出2 | 事出3 | 事出4 |
| A | 100.0 | 12.0 | 2.0 | 27.1 | 49.5 | 2.5 | 100.0 | 22.0 | 5.0 | 23.0 | 23.3 | 2.8 | 100.0 | 22.3 | 2.6 | 22.1 | 22.7 | 2.9 | 100.0 | 17.0 | 2.2 | 14.4 | 51.4 | 2.2 | |
| B | 100.0 | 16.0 | 2.0 | 24.2 | 24.2 | 0.9 | 100.0 | 24.2 | 6.2 | 15.0 | 22.2 | 2.4 | 100.0 | 15.1 | 2.3 | 22.3 | 42.0 | 5.0 | 100.0 | 12.0 | 2.1 | 0.4 | 62.2 | 0.1 | |
| C | 100.0 | 11.2 | 2.0 | 22.2 | 42.7 | 2.3 | 100.0 | 12.7 | 0.5 | 12.2 | 62.7 | 0.0 | 100.0 | 25.0 | 1.3 | 20.5 | 41.4 | 10.7 | 100.0 | 25.0 | 0.0 | 24.0 | 52.6 | 2.7 | |
| D | 100.0 | 0.4 | 2.0 | 26.2 | 22.0 | 2.0 | 100.0 | 17.0 | 0.2 | 25.5 | 54.1 | 2.2 | 100.0 | 12.1 | 1.2 | 15.0 | 24.2 | 0.0 | 100.0 | 14.7 | 0.0 | 21.7 | 62.0 | 2.2 | |
| 計 | 100.0 | 14.2 | 2.7 | 21.2 | 47.2 | 4.5 | 100.0 | 22.7 | 2.1 | 22.1 | 42.7 | 2.2 | 100.0 | 24.0 | 2.0 | 22.2 | 24.0 | 0.0 | 100.0 | 17.0 | 1.8 | 17.4 | 62.2 | 4.2 | |
| 1 人 | 100.0 | 22.0 | 1.1 | 12.2 | 41.2 | 2.7 | 100.0 | 12.1 | 0.0 | 12.0 | 67.1 | 0.0 | 100.0 | 22.2 | 1.7 | 2.2 | 22.2 | 7.9 | 100.0 | 12.0 | 0.0 | 12.0 | 67.1 | 12.1 | |

(注) 1 事出1 昨年同様、7月以降賞金の子数
 事出2 昨年は1~5月に賞金したが、今年は7月以降賞金の子数
 事出3 昨年は賞金したが、今年には賞金の子数
 事出4 昨年は賞金していない、今年も賞金していない
 事出5 昨年は賞金したが、今年も賞金していない
 2 全当事業所では「新式競速集、事出1」の割合が「新式競速集、事出2」より高かった。これは「新式競速集、事出1」の割合が「新式競速集、事出2」の割合を参考値として掲載している。
 3 その他、各競速集の平均年齢(年齢平均)については「その他の競速集」の欄を参考値として掲載している。

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

| (%) | |
|------|------|
| 令和元年 | 令和2年 |
| 38.1 | 39.4 |

2 男女別労働者数比率

| (%) | | |
|-----|------|------|
| | 令和元年 | 令和2年 |
| 男性 | 46.1 | 45.8 |
| 女性 | 53.9 | 54.2 |

3 年間所定労働日数（事業所平均）

| (日) | |
|--------|-------|
| 平成30年度 | 令和元年度 |
| 245.0 | 243.7 |

賃金改定状況調査における第4表の賃金上昇率の推移

(94)

| 年度 | 99年度表示 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 令和元年度 | 2 | | | | | | | | | | |
|----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 平成28年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | | | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| A | 4.0 | 4.5 | 4.6 | 3.8 | 3.6 | 2.0 | 2.3 | 2.0 | 2.0 | 1.8 | 0.6 | 0.6 | 0.7 | 0.1 | -0.1 | -0.1 | 0.6 | 0.6 | 0.9 | 1.0 | -0.3 | -0.1 | 0.7 | 0.1 | 1.1 | 1.5 | 0.9 | 1.3 | 1.4 | 1.4 | 1.3 | 1.4 |
| B | 4.1 | 4.1 | 4.7 | 4.1 | 3.1 | 2.1 | 2.2 | 2.2 | 2.1 | 1.8 | 1.0 | 0.6 | 0.6 | 0.1 | -0.2 | 0.0 | 0.2 | 0.6 | 0.6 | 0.8 | -0.2 | -0.1 | -0.7 | 0.4 | 0.5 | 0.6 | 1.0 | 1.2 | 1.4 | 1.7 | 0.8 | 0.4 |
| C | 3.8 | 4.7 | 4.5 | 4.1 | 3.1 | 2.3 | 2.2 | 2.1 | 2.3 | 1.9 | 0.9 | 0.9 | 0.7 | 0.0 | -0.2 | -0.2 | 0.3 | 0.4 | 0.6 | 0.7 | -0.3 | -0.2 | -0.2 | 0.5 | 0.5 | 1.0 | 1.0 | 1.2 | 1.2 | 1.1 | 1.1 | 1.3 |
| D | 3.6 | 4.3 | 4.7 | 3.8 | 3.1 | 2.4 | 2.5 | 2.2 | 2.2 | 1.8 | 0.8 | 0.7 | 0.7 | 0.2 | -0.2 | -0.2 | 0.0 | 0.0 | 0.4 | 0.7 | -0.2 | -0.2 | -0.5 | 0.3 | 0.6 | 0.5 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 1.3 | 1.6 | 0.9 |
| 計 | 3.9 | 4.7 | 4.5 | 4.0 | 2.9 | 2.2 | 2.3 | 2.1 | 2.2 | 1.8 | 0.9 | 0.8 | 0.7 | 0.1 | -0.1 | -0.1 | 0.4 | 0.5 | 0.7 | 0.8 | -0.2 | -0.1 | 0 | 0.2 | 0.6 | 1.1 | 0.9 | 1.1 | 1.2 | 1.4 | 1.3 | 1.2 |

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成22～令和元年度）

| 年度 | 平成22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|---------------------|-------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 地域別最低賃金額 (対前年増減) | 7.30 (17) | 7.37 (7) | 7.49 (12) | 7.64 (15) | 7.80 (16) | 7.98 (18) | 8.23 (25) | 8.48 (25) | 8.74 (26) | 9.01 (27) |
| Aランク | 未満率 (%) 1.6 | 1.5 | 2.5 | 2.1 | 2.5 | 2.1 | 4.2 | 2.3 | 2.4 | 1.7 |
| | 影響率 (%) 4.4 | 4.0 | 5.7 | 10.7 | 9.3 | 12.8 | 14.5 | 14.5 | 15.3 | 20.5 |
| Bランク | 未満率 (%) 1.7 | 1.7 | 1.4 | 1.5 | 1.6 | 1.4 | 1.6 | 1.3 | 1.5 | 1.7 |
| | 影響率 (%) 3.2 | 2.9 | 3.1 | 5.4 | 5.2 | 5.0 | 8.6 | 9.8 | 12.3 | 14.2 |
| Cランク | 未満率 (%) 1.4 | 1.8 | 2.2 | 2.0 | 1.8 | 2.2 | 2.0 | 1.3 | 1.7 | 1.5 |
| | 影響率 (%) 4.3 | 3.1 | 5.2 | 5.5 | 6.6 | 6.9 | 8.6 | 9.6 | 12.7 | 13.9 |
| Dランク | 未満率 (%) 1.5 | 2.0 | 2.0 | 1.8 | 1.8 | 1.9 | 1.5 | 1.4 | 1.4 | 1.2 |
| | 影響率 (%) 4.6 | 3.4 | 5.0 | 6.0 | 6.2 | 7.4 | 10.1 | 10.3 | 13.3 | 11.6 |
| 計 | 未満率 (%) 1.6 | 1.7 | 2.1 | 1.9 | 2.0 | 1.9 | 2.7 | 1.7 | 1.9 | 1.6 |
| | 影響率 (%) 4.1 | 3.4 | 4.9 | 7.4 | 7.3 | 9.0 | 11.1 | 11.9 | 13.8 | 16.3 |

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成22～令和元年度）

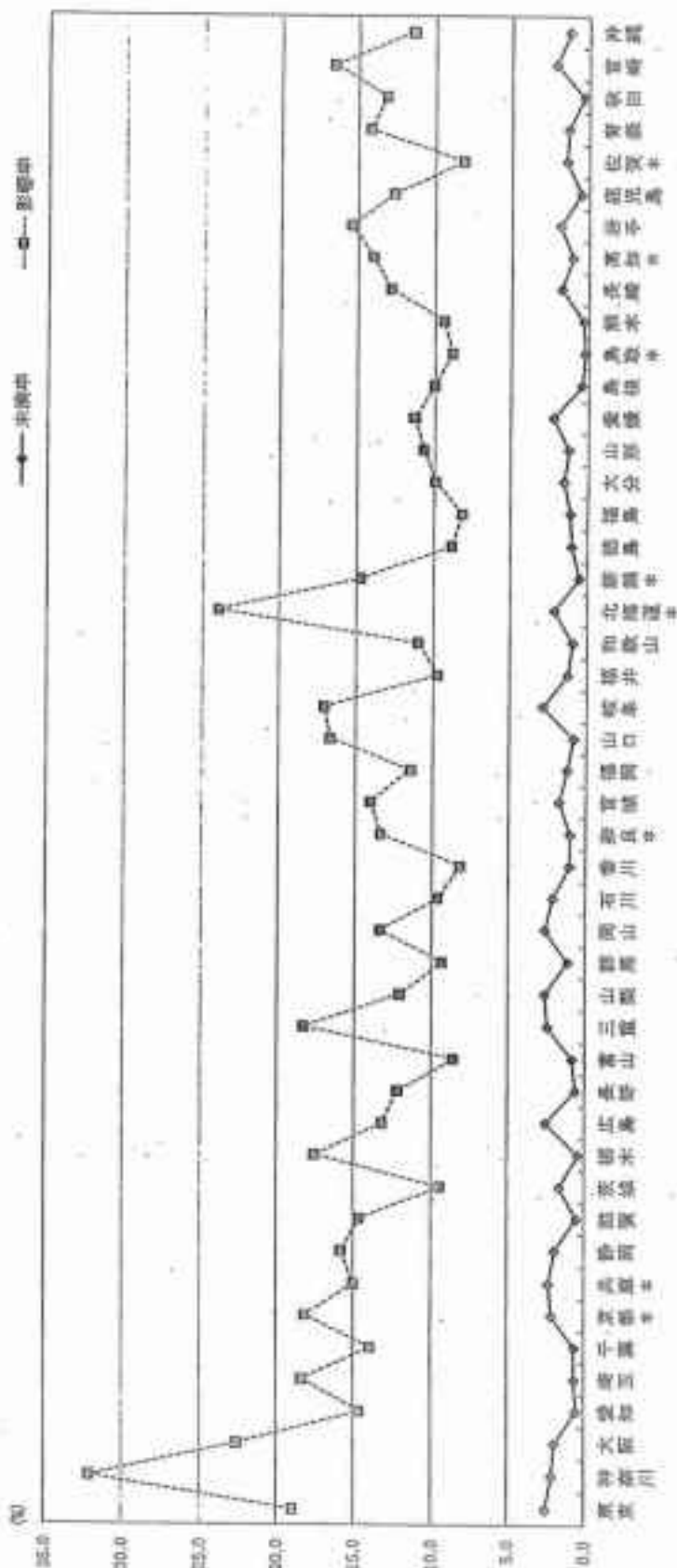
- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和元年)

未満率(全国平均) 1.6%

影響率(全国平均) 16.3%



| 都道府県 | 未満率(%) | 影響率(%) |
|------|--------|--------|
| 北海道 | 1.0 | 1.0 |
| 青森県 | 1.0 | 1.0 |
| 岩手県 | 1.0 | 1.0 |
| 秋田県 | 1.0 | 1.0 |
| 山形県 | 1.0 | 1.0 |
| 宮城県 | 1.0 | 1.0 |
| 福島県 | 1.0 | 1.0 |
| 茨城県 | 1.0 | 1.0 |
| 栃木県 | 1.0 | 1.0 |
| 群馬県 | 1.0 | 1.0 |
| 埼玉県 | 1.0 | 1.0 |
| 千葉県 | 26.0 | 1.0 |
| 東京都 | 1.0 | 1.0 |
| 神奈川県 | 1.0 | 1.0 |
| 新潟県 | 1.0 | 1.0 |
| 富山県 | 1.0 | 1.0 |
| 石川県 | 1.0 | 1.0 |
| 福井県 | 1.0 | 1.0 |
| 山梨県 | 1.0 | 1.0 |
| 長野県 | 1.0 | 1.0 |
| 岐阜県 | 1.0 | 1.0 |
| 静岡県 | 1.0 | 1.0 |
| 愛知県 | 1.0 | 1.0 |
| 岐阜県 | 1.0 | 1.0 |
| 静岡県 | 1.0 | 1.0 |
| 愛知県 | 1.0 | 1.0 |
| 三重県 | 1.0 | 1.0 |
| 滋賀県 | 1.0 | 1.0 |
| 京都府 | 1.0 | 1.0 |
| 大阪府 | 1.0 | 1.0 |
| 兵庫県 | 1.0 | 1.0 |
| 奈良県 | 1.0 | 1.0 |
| 和歌山県 | 1.0 | 1.0 |
| 徳島県 | 1.0 | 1.0 |
| 香川県 | 1.0 | 1.0 |
| 愛媛県 | 1.0 | 1.0 |
| 高知県 | 1.0 | 1.0 |
| 福岡県 | 1.0 | 1.0 |
| 佐賀県 | 1.0 | 1.0 |
| 長門県 | 1.0 | 1.0 |
| 熊本県 | 1.0 | 1.0 |
| 大分県 | 1.0 | 1.0 |
| 鹿児島県 | 1.0 | 1.0 |
| 沖縄県 | 1.0 | 1.0 |

資料出所 厚生労働省「令和元年最低賃金に関する基礎調査」

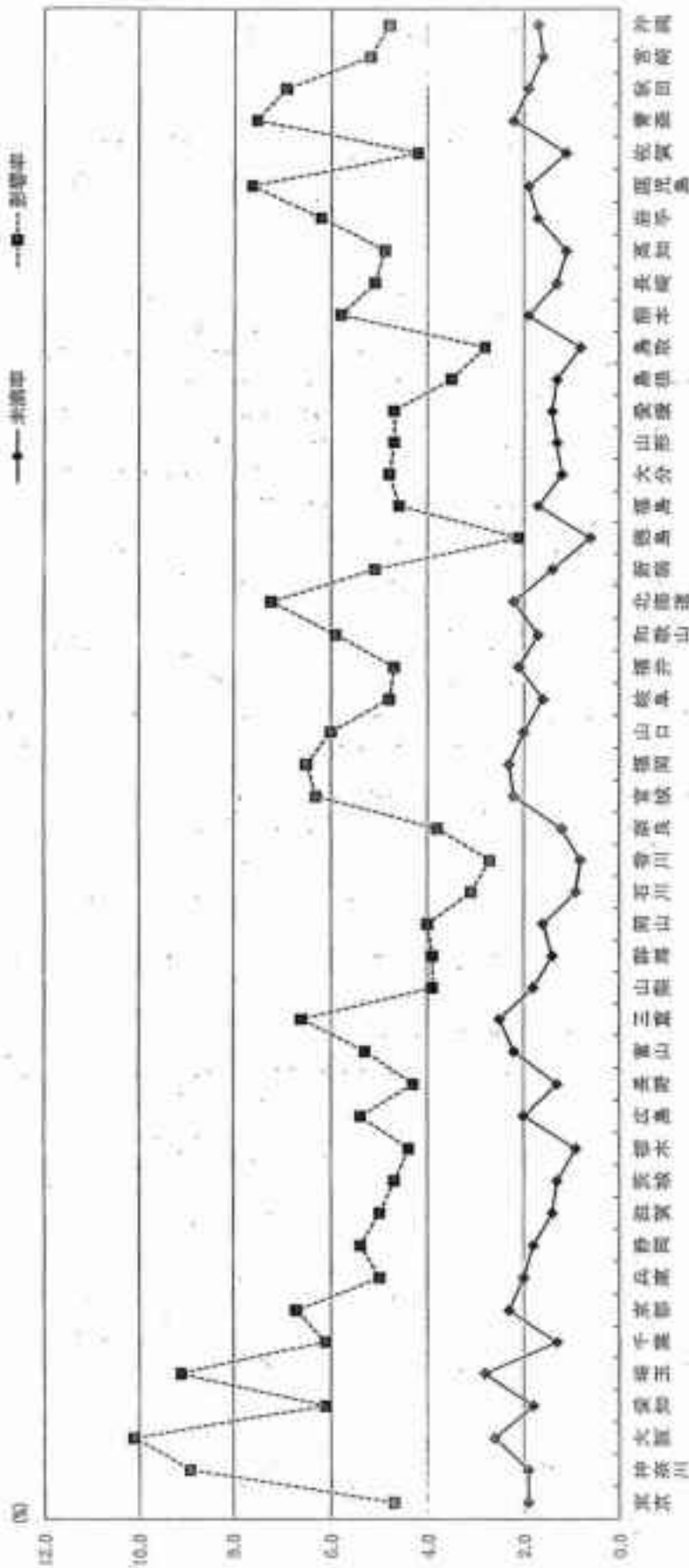
(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

(注2) 上記の影響率、未満率は、令和元年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。表のうち「*」のある県の数値は事業所数による還元率、「*1」のない県は労働者数による還元率によって算出したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和元年)

未満率(全国平均) 1.9%

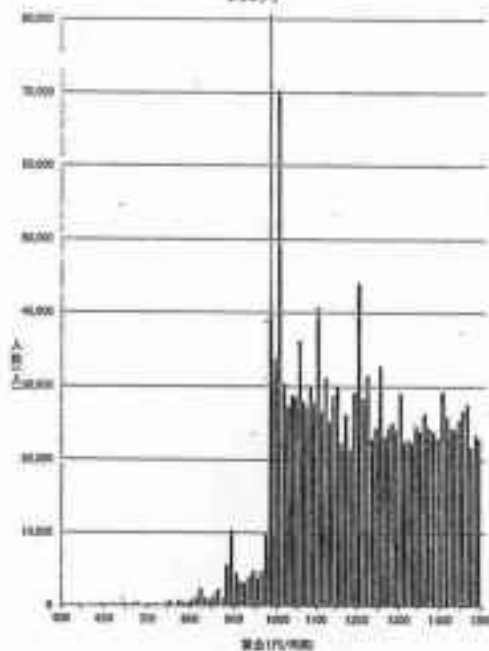
影響率(全国平均) 6.0%



| 都道府県 | 未満率 | 影響率 |
|------|-----|------|
| 北海道 | 1.9 | 4.7 |
| 青森県 | 1.8 | 5.1 |
| 岩手県 | 2.8 | 5.1 |
| 宮城県 | 1.3 | 5.7 |
| 秋田県 | 2.3 | 5.1 |
| 山形県 | 2.0 | 5.4 |
| 福島県 | 2.0 | 5.9 |
| 茨城県 | 2.0 | 5.4 |
| 栃木県 | 1.3 | 4.5 |
| 群馬県 | 2.0 | 4.5 |
| 埼玉県 | 1.3 | 5.4 |
| 千葉県 | 2.3 | 5.9 |
| 東京都 | 2.3 | 10.0 |
| 神奈川県 | 2.0 | 10.0 |
| 新潟県 | 1.8 | 5.9 |
| 富山県 | 2.0 | 5.4 |
| 石川県 | 1.4 | 5.9 |
| 福井県 | 1.4 | 5.9 |
| 山梨県 | 1.8 | 5.9 |
| 長野県 | 1.4 | 5.9 |
| 岐阜県 | 1.4 | 5.9 |
| 静岡県 | 1.4 | 5.9 |
| 愛知県 | 1.4 | 5.9 |
| 三重県 | 1.4 | 5.9 |
| 滋賀県 | 1.4 | 5.9 |
| 京都府 | 1.4 | 5.9 |
| 大阪府 | 1.4 | 5.9 |
| 兵庫県 | 1.4 | 5.9 |
| 奈良県 | 1.4 | 5.9 |
| 和歌山県 | 1.4 | 5.9 |
| 徳島県 | 1.4 | 5.9 |
| 香川県 | 1.4 | 5.9 |
| 愛媛県 | 1.4 | 5.9 |
| 高知県 | 1.4 | 5.9 |
| 福岡県 | 1.4 | 5.9 |
| 佐賀県 | 1.4 | 5.9 |
| 熊本県 | 1.4 | 5.9 |
| 大分県 | 1.4 | 5.9 |
| 宮崎県 | 1.4 | 5.9 |
| 鹿児島県 | 1.4 | 5.9 |
| 沖縄県 | 1.4 | 5.9 |

資料出所:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査特別集計」
 (注) 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。

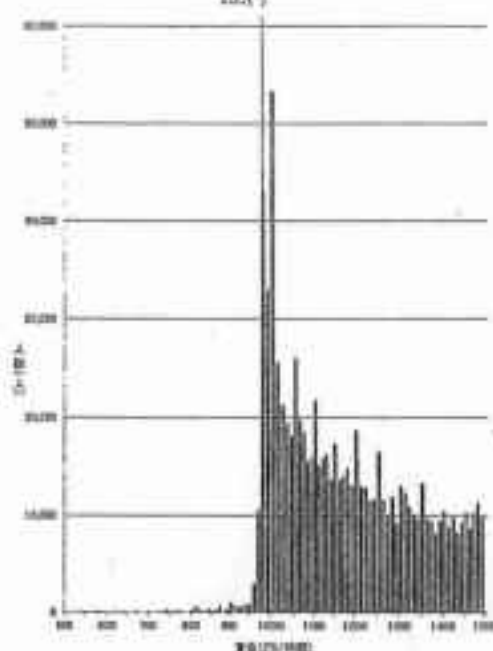
東京(A)
885円



資料出所:東京労働局「令和元年賃金調査結果年報」(短時間労働者計)
 (注)グラフ内縦軸の数値は千単位で表示されています。また、900円未満及び
 1500円以上の賃金分布はグラフ上に表示していません。

一般・短時間計

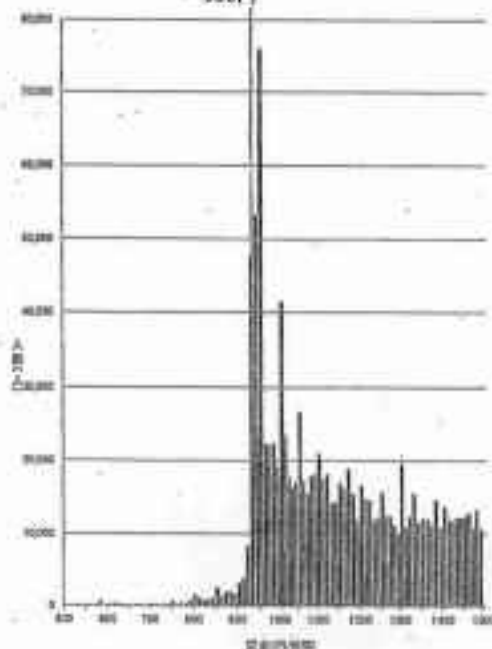
神奈川(A)
883円



資料出所:東京労働局「令和元年賃金調査結果年報」(短時間労働者計)
 (注)グラフ内縦軸の数値は千単位で表示されています。また、900円未満及び
 1500円以上の賃金分布はグラフ上に表示していません。

一般・短時間計

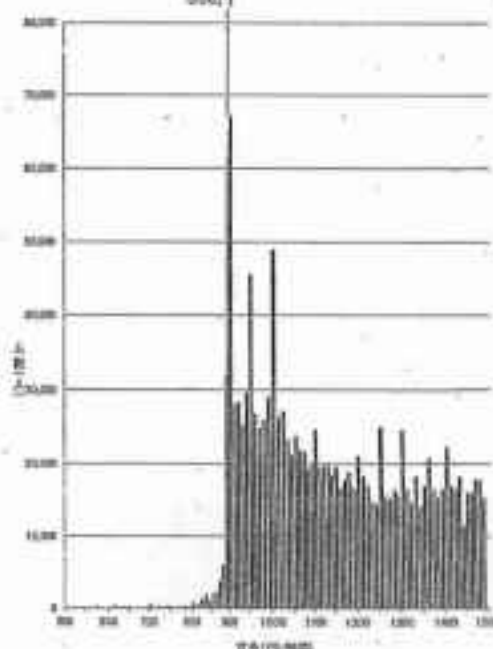
大阪(A)
936円



資料出所:東京労働局「令和元年賃金調査結果年報」(短時間労働者計)
 (注)グラフ内縦軸の数値は千単位で表示されています。また、900円未満及び
 1500円以上の賃金分布はグラフ上に表示していません。

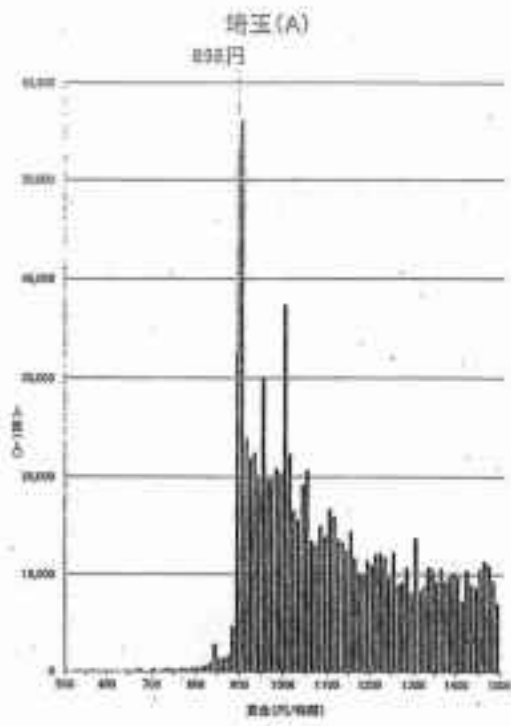
一般・短時間計

愛知(A)
880円



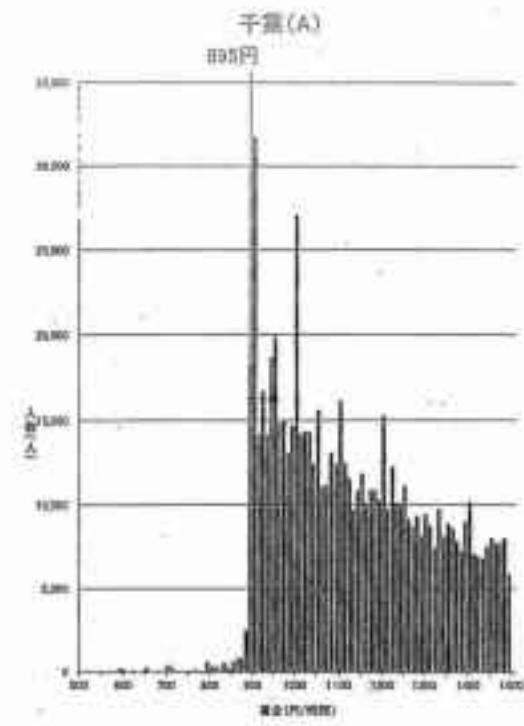
資料出所:東京労働局「令和元年賃金調査結果年報」(短時間労働者計)
 (注)グラフ内縦軸の数値は千単位で表示されています。また、900円未満及び
 1500円以上の賃金分布はグラフ上に表示していません。

一般・短時間計



実行日時： 実行日時が「令和元年賞金課税減額特別法施行期日」
 (注) プラットフォーム側の不正行為発生回数があるため、500円未満及び
 1000円以上の賞金付当はプラットフォームを除外している。

一般-他府県計

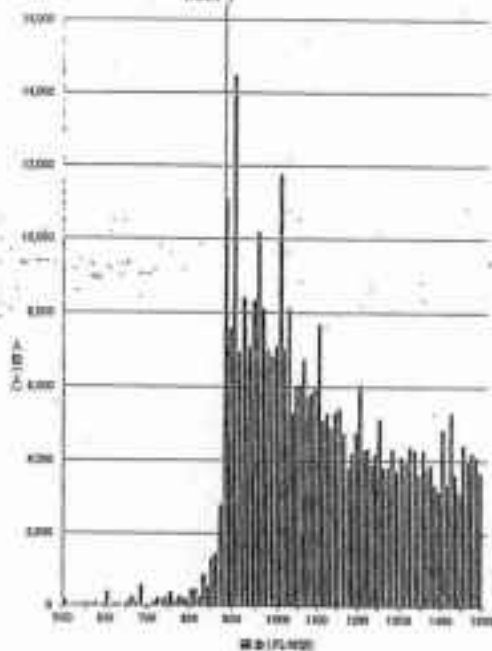


実行日時： 実行日時が「令和元年賞金課税減額特別法施行期日」
 (注) プラットフォーム側の不正行為発生回数があるため、500円未満及び
 1000円以上の賞金付当はプラットフォームを除外している。

一般-他府県計

京都(B)

882円

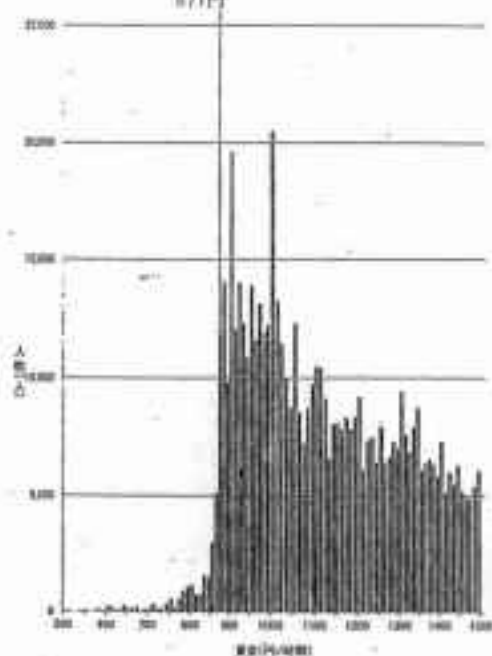


資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査結果年報」(統計局発表資料)
 (注)「ア」の項目は世帯ごとの世帯収入を指す。また、999円未満及び
 1500円以上の世帯はそれぞれ「ア」未満、「ア」以上とされている。

—(B)— 世帯収入

兵庫(B)

871円

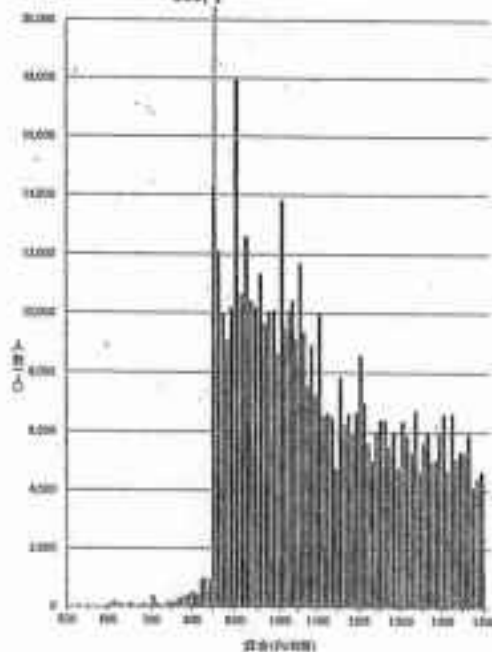


資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査結果年報」(統計局発表資料)
 (注)「ア」の項目は世帯ごとの世帯収入を指す。また、999円未満及び
 1500円以上の世帯はそれぞれ「ア」未満、「ア」以上とされている。

—(B)— 世帯収入

静岡(B)

858円

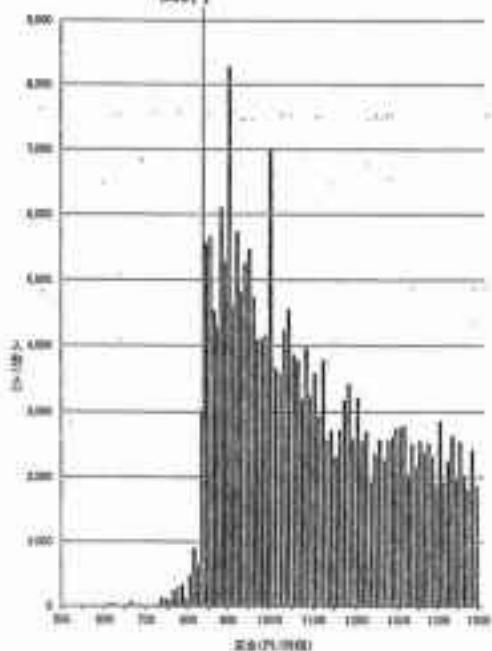


資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査結果年報」(統計局発表資料)
 (注)「ア」の項目は世帯ごとの世帯収入を指す。また、999円未満及び
 1500円以上の世帯はそれぞれ「ア」未満、「ア」以上とされている。

—(B)— 世帯収入

滋賀(B)

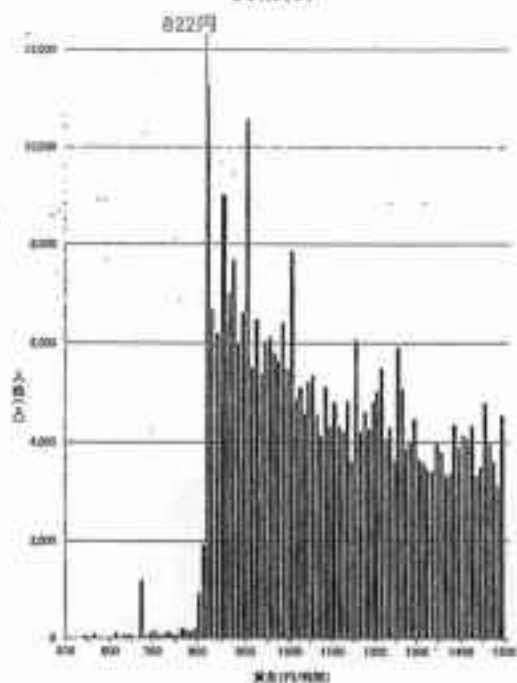
839円



資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査結果年報」(統計局発表資料)
 (注)「ア」の項目は世帯ごとの世帯収入を指す。また、999円未満及び
 1500円以上の世帯はそれぞれ「ア」未満、「ア」以上とされている。

—(B)— 世帯収入

茨城(B)

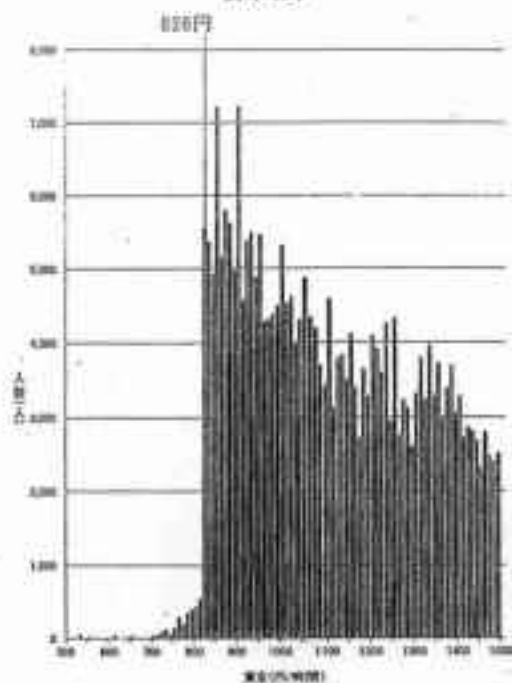


資料名称: 電力消費量(平均)と電気料金(平均)の推移状況

(注)グラフ内数値は平均値を示すものではありません。また、800円未満及び1000円以上の電気料金はグラフに表示していません。

— 電力消費量

栃木(B)

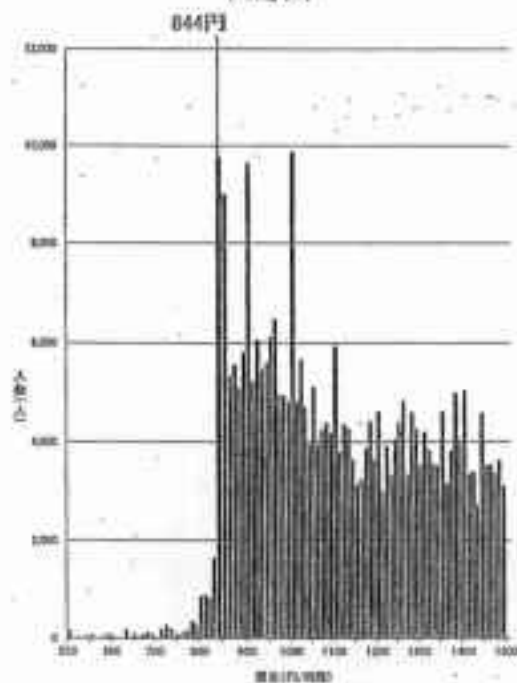


資料名称: 電力消費量(平均)と電気料金(平均)の推移状況

(注)グラフ内数値は平均値を示すものではありません。また、800円未満及び1000円以上の電気料金はグラフに表示していません。

— 電力消費量

広島(B)

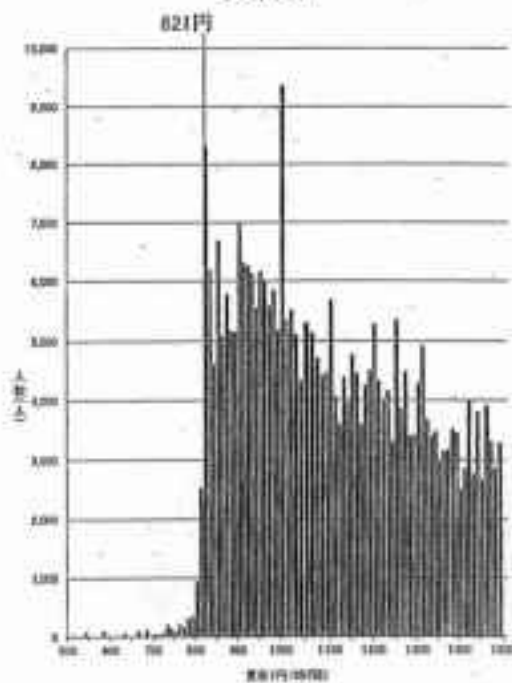


資料名称: 電力消費量(平均)と電気料金(平均)の推移状況

(注)グラフ内数値は平均値を示すものではありません。また、800円未満及び1000円以上の電気料金はグラフに表示していません。

— 電力消費量

長野(B)



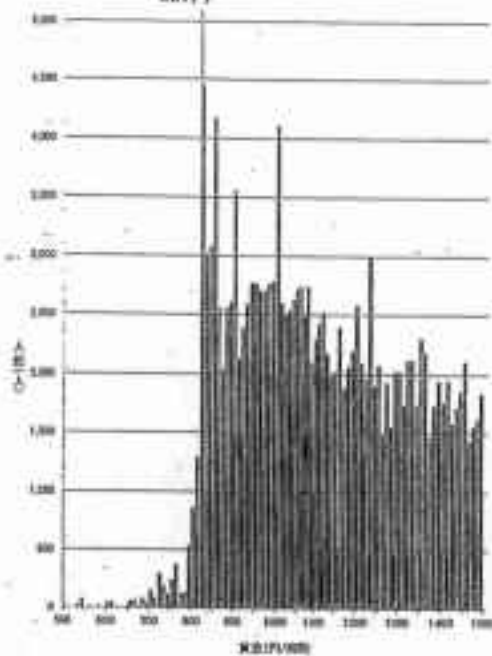
資料名称: 電力消費量(平均)と電気料金(平均)の推移状況

(注)グラフ内数値は平均値を示すものではありません。また、800円未満及び1000円以上の電気料金はグラフに表示していません。

— 電力消費量

富山(B)

821円

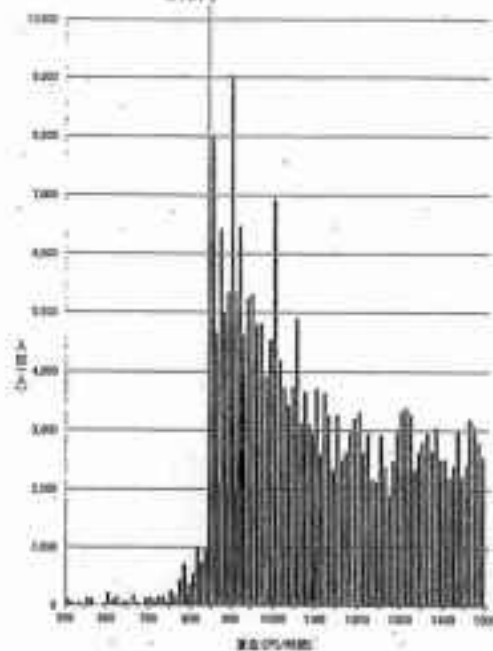


資料出所：電力会社提供「中部電力株式会社提供の中部電力株式会社提供のデータ」
 (注) 1ヶ月間の平均値を示す。また、1000kWh以上の場合はグラフ上に省略している。

—81— 8/2007

三重(B)

846円

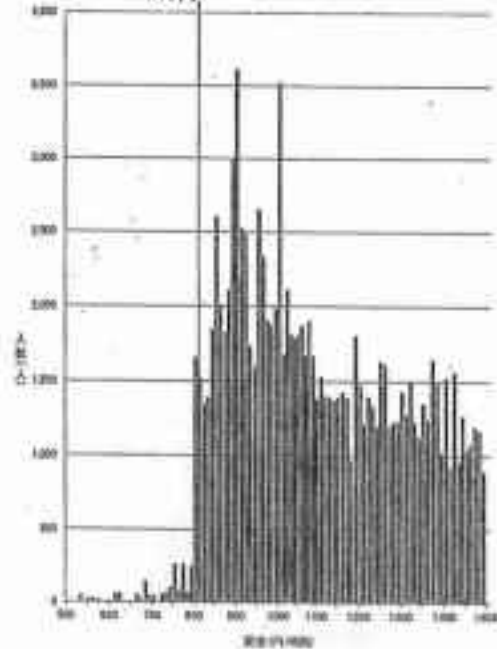


資料出所：電力会社提供「中部電力株式会社提供の中部電力株式会社提供のデータ」
 (注) 1ヶ月間の平均値を示す。また、1000kWh以上の場合はグラフ上に省略している。

—82— 8/2007

山梨(B)

810円

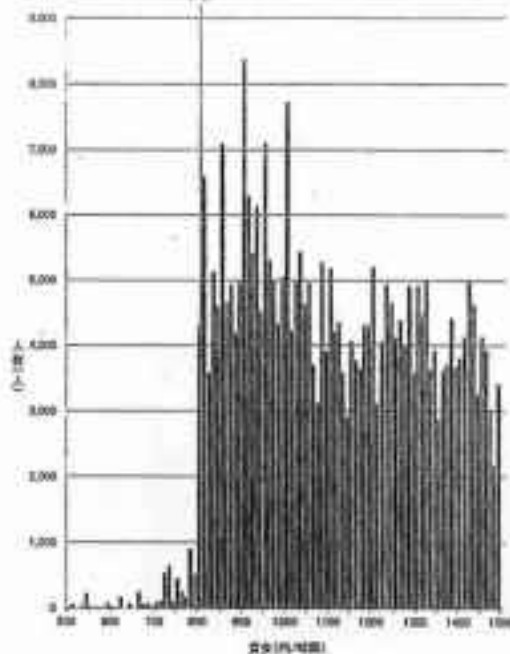


資料出所：電力会社提供「中部電力株式会社提供の中部電力株式会社提供のデータ」
 (注) 1ヶ月間の平均値を示す。また、1000kWh以上の場合はグラフ上に省略している。

—83— 8/2007

群馬 (C)

809円

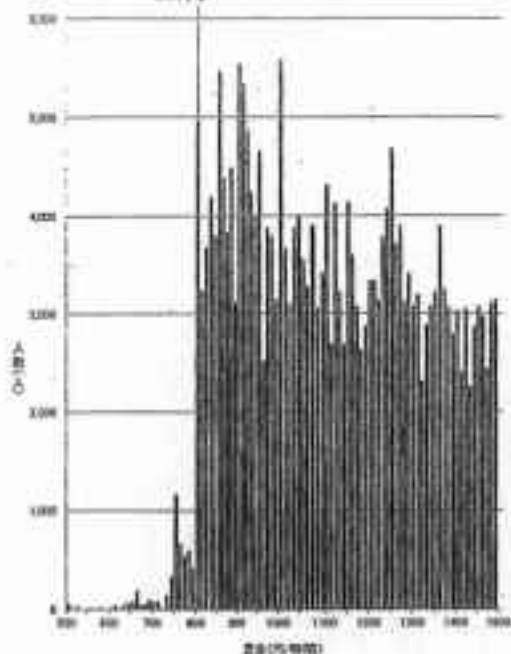


資料出所：厚生労働省「令和元年就業構造基本調査(国別別集計)」
 (注)グラフ内縦軸の値は平均年収を意味するのではなく、平均年収を算出した上で、100円以上の差を付与してグラフ上を表現している。

— ① — 国別集計

岡山 (C)

807円

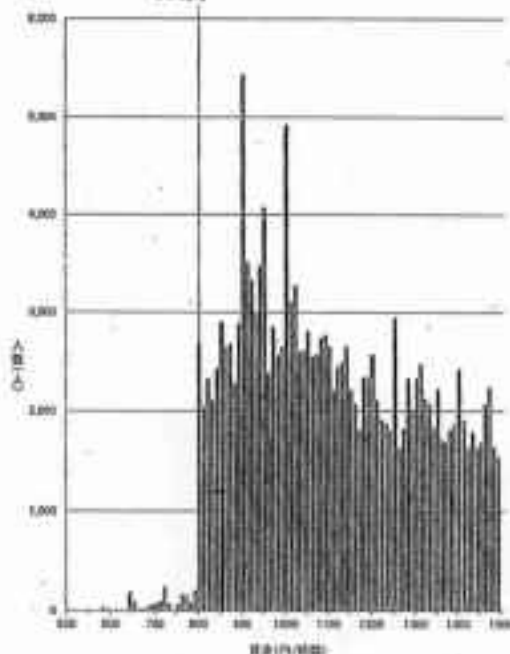


資料出所：厚生労働省「令和元年就業構造基本調査(国別別集計)」
 (注)グラフ内縦軸の値は平均年収を意味するのではなく、平均年収を算出した上で、100円以上の差を付与してグラフ上を表現している。

— ① — 国別集計

石川 (C)

806円

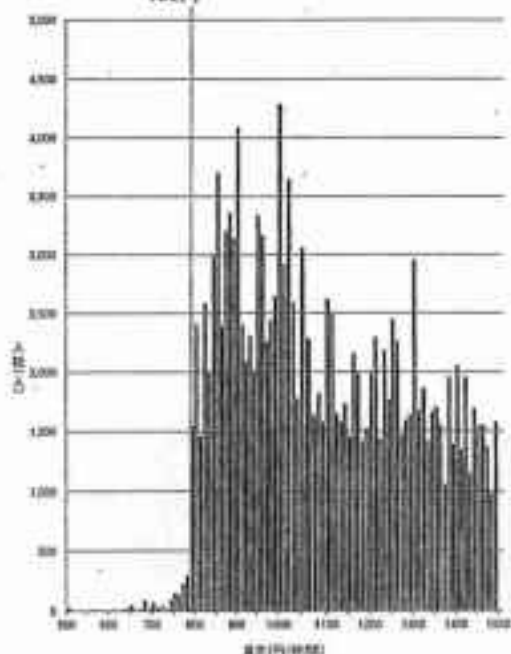


資料出所：厚生労働省「令和元年就業構造基本調査(国別別集計)」
 (注)グラフ内縦軸の値は平均年収を意味するのではなく、平均年収を算出した上で、100円以上の差を付与してグラフ上を表現している。

— ① — 国別集計

香川 (C)

792円

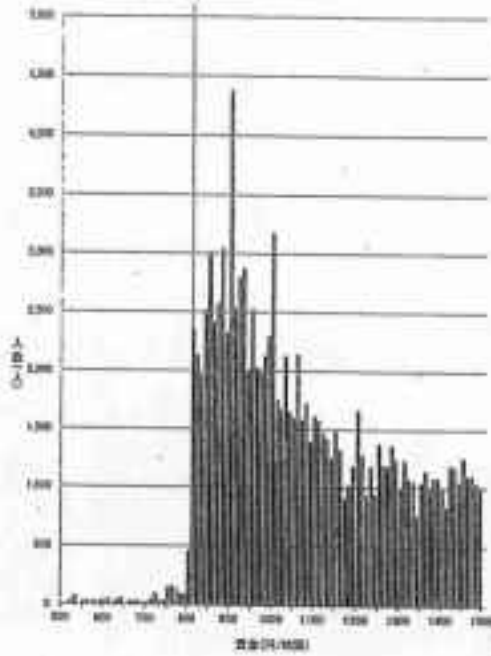


資料出所：厚生労働省「令和元年就業構造基本調査(国別別集計)」
 (注)グラフ内縦軸の値は平均年収を意味するのではなく、平均年収を算出した上で、100円以上の差を付与してグラフ上を表現している。

— ① — 国別集計

奈良(C)

811円

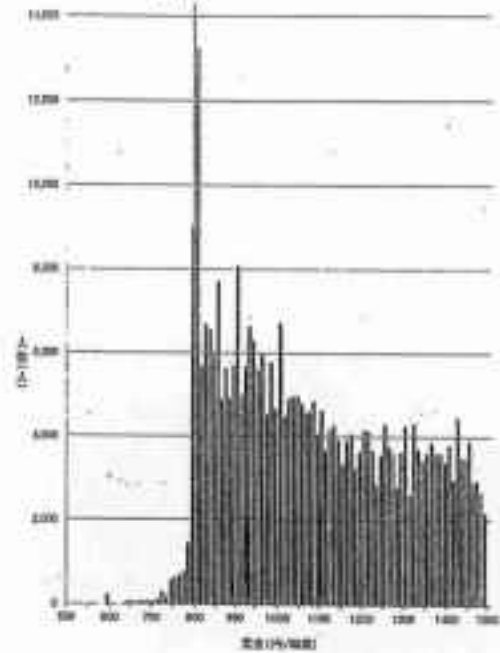


資料出所：奈良県電力供給部「令和元年電気料金調査結果」(調査対象世帯数：10,000世帯)
 (注) 1円未満の電量に該当する世帯は存在しない。また、100円未満及び100円以上の電量に該当する世帯は存在しない。

—811円—

宮城(C)

796円

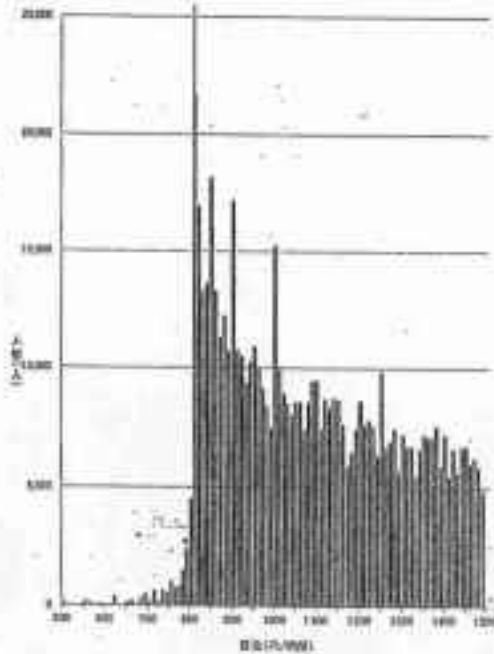


資料出所：東北電力株式会社「令和元年電気料金調査結果」(調査対象世帯数：10,000世帯)
 (注) 1円未満の電量に該当する世帯は存在しない。また、100円未満及び100円以上の電量に該当する世帯は存在しない。

—796円—

福岡(C)

814円

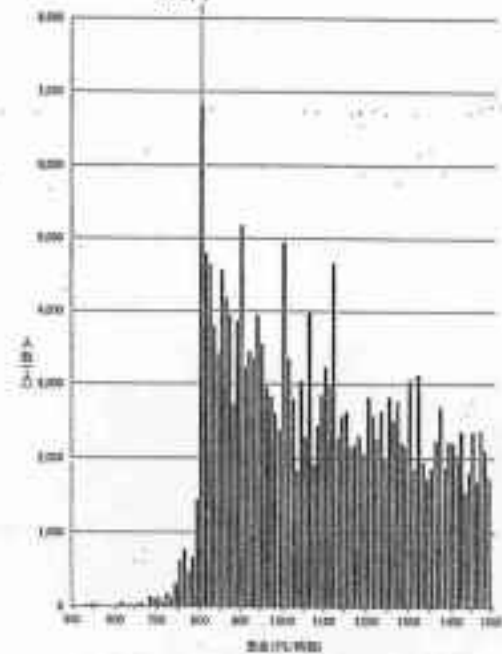


資料出所：九州電力株式会社「令和元年電気料金調査結果」(調査対象世帯数：10,000世帯)
 (注) 1円未満の電量に該当する世帯は存在しない。また、100円未満及び100円以上の電量に該当する世帯は存在しない。

—814円—

山口(C)

802円

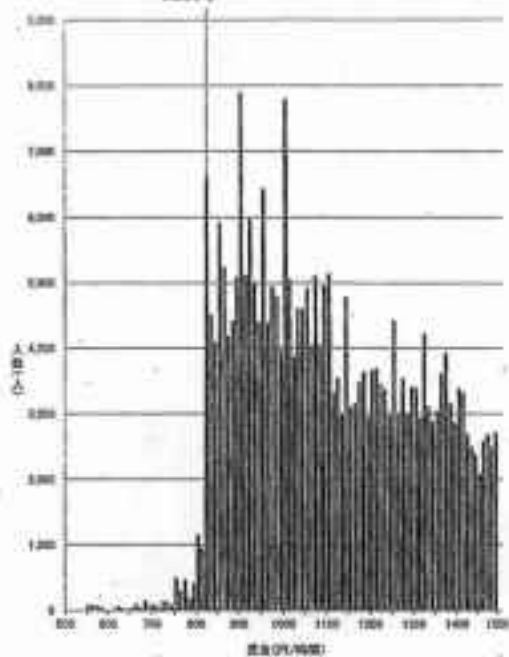


資料出所：東日本電力株式会社「令和元年電気料金調査結果」(調査対象世帯数：10,000世帯)
 (注) 1円未満の電量に該当する世帯は存在しない。また、100円未満及び100円以上の電量に該当する世帯は存在しない。

—802円—

岐阜(C)

825円



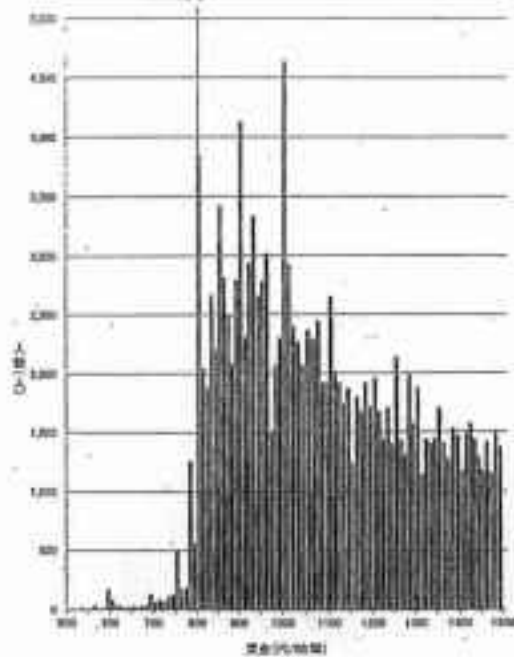
資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査統計調査特別集計」

(注) データの区間幅は100円単位で表示されています。また、100円未満及び1000円以上の収入分はグラフ上省略しています。

— 岐阜(岐阜県) —

福井(C)

803円



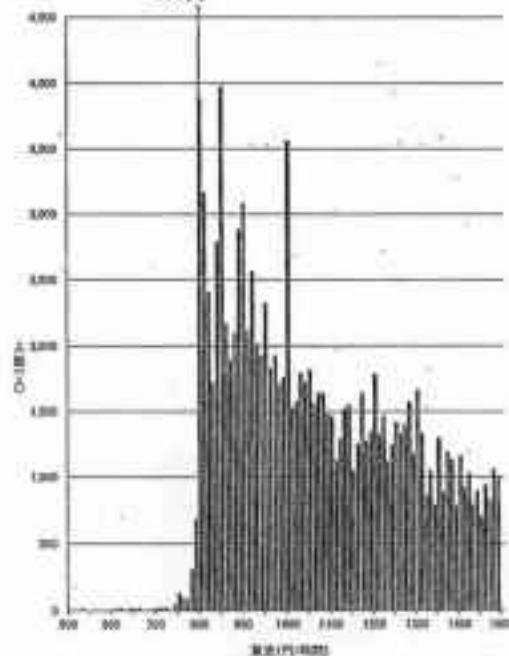
資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査統計調査特別集計」

(注) データの区間幅は100円単位で表示されています。また、100円未満及び1000円以上の収入分はグラフ上省略しています。

— 福井(福井県) —

和歌山(C)

803円



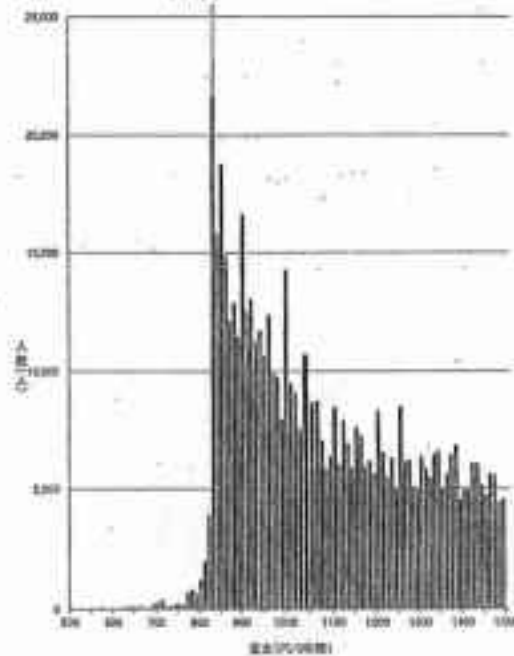
資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査統計調査特別集計」

(注) データの区間幅は100円単位で表示されています。また、100円未満及び1000円以上の収入分はグラフ上省略しています。

— 和歌山(和歌山県) —

北海道(C)

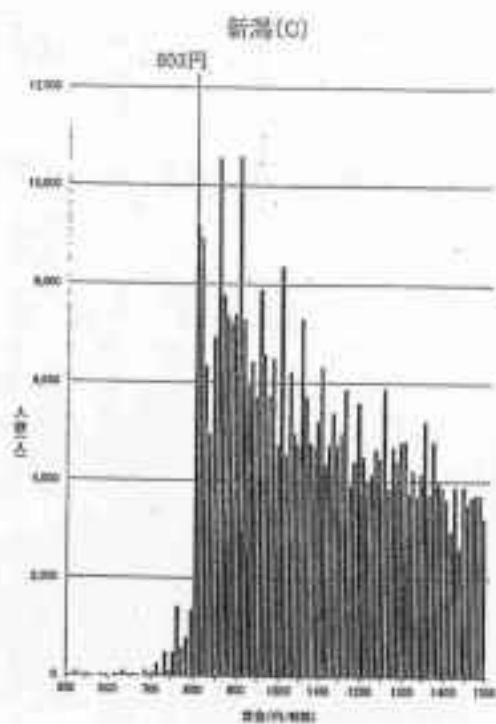
835円



資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査統計調査特別集計」

(注) データの区間幅は100円単位で表示されています。また、100円未満及び1000円以上の収入分はグラフ上省略しています。

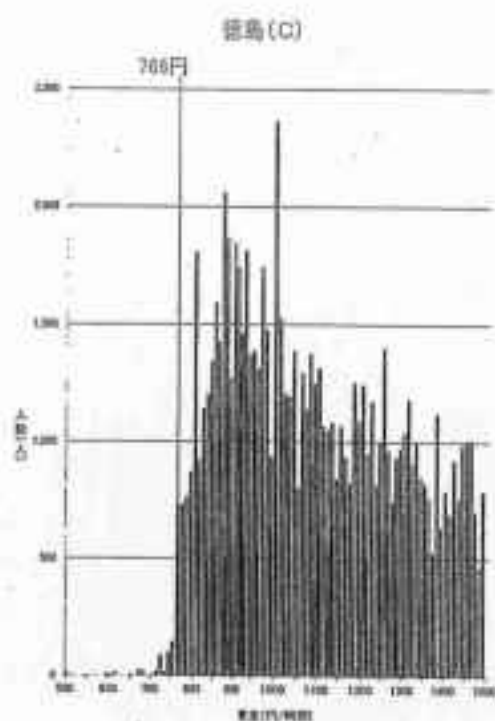
— 北海道(北海道) —



資料出所：平成17年度「労働力調査」新潟県調査結果(国勢調査部)

(注)グラフの縦軸の値は平価処理済みの値である。また、900円未満及び1600円以上の度数はグラフ上未表示。

—計—総務局

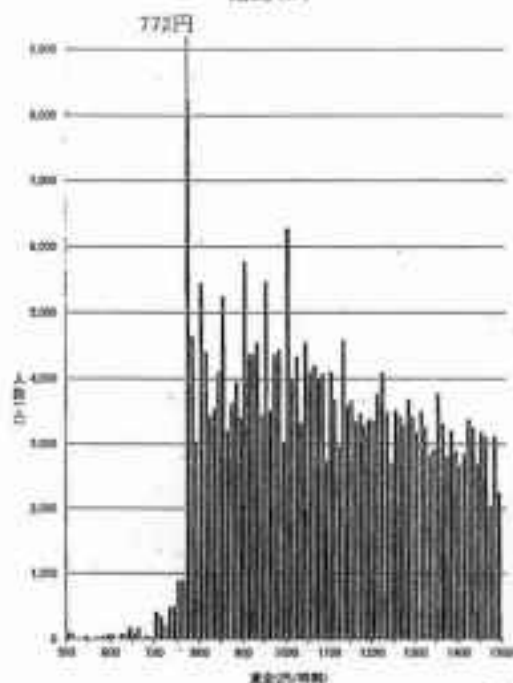


資料出所：平成17年度「労働力調査」徳島県調査結果(国勢調査部)

(注)グラフの縦軸の値は平価処理済みの値である。また、700円未満及び1600円以上の度数はグラフ上未表示。

—計—総務局

福島(D)

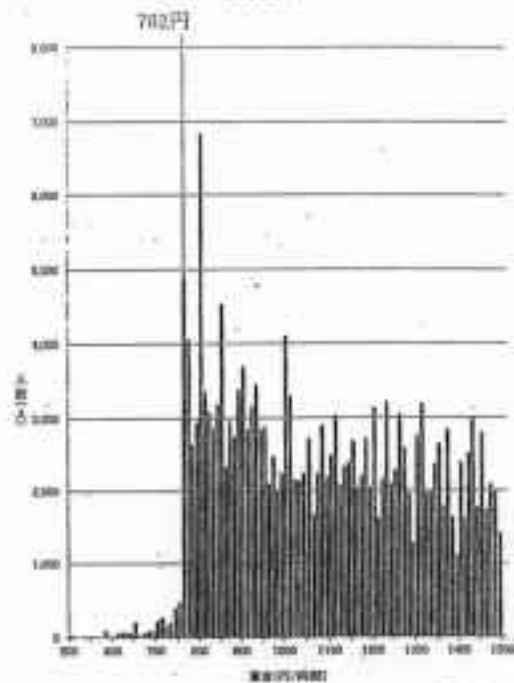


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金調査基本統計調査報告書」

(注)グラフの縦軸の値は平成30年度調査結果である。また、800円未満及び1,000円以上の賃金分布はグラフ上を離れている。

—①— (P.128)

大分(D)

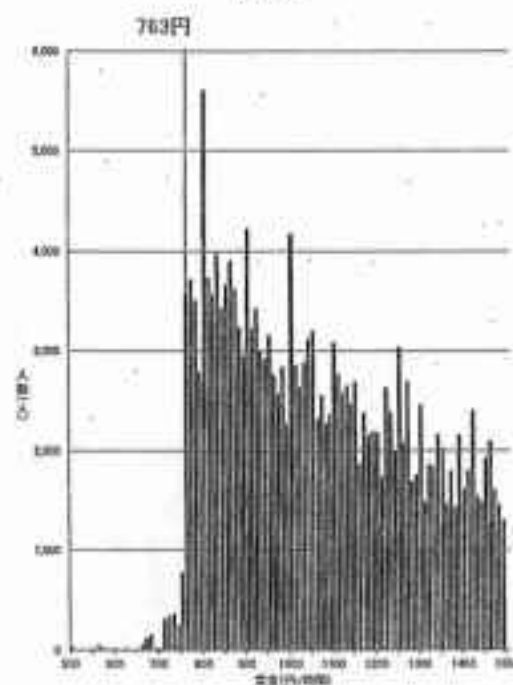


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金調査基本統計調査報告書」

(注)グラフの縦軸の値は平成30年度調査結果である。また、800円未満及び1,000円以上の賃金分布はグラフ上を離れている。

—①— (P.128)

山形(D)

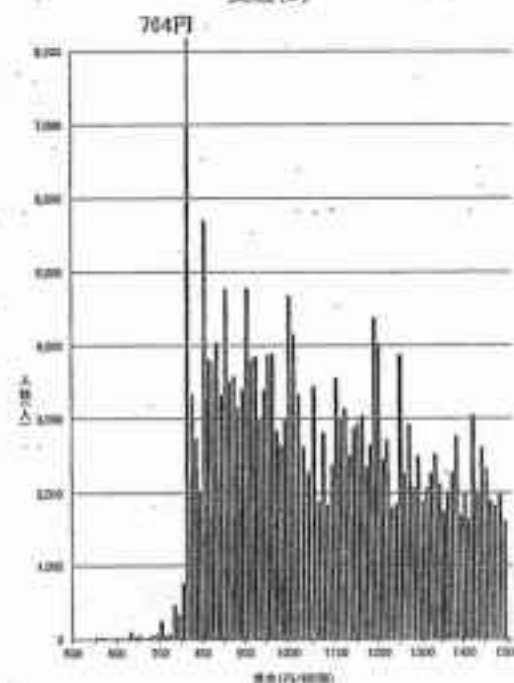


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金調査基本統計調査報告書」

(注)グラフの縦軸の値は平成30年度調査結果である。また、800円未満及び1,000円以上の賃金分布はグラフ上を離れている。

—①— (P.128)

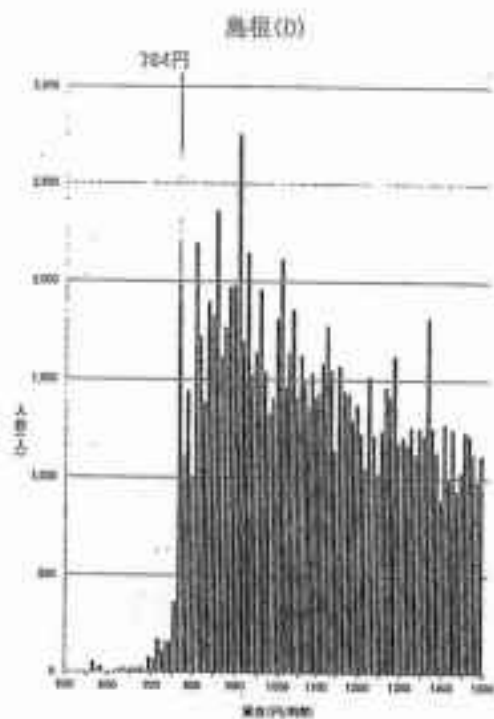
愛媛(D)



資料出所：厚生労働省「令和元年賃金調査基本統計調査報告書」

(注)グラフの縦軸の値は平成30年度調査結果である。また、800円未満及び1,000円以上の賃金分布はグラフ上を離れている。

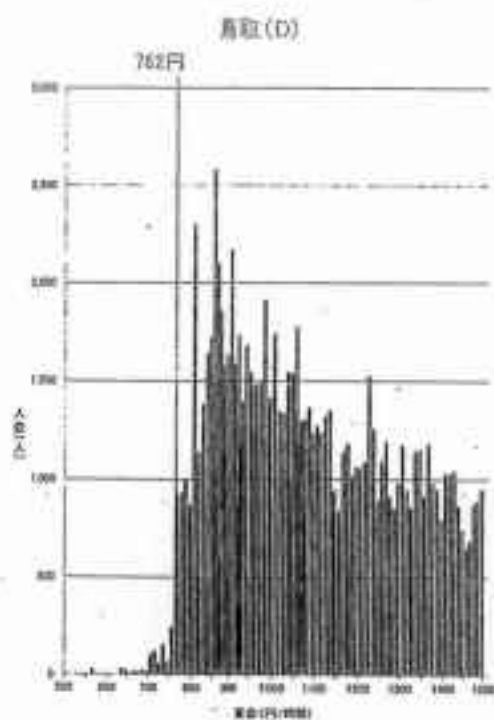
—①— (P.128)



資料出所：国土地院「令和元年国勢調査基本世帯別世帯別世帯別」

注1：アフリカの国別平均世帯人数を参考に、世帯人数が250人以上の世帯が0.5%と仮定している。

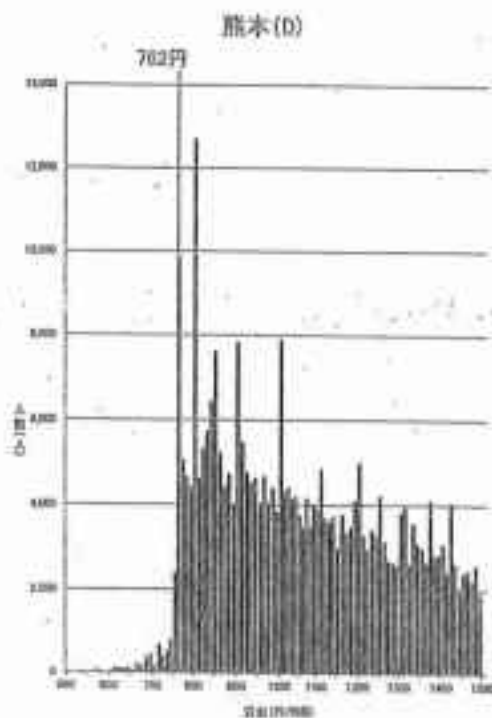
— 国土地院計



資料出所：国土地院「令和元年国勢調査基本世帯別世帯別世帯別」

注1：アフリカの国別平均世帯人数を参考に、世帯人数が250人以上の世帯が0.5%と仮定している。

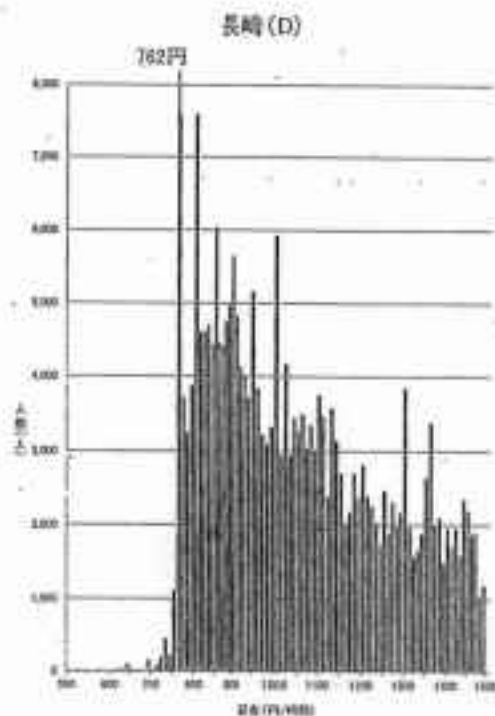
— 国土地院計



資料出所：国土地院「令和元年国勢調査基本世帯別世帯別世帯別」

注1：アフリカの国別平均世帯人数を参考に、世帯人数が250人以上の世帯が0.5%と仮定している。

— 国土地院計

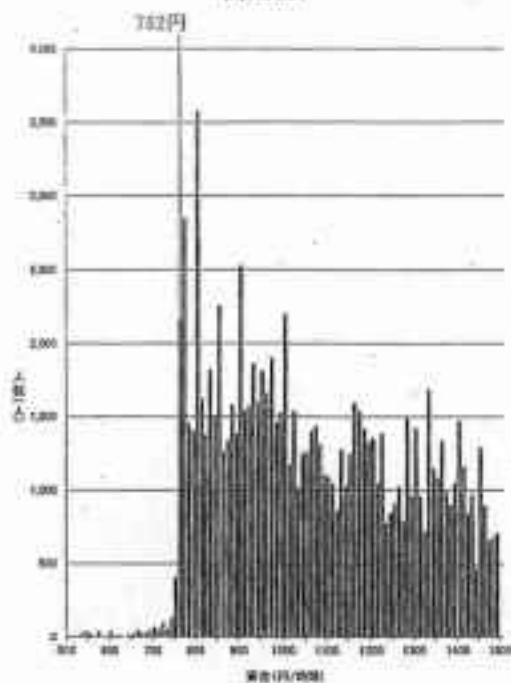


資料出所：国土地院「令和元年国勢調査基本世帯別世帯別世帯別」

注1：アフリカの国別平均世帯人数を参考に、世帯人数が250人以上の世帯が0.5%と仮定している。

— 国土地院計

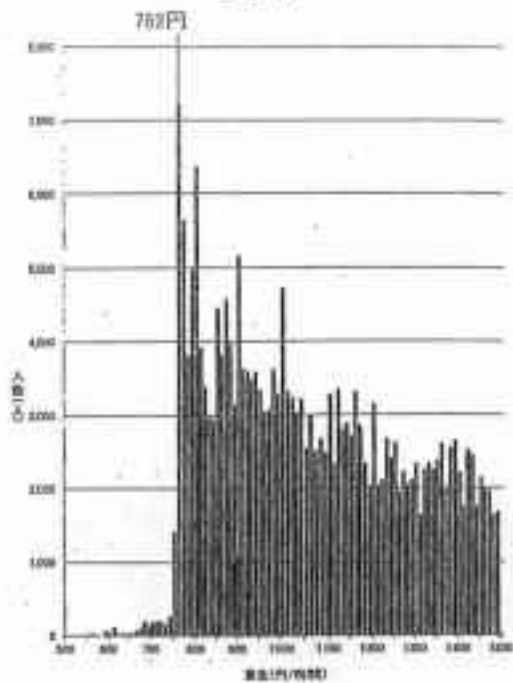
高知(D)



資料出所：調査対象県庁管内の各市町村を調査対象とする調査結果に基づき作成したものである。なお、999円未満及び999円以上の数量はそれぞれ700円未満及び700円以上の数量と見做している。

— 調査結果 —

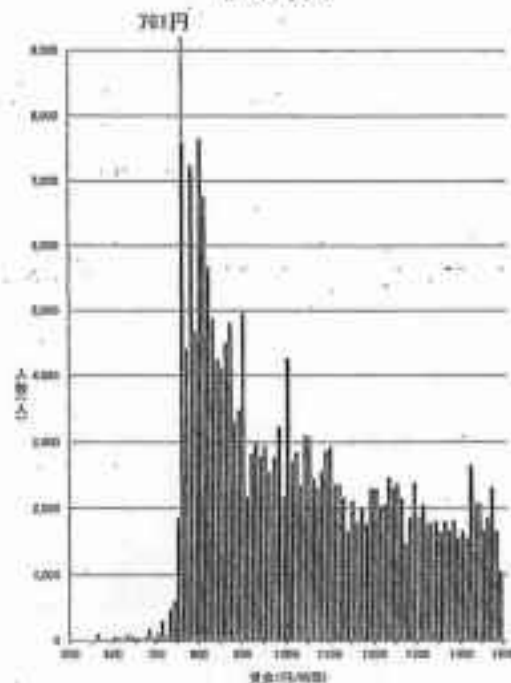
岩手(D)



資料出所：調査対象県庁管内の各市町村を調査対象とする調査結果に基づき作成したものである。なお、999円未満及び999円以上の数量はそれぞれ700円未満及び700円以上の数量と見做している。

— 調査結果 —

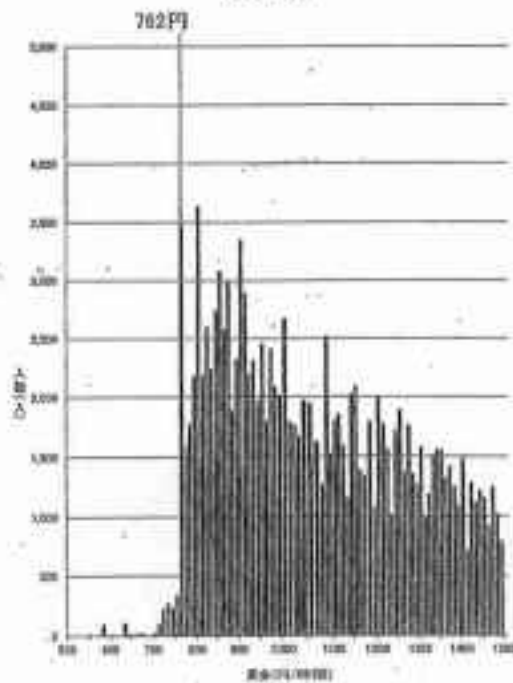
鹿児島(D)



資料出所：調査対象県庁管内の各市町村を調査対象とする調査結果に基づき作成したものである。なお、999円未満及び999円以上の数量はそれぞれ700円未満及び700円以上の数量と見做している。

— 調査結果 —

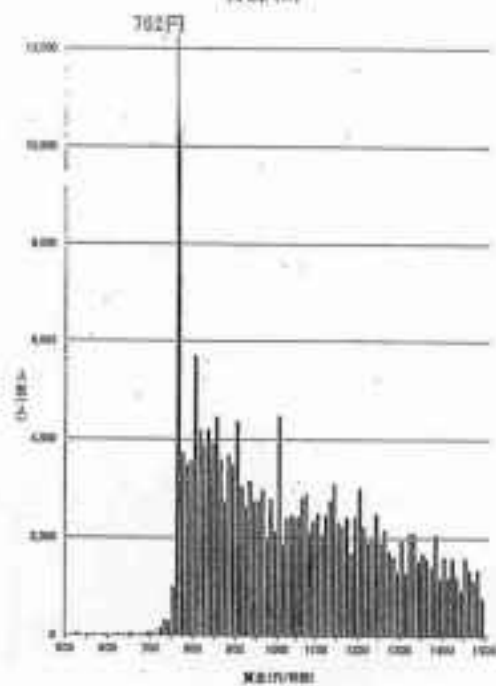
佐賀(D)



資料出所：調査対象県庁管内の各市町村を調査対象とする調査結果に基づき作成したものである。なお、999円未満及び999円以上の数量はそれぞれ700円未満及び700円以上の数量と見做している。

— 調査結果 —

青森(D)

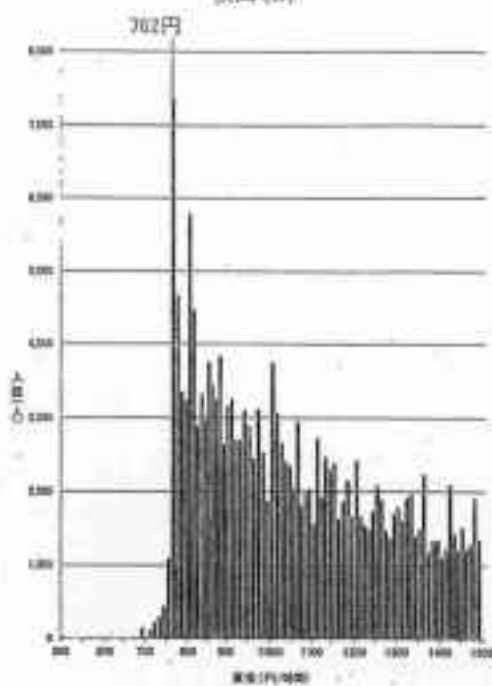


賞金(円) 賞金付人数(人) 賞金付人数割合(%) 賞金付人数割合(%)

(注) 762円未満の賞金は平均値の整数倍未満である。また、762円未満及び762円以上の賞金は必ず762円未満である。

— 総・総額統計

秋田(D)

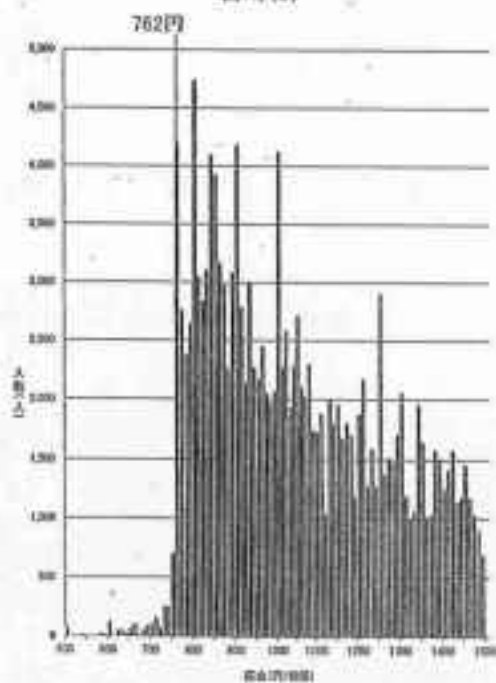


賞金(円) 賞金付人数(人) 賞金付人数割合(%) 賞金付人数割合(%)

(注) 762円未満の賞金は平均値の整数倍未満である。また、762円未満及び762円以上の賞金は必ず762円未満である。

— 総・総額統計

宮崎(D)

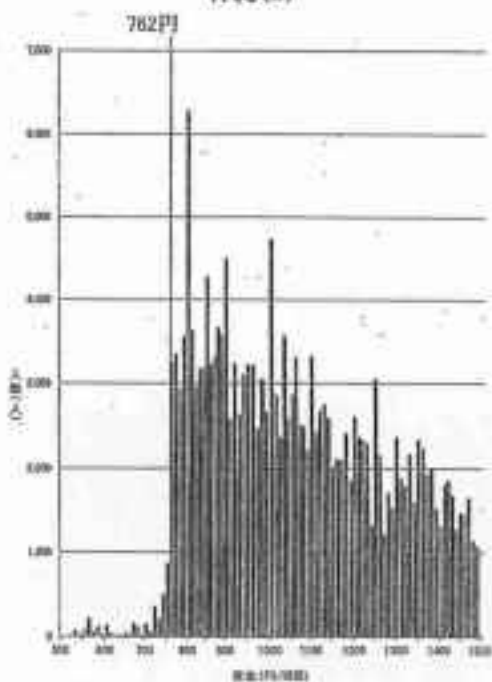


賞金(円) 賞金付人数(人) 賞金付人数割合(%) 賞金付人数割合(%)

(注) 762円未満の賞金は平均値の整数倍未満である。また、762円未満及び762円以上の賞金は必ず762円未満である。

— 総・総額統計

沖縄(D)



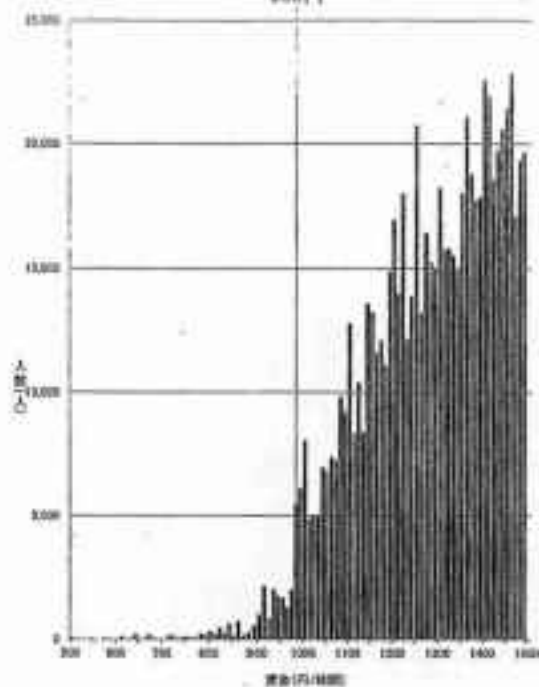
賞金(円) 賞金付人数(人) 賞金付人数割合(%) 賞金付人数割合(%)

(注) 762円未満の賞金は平均値の整数倍未満である。また、762円未満及び762円以上の賞金は必ず762円未満である。

— 総・総額統計

時間当たり賃金分布(一般労働者)

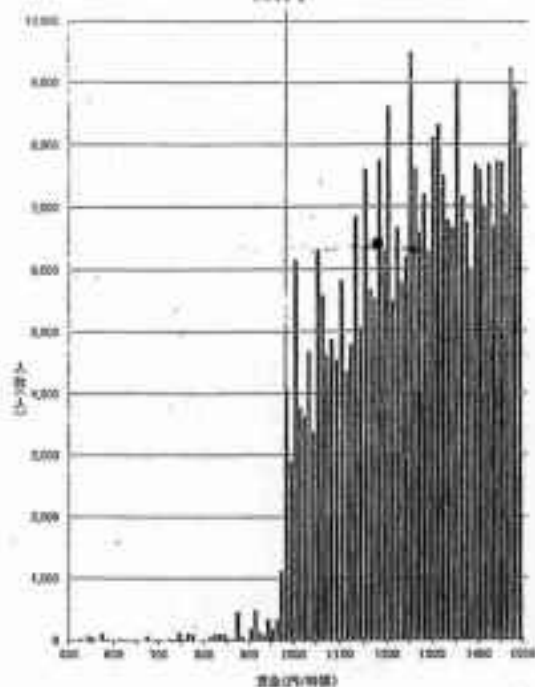
東京(A)
988円



資料出所：厚生労働省「令和4年賃金調査結果の地域別集計」
 (注)グラフ内縦軸の値は平成30年調査結果を基に算出。また、900円未満及び
 1500円以上の賃金付帯はグラフ上に表示していない。

一般労働者

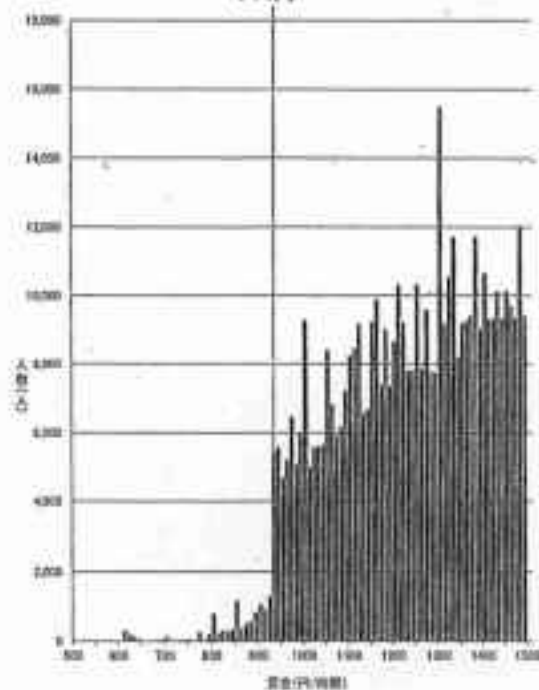
神奈川(A)
853円



資料出所：厚生労働省「令和4年賃金調査結果の地域別集計」
 (注)グラフ内縦軸の値は平成30年調査結果を基に算出。また、900円未満及び
 1500円以上の賃金付帯はグラフ上に表示していない。

一般労働者

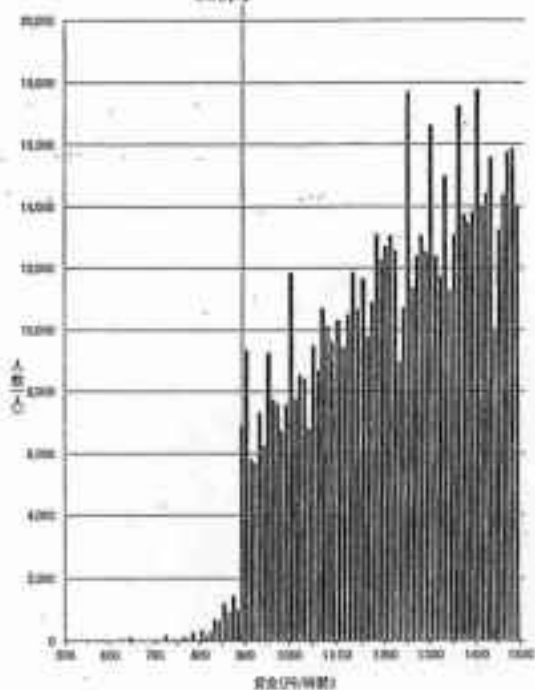
大阪(A)
936円



資料出所：厚生労働省「令和4年賃金調査結果の地域別集計」
 (注)グラフ内縦軸の値は平成30年調査結果を基に算出。また、900円未満及び
 1500円以上の賃金付帯はグラフ上に表示していない。

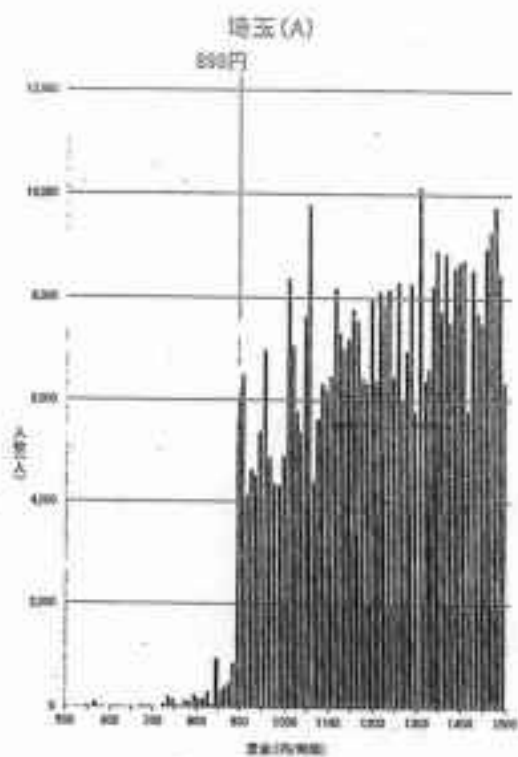
一般労働者

愛知(A)
898円



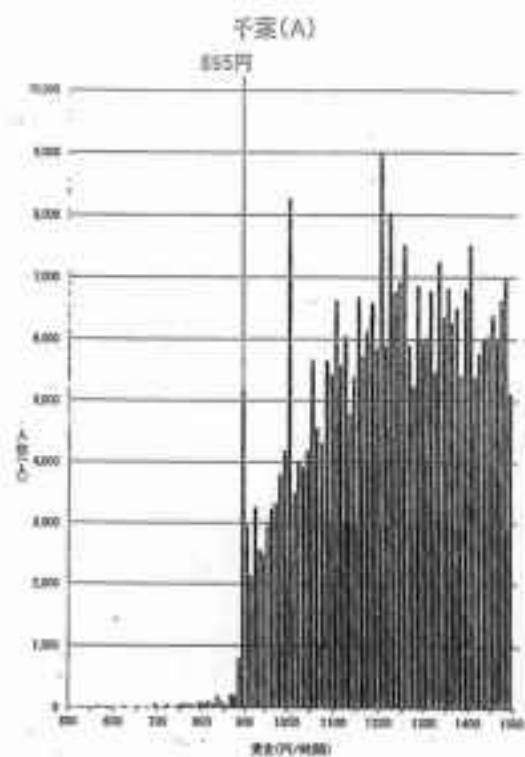
資料出所：厚生労働省「令和4年賃金調査結果の地域別集計」
 (注)グラフ内縦軸の値は平成30年調査結果を基に算出。また、900円未満及び
 1500円以上の賃金付帯はグラフ上に表示していない。

一般労働者



課税所得額：課税所得額700万円未満の世帯世帯数基本統計調査世帯別集計
 (2)700万円以上の世帯は平成26年度標準世帯世帯である。また、900円未満及び
 900円以上の世帯数はグラフ上に表示していない。

—世帯別集計

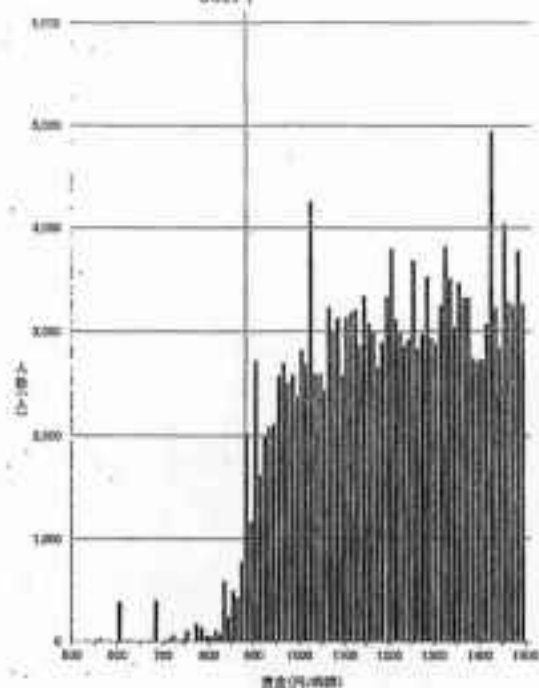


課税所得額：課税所得額700万円未満の世帯世帯数基本統計調査世帯別集計
 (2)700万円以上の世帯は平成26年度標準世帯世帯である。また、900円未満及び
 900円以上の世帯数はグラフ上に表示していない。

—世帯別集計

京都(B)

862円



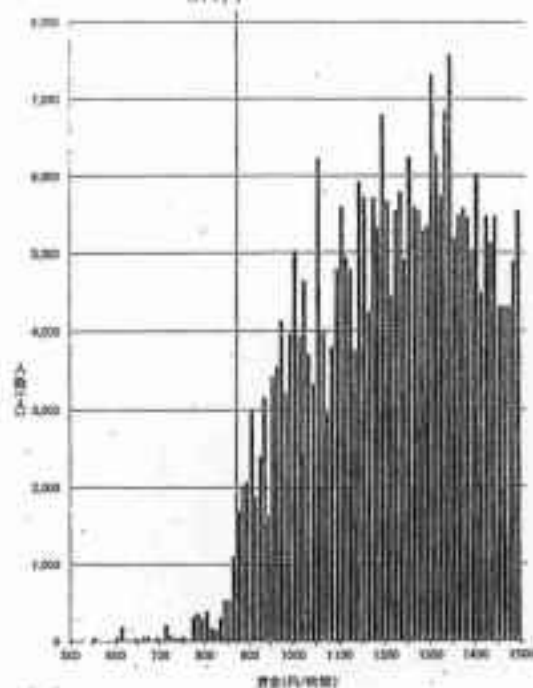
資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内数値の単位は千単位未満の整数である。また、200円未満及び2000円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

— 給与水準 —

兵庫(B)

871円



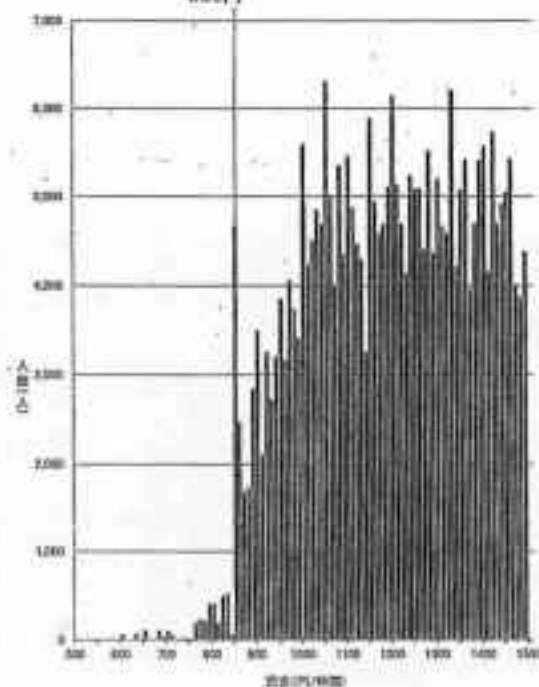
資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内数値の単位は千単位未満の整数である。また、200円未満及び2000円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

— 給与水準 —

静岡(B)

858円



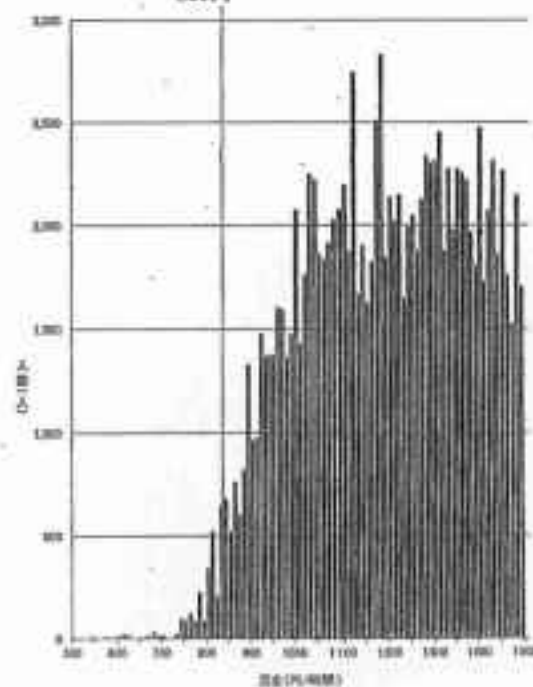
資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内数値の単位は千単位未満の整数である。また、200円未満及び2000円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

— 給与水準 —

滋賀(B)

839円



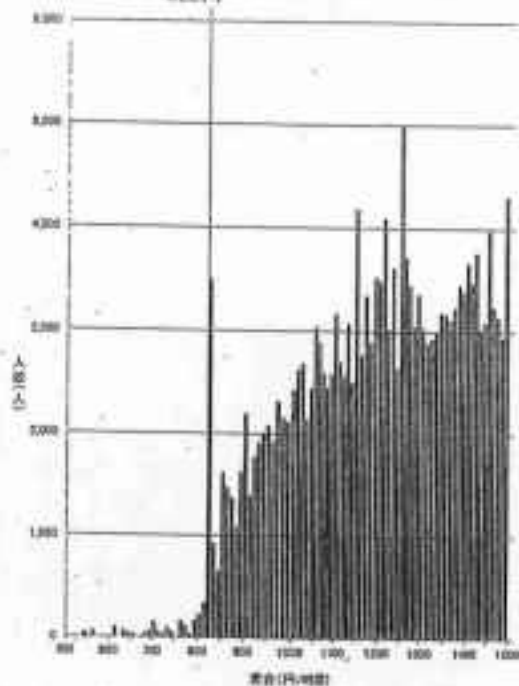
資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内数値の単位は千単位未満の整数である。また、200円未満及び2000円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

— 給与水準 —

茨城(B)

822円



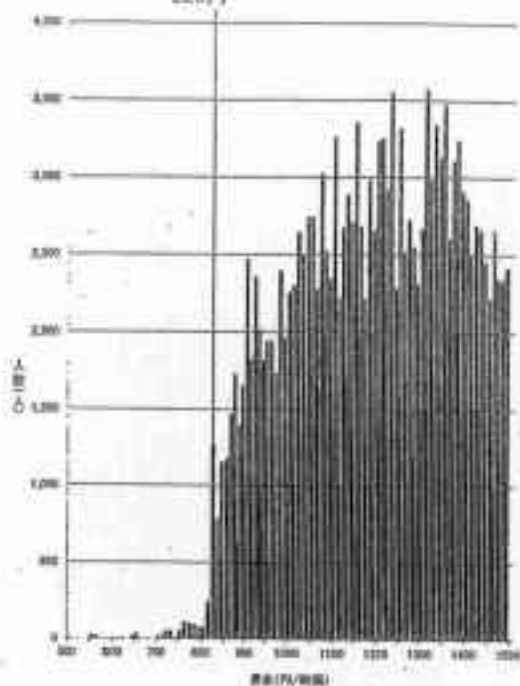
資料出所：県庁所管「令和4年県民意識調査」統計調査特別委員会

①「グラフ内縦軸の値は平成20年度県民意識調査であり、また、県内調査及び100円以上の調査対象はグラフ上省略している。

— 12月発表 —

栃木(B)

826円



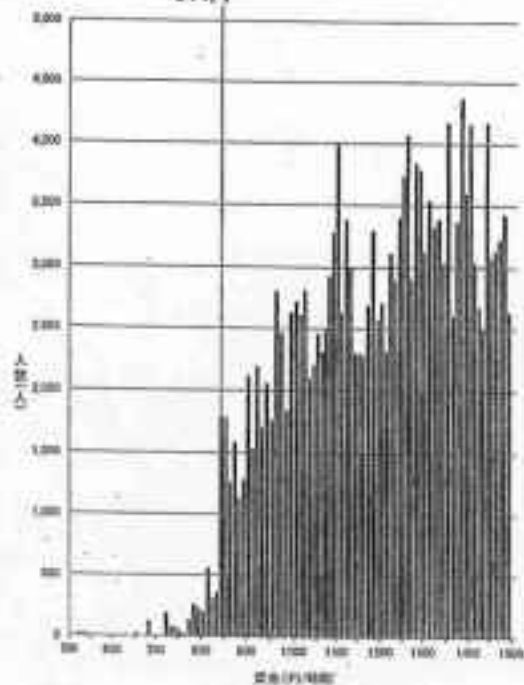
資料出所：県庁所管「令和4年県民意識調査」統計調査特別委員会

①「グラフ内縦軸の値は平成20年度県民意識調査であり、また、県内調査及び100円以上の調査対象はグラフ上省略している。

— 12月発表 —

広島(B)

844円



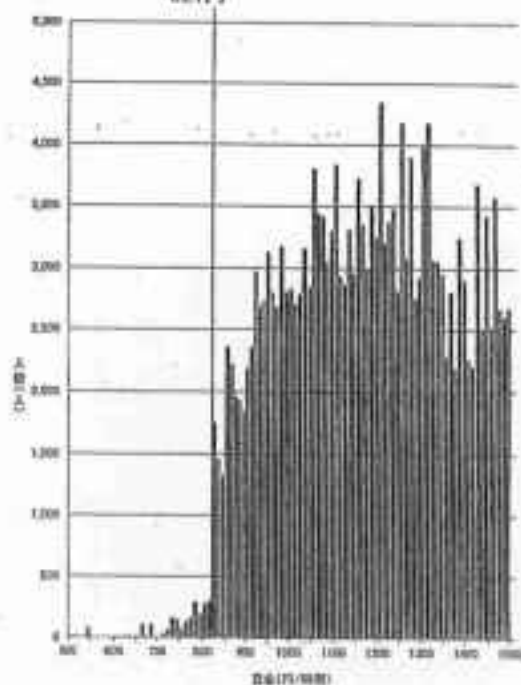
資料出所：県庁所管「令和4年県民意識調査」統計調査特別委員会

①「グラフ内縦軸の値は平成20年度県民意識調査であり、また、県内調査及び100円以上の調査対象はグラフ上省略している。

— 12月発表 —

長野(B)

821円



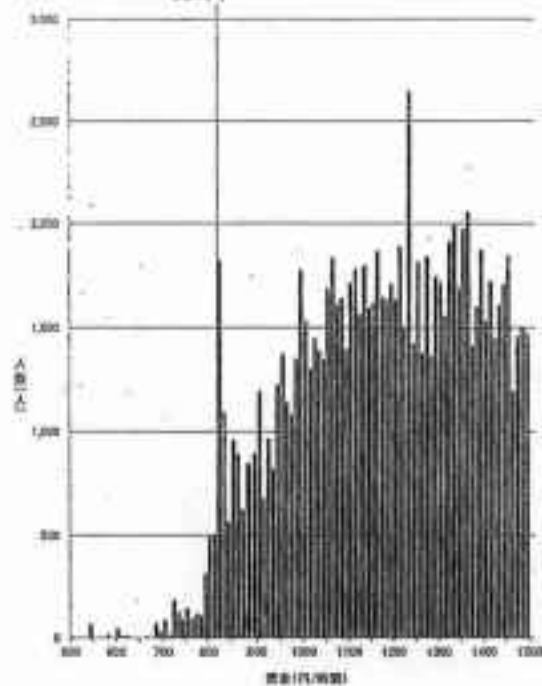
資料出所：県庁所管「令和4年県民意識調査」統計調査特別委員会

①「グラフ内縦軸の値は平成20年度県民意識調査であり、また、県内調査及び100円以上の調査対象はグラフ上省略している。

— 12月発表 —

宮山(B)

821円



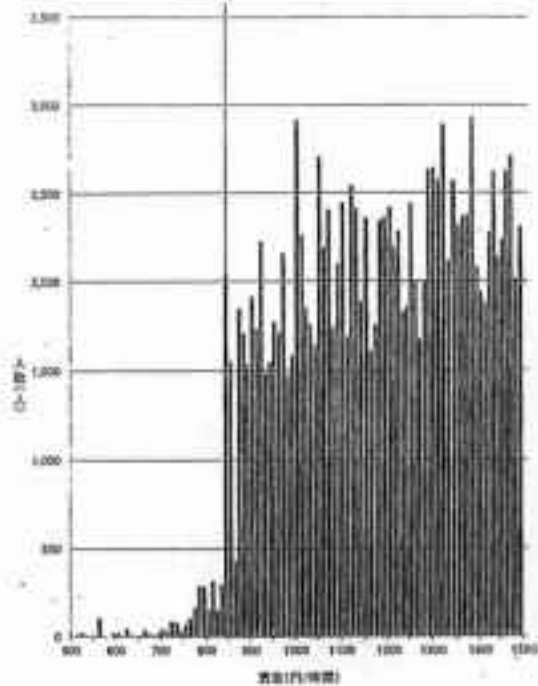
資料出所：国土交通省「令和元年国勢調査基本世帯対称集計結果集計」

(注)グラフ内記載の値は平均世帯世帯数を示している。また、100円未満及び100円以上の世帯数はグラフ上に表示していない。

一般社団法人

三重(B)

848円



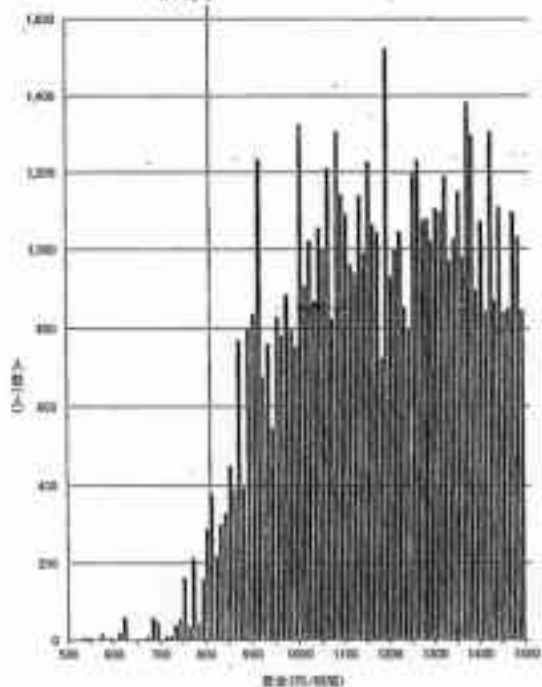
資料出所：国土交通省「令和元年国勢調査基本世帯対称集計結果集計」

(注)グラフ内記載の値は平均世帯世帯数を示している。また、100円未満及び100円以上の世帯数はグラフ上に表示していない。

一般社団法人

山梨(B)

810円



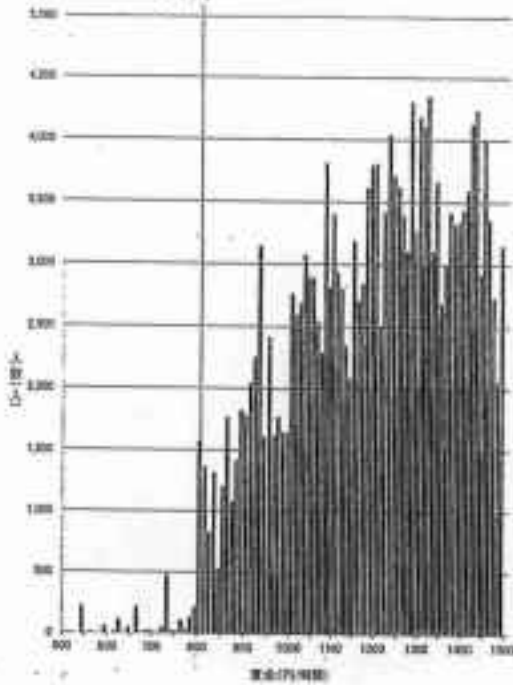
資料出所：国土交通省「令和元年国勢調査基本世帯対称集計結果集計」

(注)グラフ内記載の値は平均世帯世帯数を示している。また、100円未満及び100円以上の世帯数はグラフ上に表示していない。

一般社団法人

群島(C)

809円

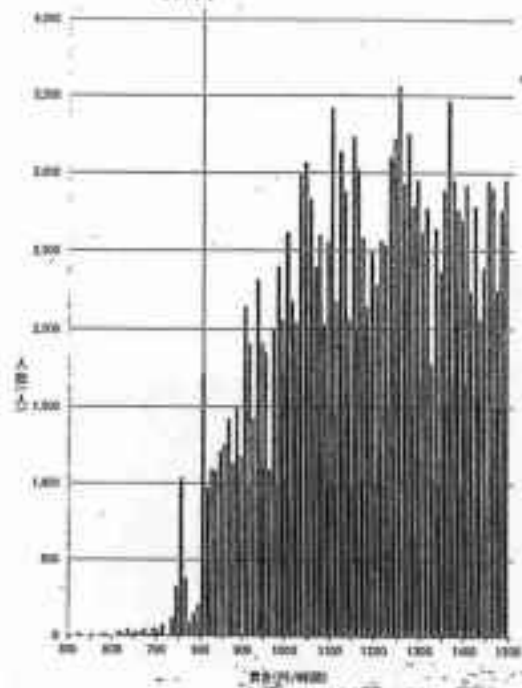


資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査統計調査報告書」
 (注)グラフ内数値は個人が平均的な消費支出額である。また、100円未満及び
 1500円以上の消費支出額はグラフ上省略している。

一般消費者

岡山(C)

807円

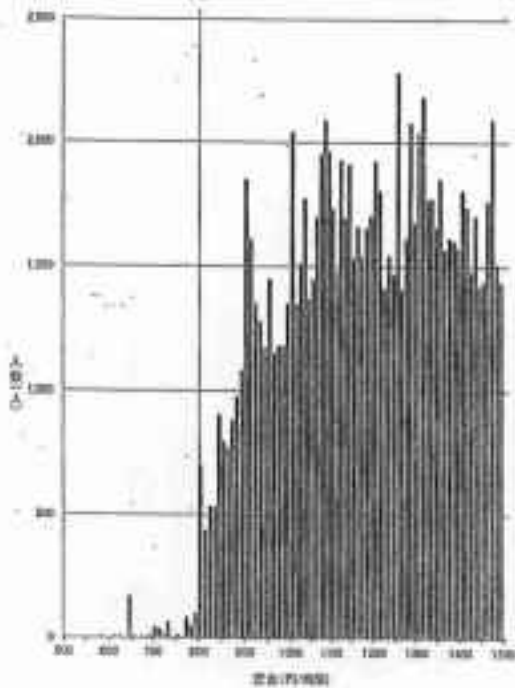


資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査統計調査報告書」
 (注)グラフ内数値は個人が平均的な消費支出額である。また、100円未満及び
 1500円以上の消費支出額はグラフ上省略している。

一般消費者

石川(C)

806円

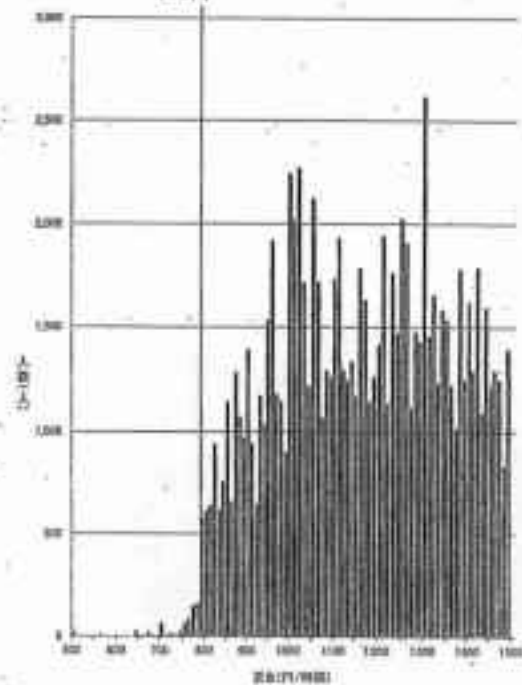


資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査統計調査報告書」
 (注)グラフ内数値は個人が平均的な消費支出額である。また、100円未満及び
 1500円以上の消費支出額はグラフ上省略している。

一般消費者

香川(C)

792円

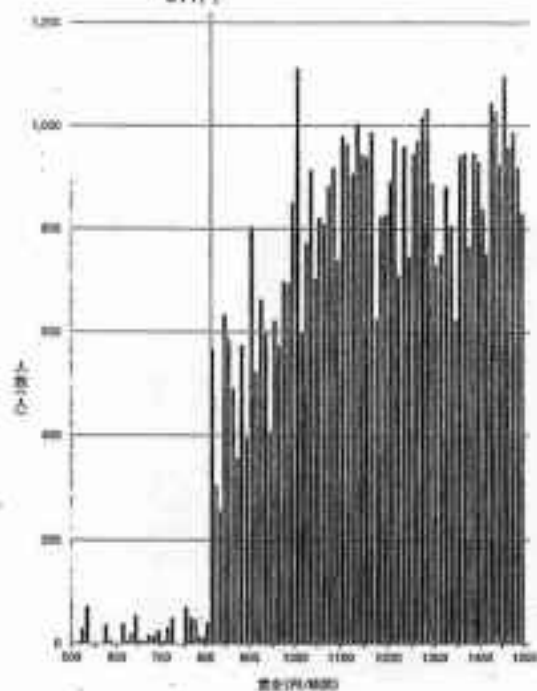


資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査統計調査報告書」
 (注)グラフ内数値は個人が平均的な消費支出額である。また、100円未満及び
 1500円以上の消費支出額はグラフ上省略している。

一般消費者

奈良(C)

811円



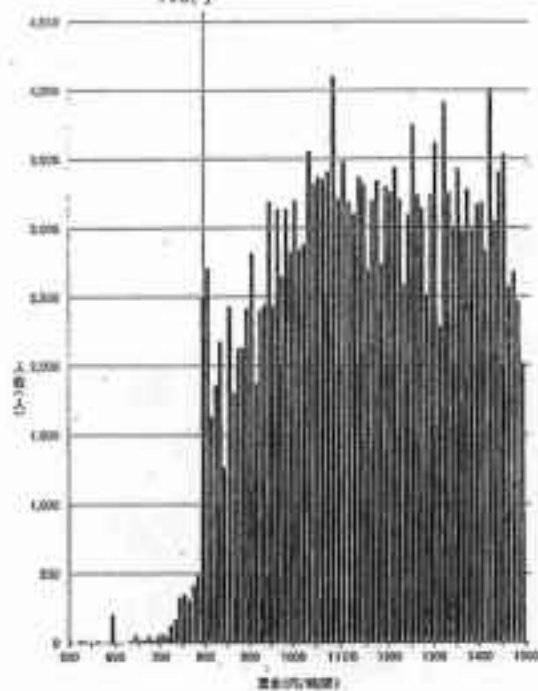
資料出所：奈良県庁「平成29年度奈良県国民生活意識調査報告書(県民生活編)」

(注)グラフ内数値は概算値であり、四捨五入されています。また、800円未満及び1,500円以上の賃金分等はグラフ上省略しています。

一般労働者

宮城(C)

788円



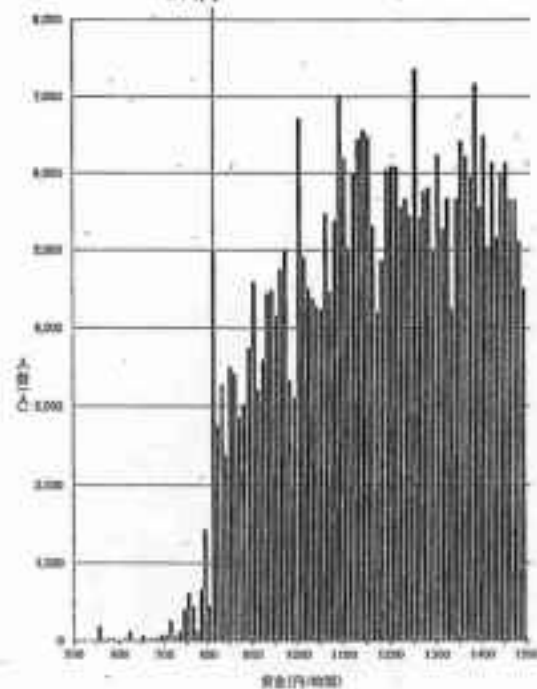
資料出所：宮城県庁「平成29年度宮城県国民生活意識調査報告書(県民生活編)」

(注)グラフ内数値は概算値であり、四捨五入されています。また、800円未満及び1,500円以上の賃金分等はグラフ上省略しています。

一般労働者

福岡(C)

814円



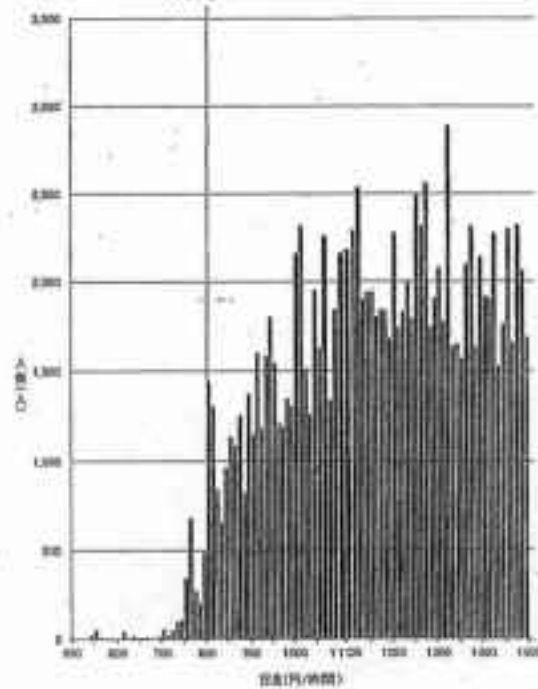
資料出所：福岡県庁「平成29年度福岡県国民生活意識調査報告書(県民生活編)」

(注)グラフ内数値は概算値であり、四捨五入されています。また、800円未満及び1,500円以上の賃金分等はグラフ上省略しています。

一般労働者

山口(C)

802円



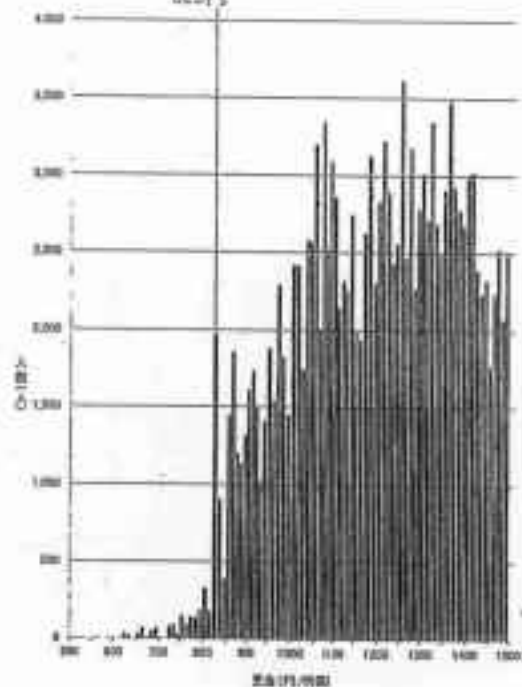
資料出所：山口県庁「平成29年度山口県国民生活意識調査報告書(県民生活編)」

(注)グラフ内数値は概算値であり、四捨五入されています。また、800円未満及び1,500円以上の賃金分等はグラフ上省略しています。

一般労働者

岐阜(C)

825円



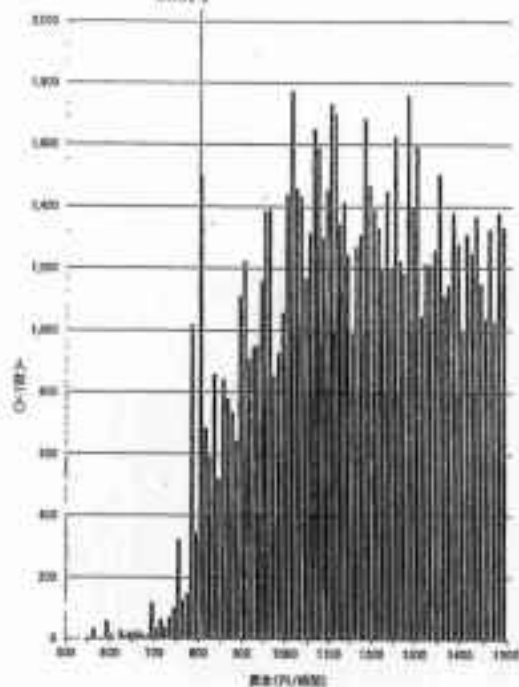
資料出所：岐阜県選挙管理委員会選挙区別投票率調査結果

(注) グラフ内縦軸の値は千単位で表示されています。また、横軸の値は1円単位で表示されていますが、グラフ上では100円単位で表示されています。

一般投票

福井(C)

803円



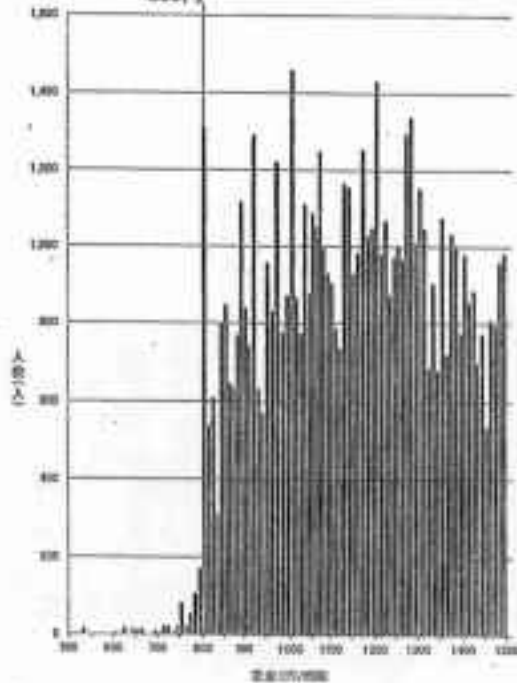
資料出所：福井県選挙管理委員会選挙区別投票率調査結果

(注) グラフ内縦軸の値は千単位で表示されています。また、横軸の値は1円単位で表示されていますが、グラフ上では100円単位で表示されています。

一般投票

和歌山(C)

803円



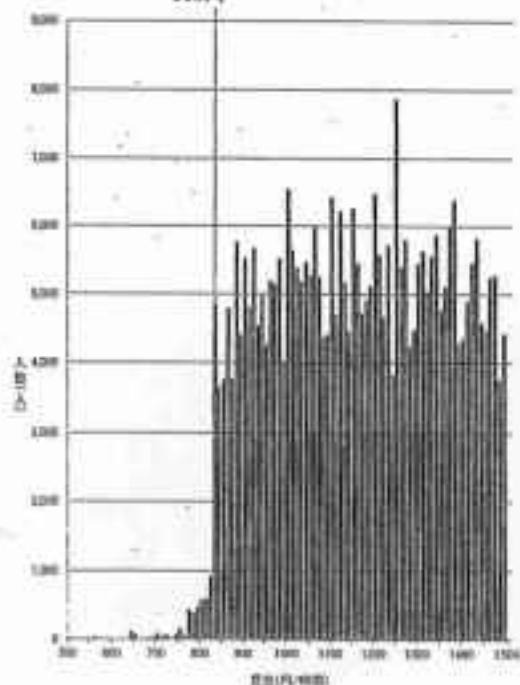
資料出所：和歌山県選挙管理委員会選挙区別投票率調査結果

(注) グラフ内縦軸の値は千単位で表示されています。また、横軸の値は1円単位で表示されていますが、グラフ上では100円単位で表示されています。

一般投票

北海道(C)

635円



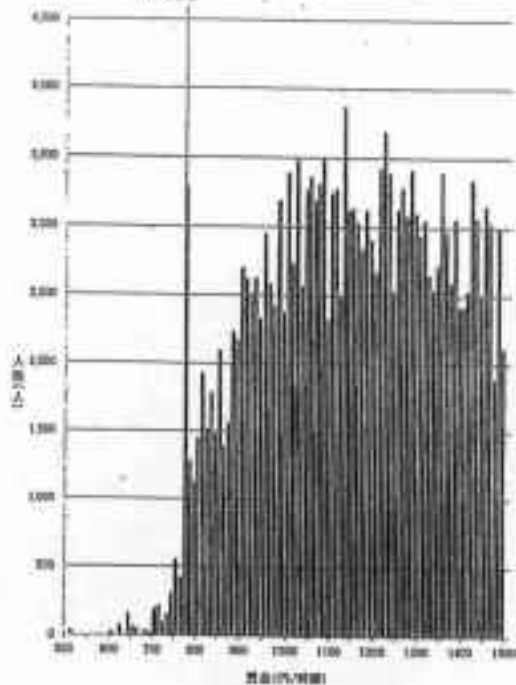
資料出所：北海道選挙管理委員会選挙区別投票率調査結果

(注) グラフ内縦軸の値は千単位で表示されています。また、横軸の値は1円単位で表示されていますが、グラフ上では100円単位で表示されています。

一般投票

福島(D)

772円



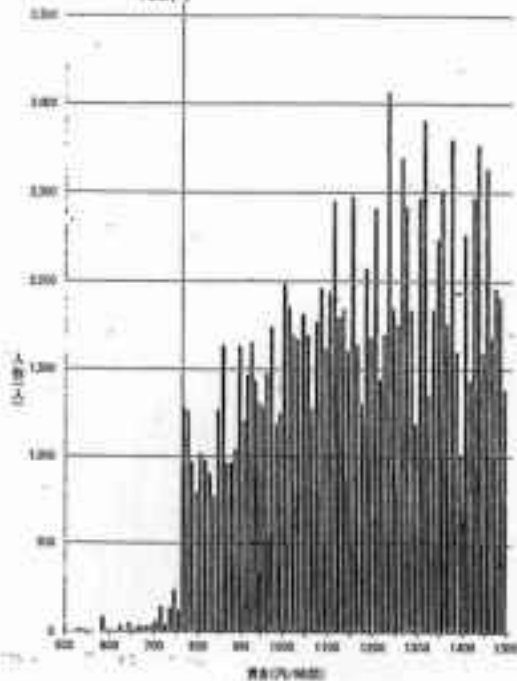
資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活意識調査」統計調査課提供資料

(注)グラフ内縦軸の値は平均値を示している。また、800円未満及び1500円以上の収入割合はグラフ上に表示していない。

一般労働者

大分(D)

762円



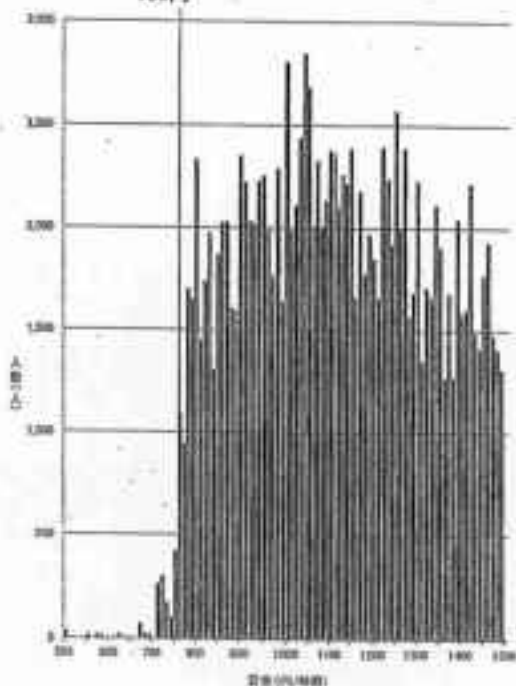
資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活意識調査」統計調査課提供資料

(注)グラフ内縦軸の値は平均値を示している。また、800円未満及び1500円以上の収入割合はグラフ上に表示していない。

一般労働者

山形(D)

763円



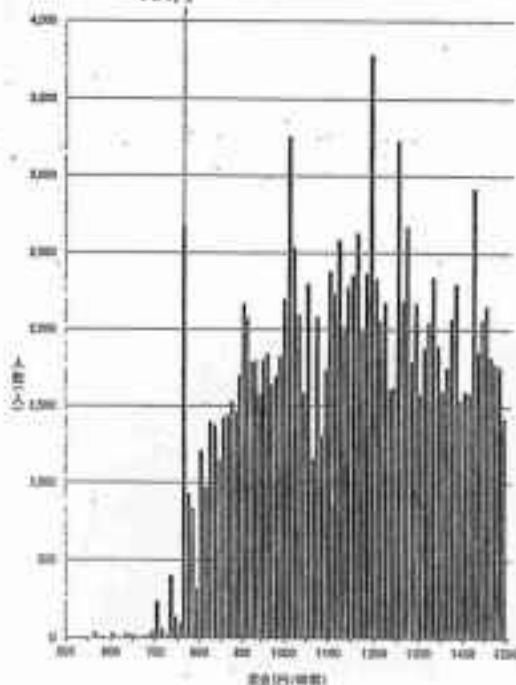
資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活意識調査」統計調査課提供資料

(注)グラフ内縦軸の値は平均値を示している。また、800円未満及び1500円以上の収入割合はグラフ上に表示していない。

一般労働者

愛媛(D)

764円



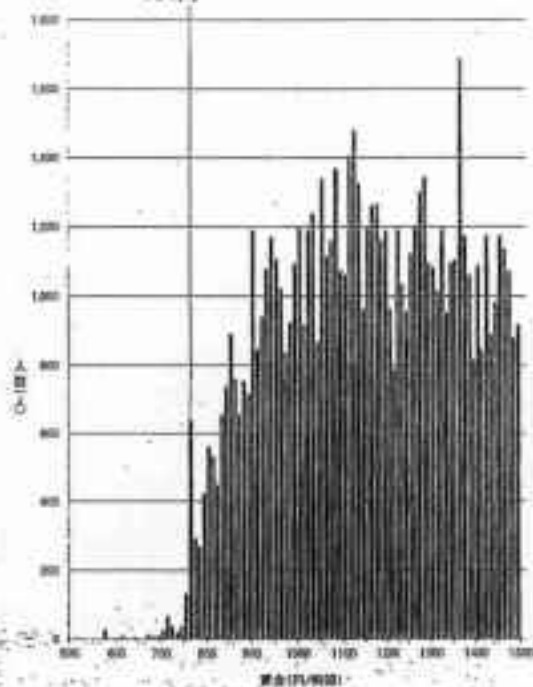
資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活意識調査」統計調査課提供資料

(注)グラフ内縦軸の値は平均値を示している。また、800円未満及び1500円以上の収入割合はグラフ上に表示していない。

一般労働者

鳥取(D)

764円



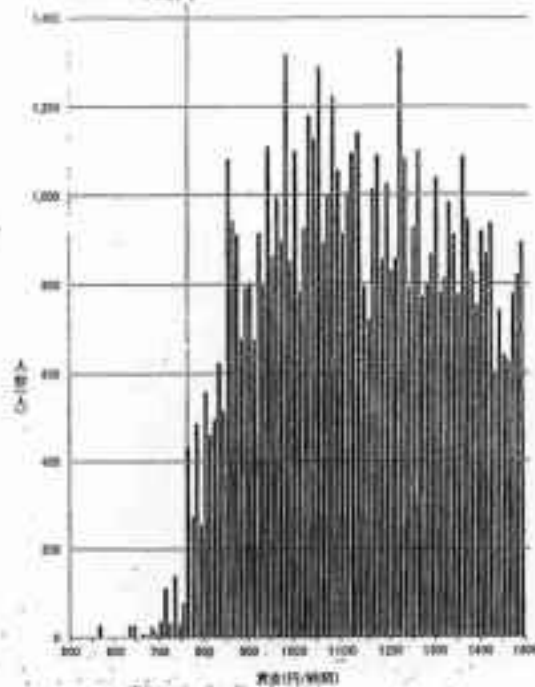
資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査結果報告書(特別集計)」

(注)グラフ内記載の値は平成30年推定値に基いており、また、800円未満及び1,000円以上の賞金割合はグラフ上省略している。

一般労働者

鳥取(D)

762円



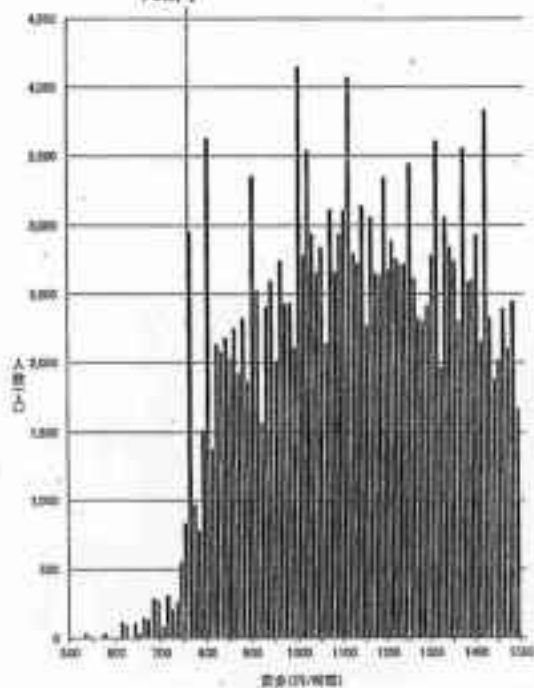
資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査結果報告書(特別集計)」

(注)グラフ内記載の値は平成30年推定値に基いており、また、800円未満及び1,000円以上の賞金割合はグラフ上省略している。

一般労働者

熊本(D)

762円



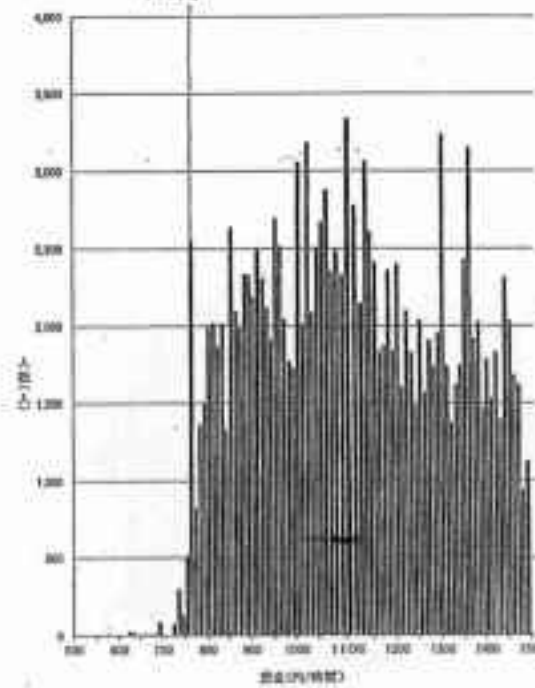
資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査結果報告書(特別集計)」

(注)グラフ内記載の値は平成30年推定値に基いており、また、800円未満及び1,000円以上の賞金割合はグラフ上省略している。

一般労働者

長崎(D)

762円



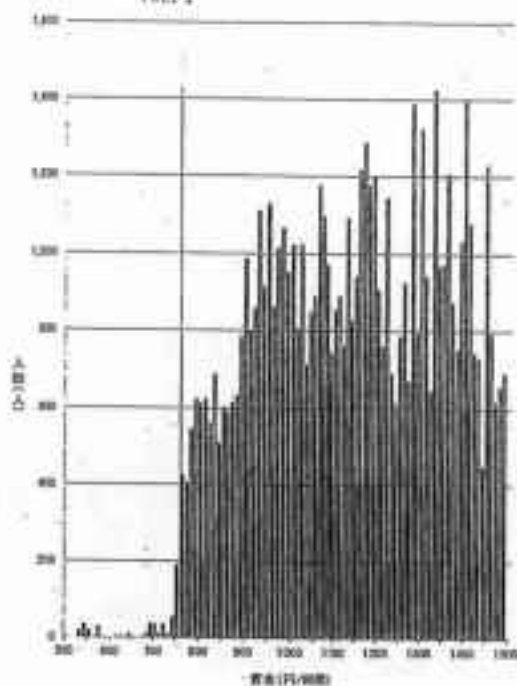
資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査結果報告書(特別集計)」

(注)グラフ内記載の値は平成30年推定値に基いており、また、800円未満及び1,000円以上の賞金割合はグラフ上省略している。

一般労働者

高知(D)

762円



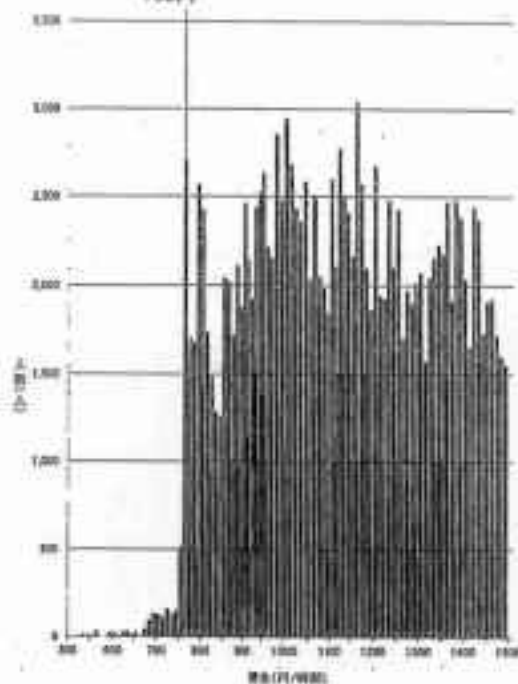
資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査結果報告書」

(注)グラフの縦軸は個人年収未満の世帯数を示している。また、年収未満が100万円以上の世帯はグラフ上に表示しない。

— 一般労働者

岩手(D)

762円



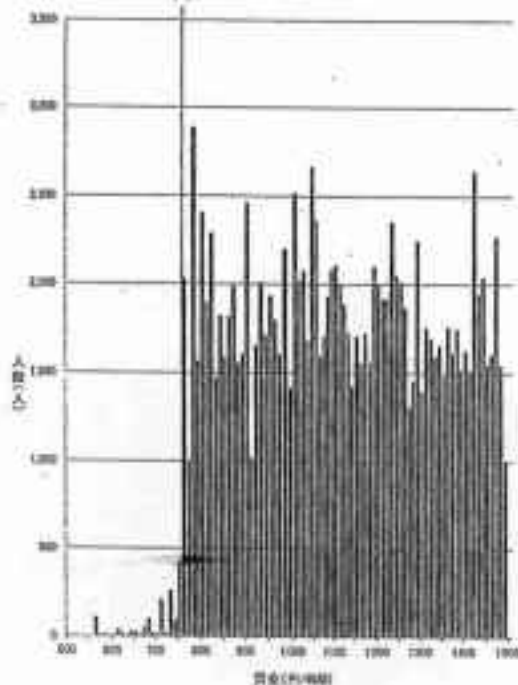
資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査結果報告書」

(注)グラフの縦軸は個人年収未満の世帯数を示している。また、年収未満が100万円以上の世帯はグラフ上に表示しない。

— 一般労働者

鹿児島(D)

761円



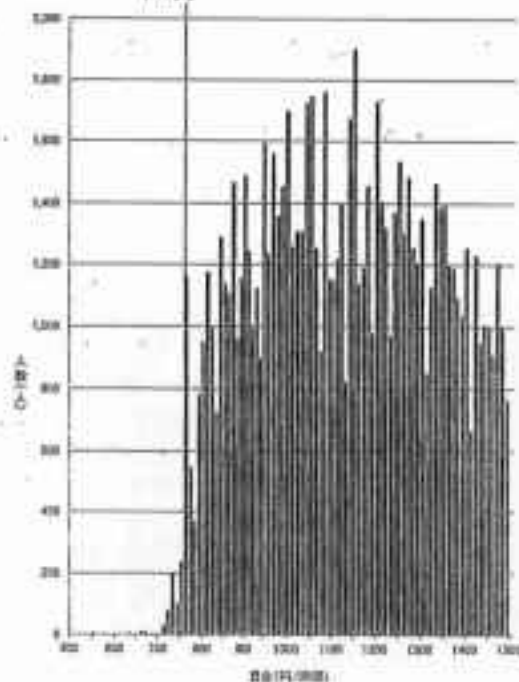
資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査結果報告書」

(注)グラフの縦軸は個人年収未満の世帯数を示している。また、年収未満が100万円以上の世帯はグラフ上に表示しない。

— 一般労働者

佐賀(D)

762円

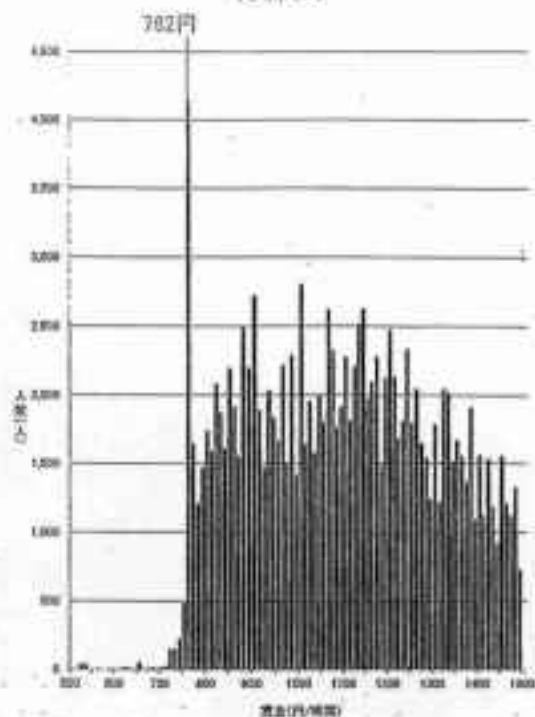


資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査結果報告書」

(注)グラフの縦軸は個人年収未満の世帯数を示している。また、年収未満が100万円以上の世帯はグラフ上に表示しない。

— 一般労働者

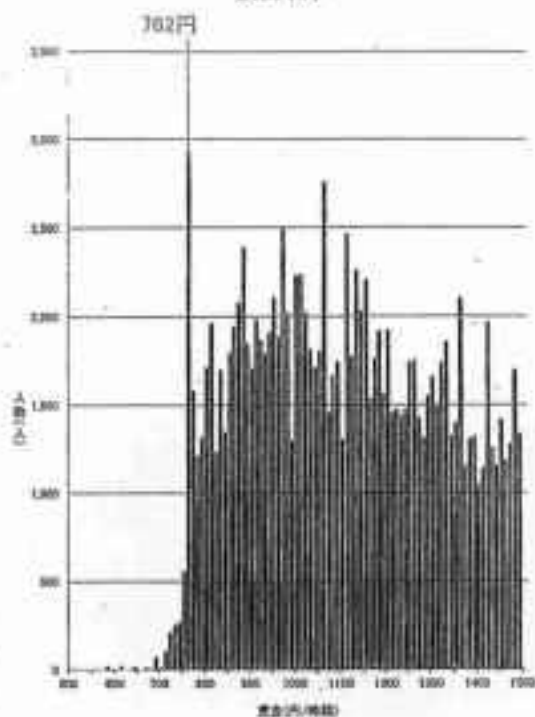
青森(D)



資料出所：厚生労働省「令和元年世帯調査基本統計調査結果集」
 (注)グラフ内縦軸の値は平成30年世帯調査結果である。また、999世帯及び
 1000世帯以上の世帯数はグラフ上省略している。

一般労働者

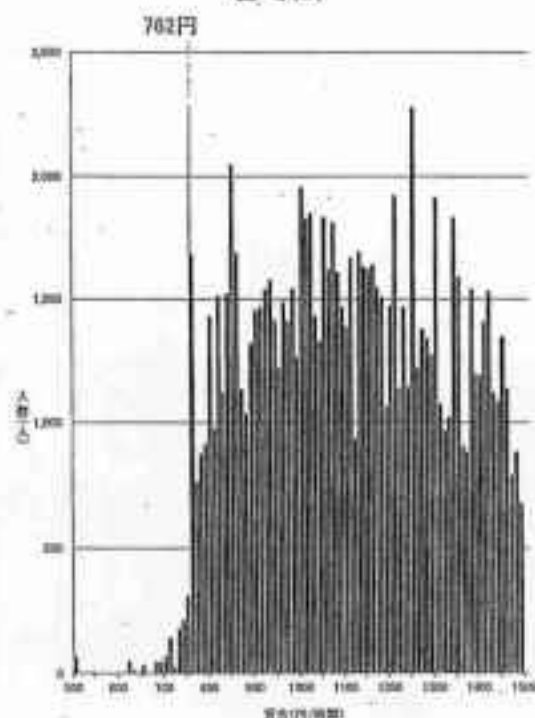
秋田(D)



資料出所：厚生労働省「令和元年世帯調査基本統計調査結果集」
 (注)グラフ内縦軸の値は平成30年世帯調査結果である。また、999世帯及び
 1000世帯以上の世帯数はグラフ上省略している。

一般労働者

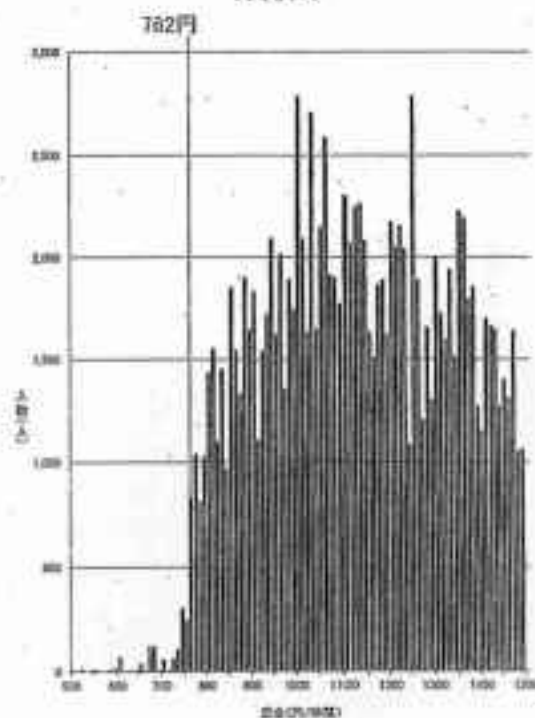
宮崎(D)



資料出所：厚生労働省「令和元年世帯調査基本統計調査結果集」
 (注)グラフ内縦軸の値は平成30年世帯調査結果である。また、999世帯及び
 1000世帯以上の世帯数はグラフ上省略している。

一般労働者

沖縄(D)



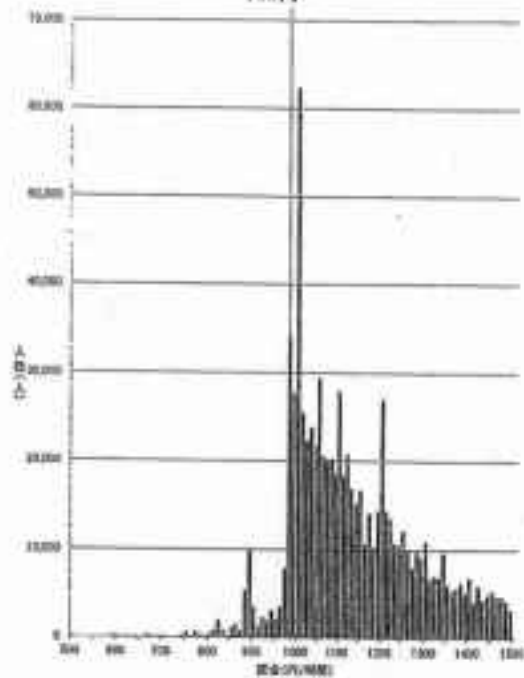
資料出所：厚生労働省「令和元年世帯調査基本統計調査結果集」
 (注)グラフ内縦軸の値は平成30年世帯調査結果である。また、999世帯及び
 1000世帯以上の世帯数はグラフ上省略している。

一般労働者

時間当たり賃金分布(短時間労働者)

東京(A)

985円

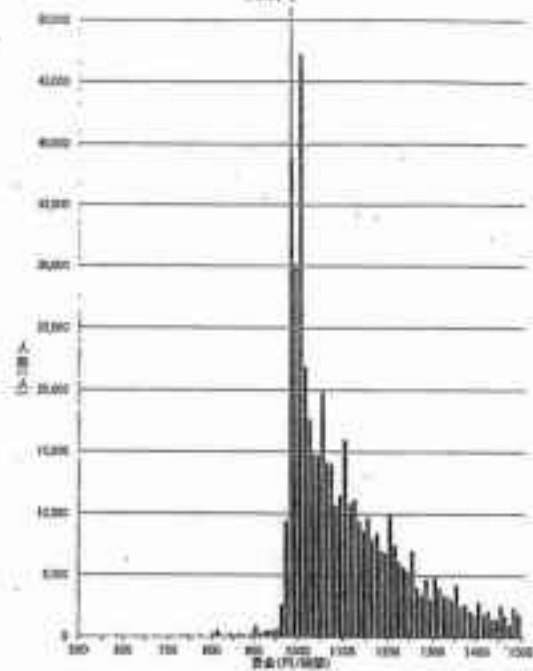


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金調査結果(短時間労働者)」
 (注)グラフ内図表の数値は平均値を示すものではありません。また、400円未満及び
 1500円以上の賃金分布はグラフ上に表示していません。

賃金調査結果

神奈川(A)

983円

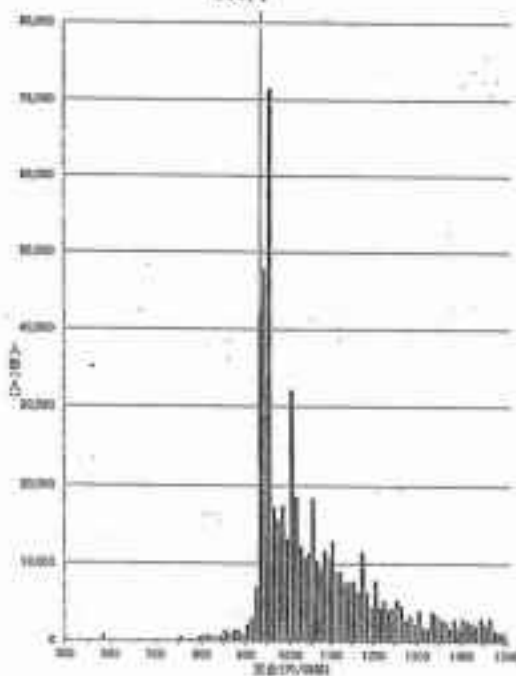


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金調査結果(短時間労働者)」
 (注)グラフ内図表の数値は平均値を示すものではありません。また、400円未満及び
 1500円以上の賃金分布はグラフ上に表示していません。

賃金調査結果

大阪(A)

938円

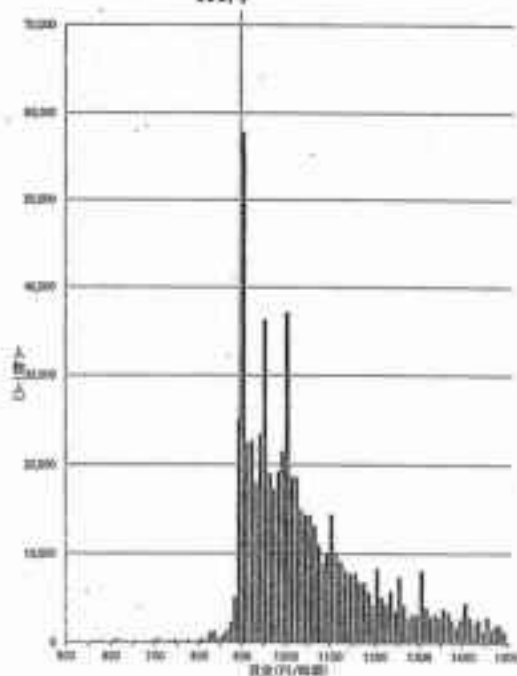


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金調査結果(短時間労働者)」
 (注)グラフ内図表の数値は平均値を示すものではありません。また、400円未満及び
 1500円以上の賃金分布はグラフ上に表示していません。

賃金調査結果

愛知(A)

898円

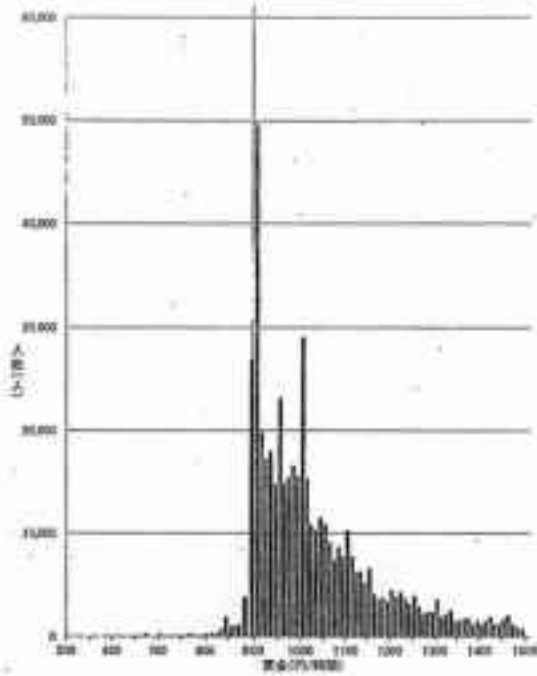


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金調査結果(短時間労働者)」
 (注)グラフ内図表の数値は平均値を示すものではありません。また、400円未満及び
 1500円以上の賃金分布はグラフ上に表示していません。

賃金調査結果

埼玉(A)

808円



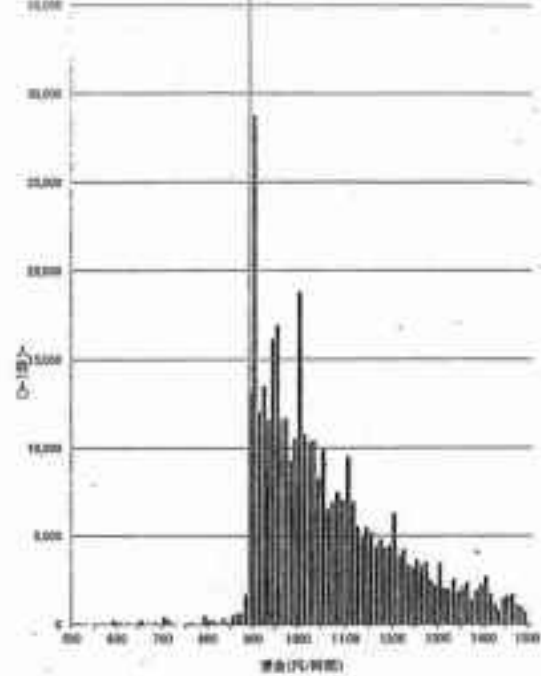
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金調査基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内図表の数値は平均値に近づく傾向がある。また、808円未満及び1000円以上の賃金はグラフ上省略している。

資料提供先

千葉(A)

805円



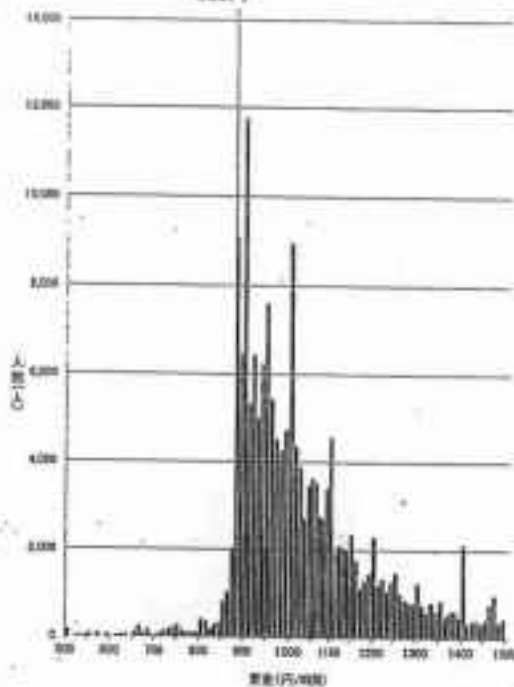
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金調査基本統計調査特別集計」

(注)グラフ内図表の数値は平均値に近づく傾向がある。また、805円未満及び1000円以上の賃金はグラフ上省略している。

資料提供先

京都(B)

882円



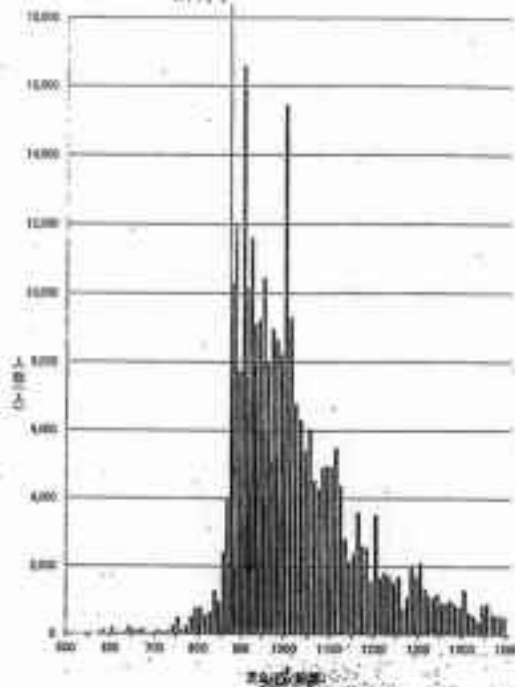
資料出所：株式会社「今知の資産価値調査センター」調査報告書

(注)グラフの縦軸は個人が平成20年の調査結果であり、また、100円未満及び100円以上の買値割合はグラフ上省略している。

資料提供先

兵庫(B)

871円



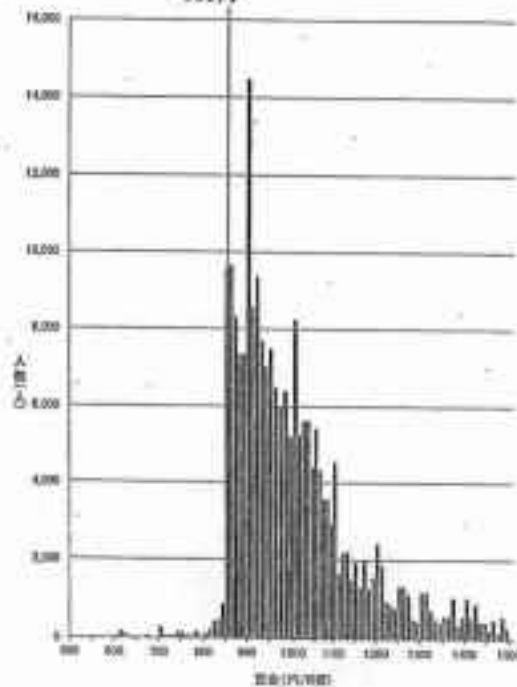
資料出所：株式会社「今知の資産価値調査センター」調査報告書

(注)グラフの縦軸は個人が平成20年の調査結果であり、また、100円未満及び100円以上の買値割合はグラフ上省略している。

資料提供先

静岡(B)

858円



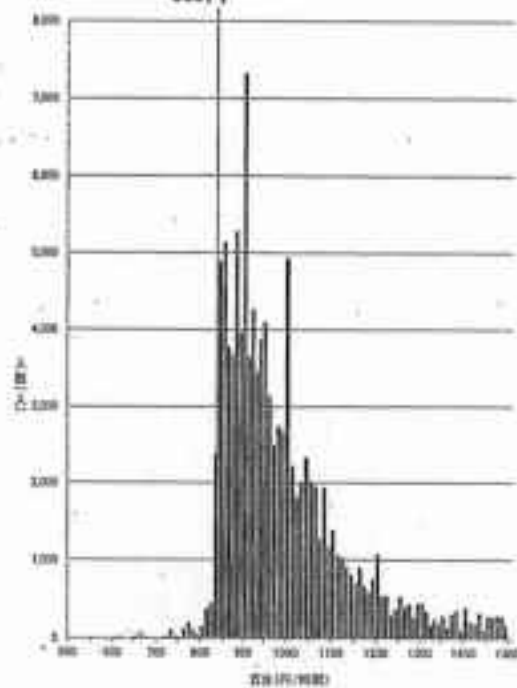
資料出所：株式会社「今知の資産価値調査センター」調査報告書

(注)グラフの縦軸は個人が平成20年の調査結果であり、また、100円未満及び100円以上の買値割合はグラフ上省略している。

資料提供先

滋賀(B)

839円

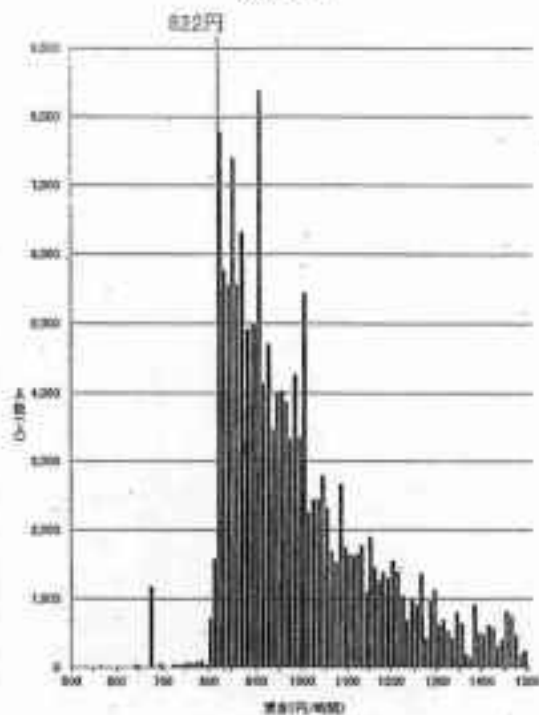


資料出所：株式会社「今知の資産価値調査センター」調査報告書

(注)グラフの縦軸は個人が平成20年の調査結果であり、また、100円未満及び100円以上の買値割合はグラフ上省略している。

資料提供先

茨城(B)

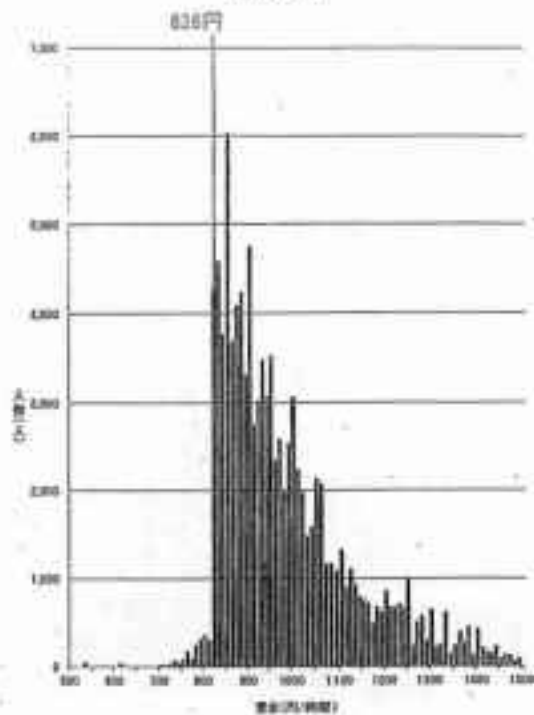


資料出所：茨城県労働庁「令和4年賃金構造基本統計調査賃金別集」

(注)グラフ内記載の値は平成30年度調査結果である。また、90円未満及び350円以上の賃金分はグラフ上省略している。

賃金別集

栃木(B)

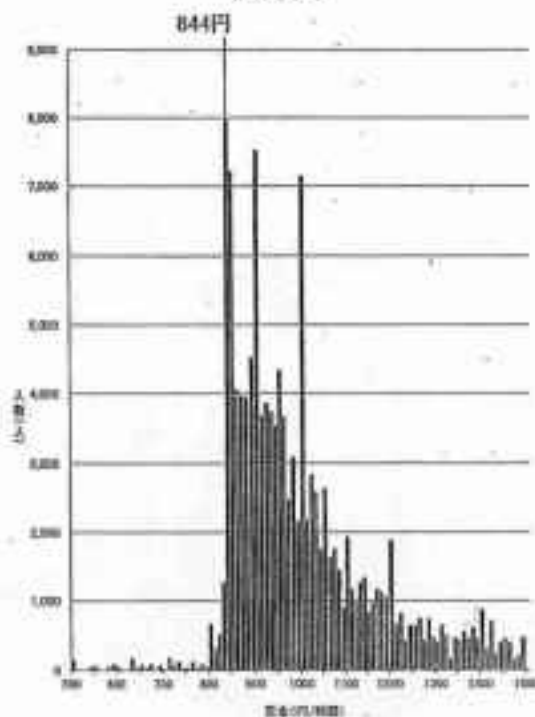


資料出所：栃木県労働庁「令和4年賃金構造基本統計調査賃金別集」

(注)グラフ内記載の値は平成30年度調査結果である。また、90円未満及び350円以上の賃金分はグラフ上省略している。

賃金別集

広島(B)

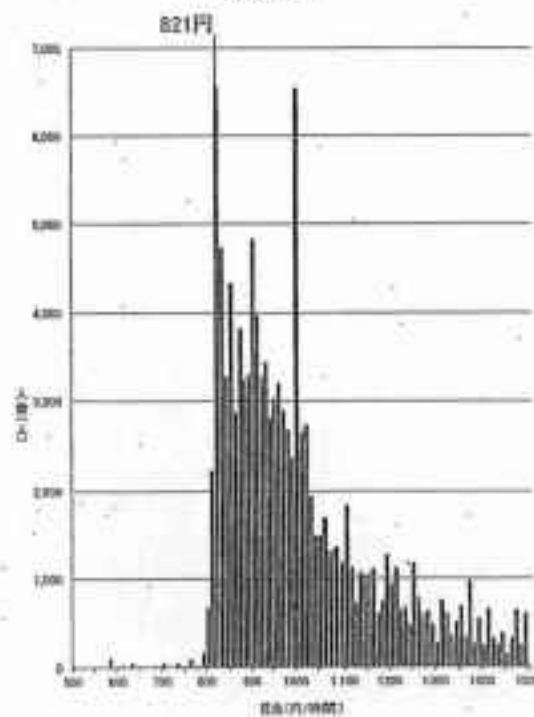


資料出所：広島県労働庁「令和4年賃金構造基本統計調査賃金別集」

(注)グラフ内記載の値は平成30年度調査結果である。また、90円未満及び350円以上の賃金分はグラフ上省略している。

賃金別集

長野(B)

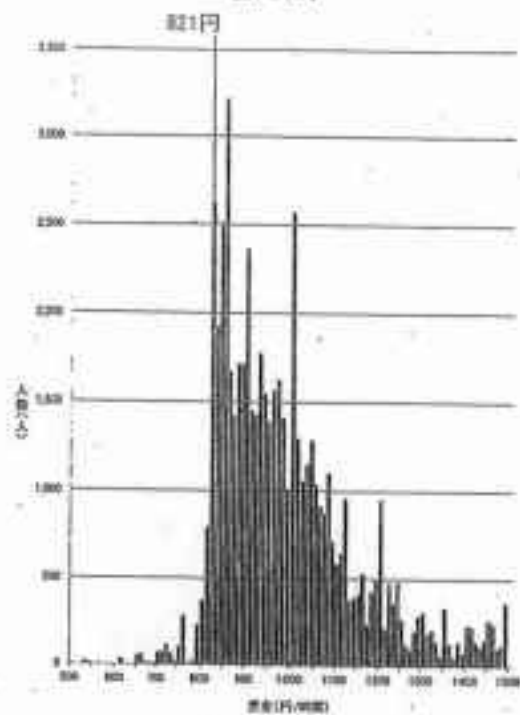


資料出所：長野県労働庁「令和4年賃金構造基本統計調査賃金別集」

(注)グラフ内記載の値は平成30年度調査結果である。また、90円未満及び350円以上の賃金分はグラフ上省略している。

賃金別集

富山(B)

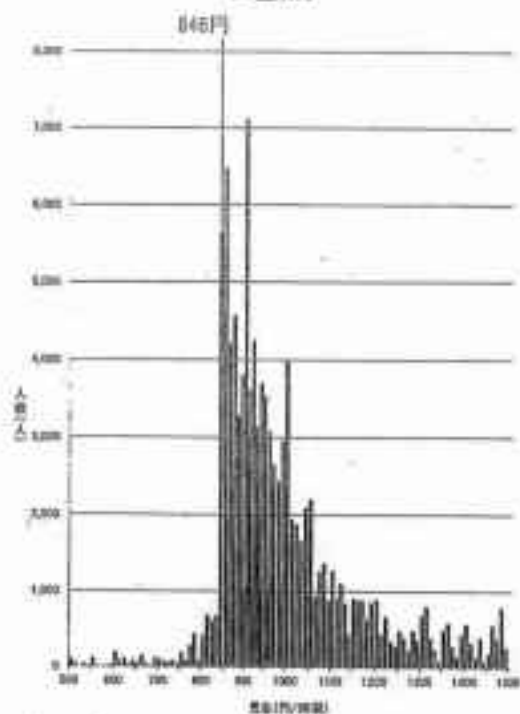


資料出所 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査結果報告」

(注)グラフの縦軸は個人年収の平均値を示している。また、100円未満及び1000円以上の賃金割合はグラフ上省略している。

経済産業省

三重(B)

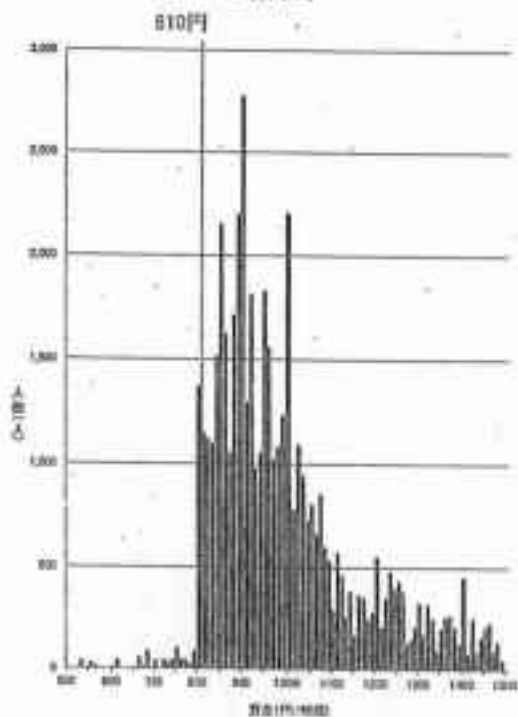


資料出所 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査結果報告」

(注)グラフの縦軸は個人年収の平均値を示している。また、100円未満及び1000円以上の賃金割合はグラフ上省略している。

経済産業省

山梨(B)

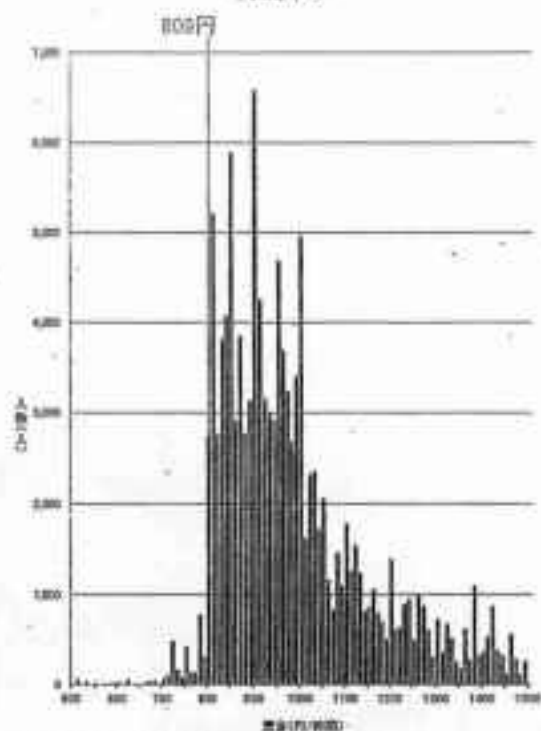


資料出所 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査結果報告」

(注)グラフの縦軸は個人年収の平均値を示している。また、100円未満及び1000円以上の賃金割合はグラフ上省略している。

経済産業省

群馬(C)

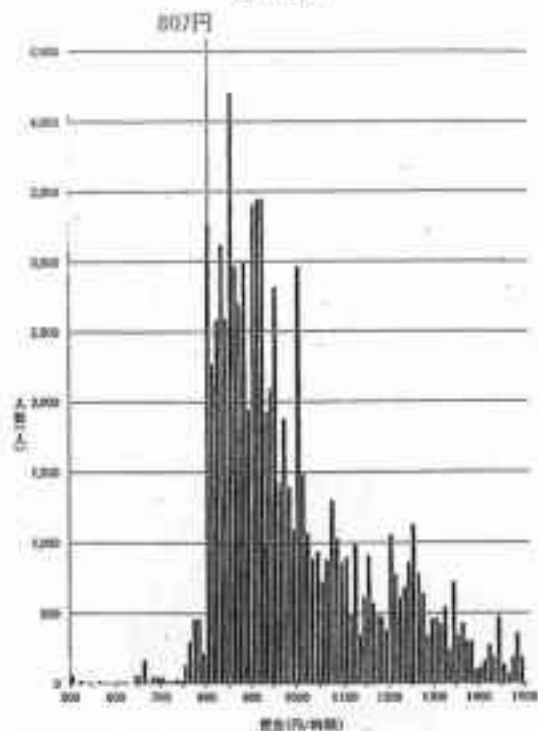


資料出所：群馬県電業「令和元年電気料金調査結果の調査分析報告書」

(注)グラフ内記載の数値は平成30年調査結果に基づく。また、999円未満及び1000円以上の世帯数はグラフ上省略している。

資料提供先

岡山(C)

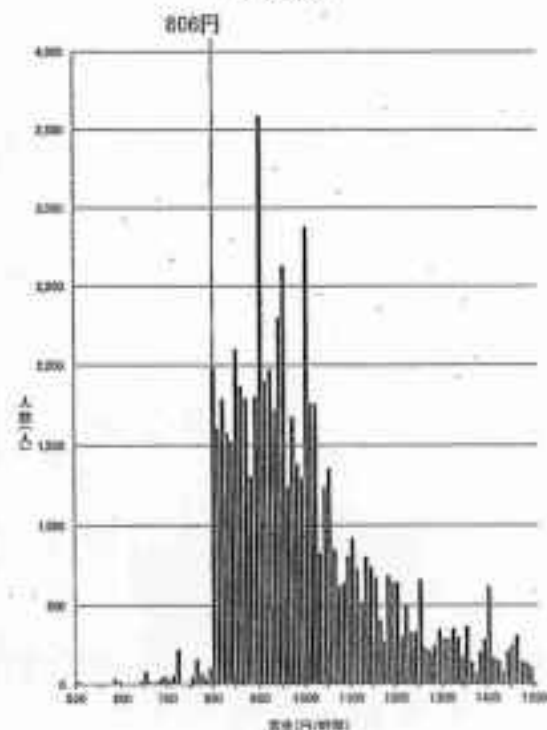


資料出所：岡山県電業「令和元年電気料金調査結果の調査分析報告書」

(注)グラフ内記載の数値は平成30年調査結果に基づく。また、999円未満及び1000円以上の世帯数はグラフ上省略している。

資料提供先

石川(C)

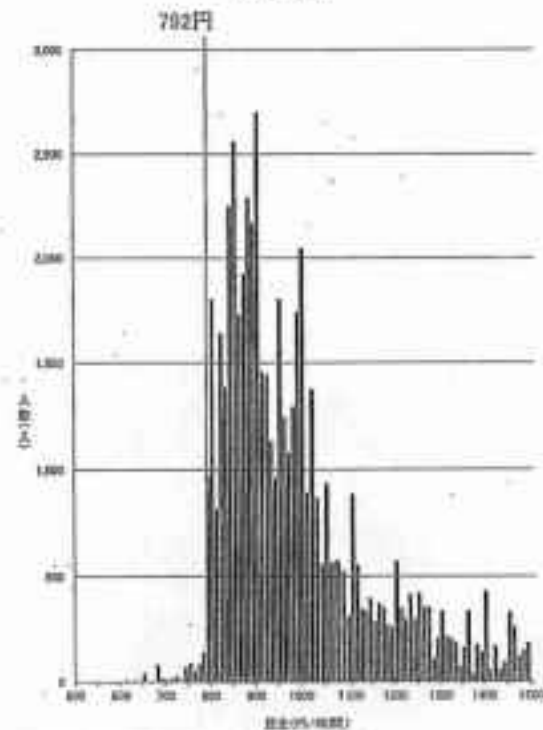


資料出所：電業調査局「令和元年電気料金調査結果の調査分析報告書」

(注)グラフ内記載の数値は平成30年調査結果に基づく。また、999円未満及び1000円以上の世帯数はグラフ上省略している。

資料提供先

香川(C)



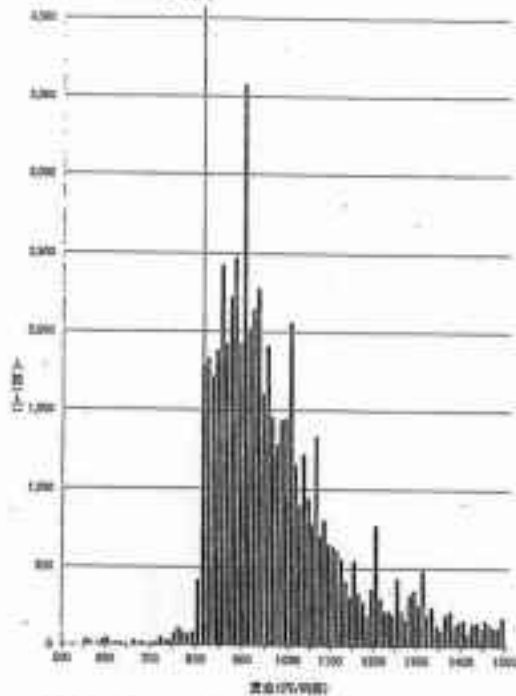
資料出所：電業調査局「令和元年電気料金調査結果の調査分析報告書」

(注)グラフ内記載の数値は平成30年調査結果に基づく。また、999円未満及び1000円以上の世帯数はグラフ上省略している。

資料提供先

奈良(C)

811円



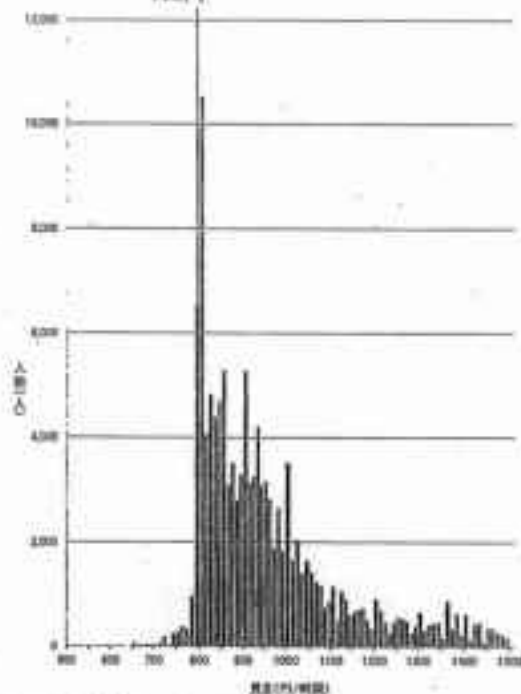
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金調査結果年報」(賃金内訳集計)

(注)グラフの縦軸は個人が平均的な賃金を得ていると見られ、また、100円未満及び100円以上の賃金割合はグラフ上省略している。

総務省統計局

宮城(C)

798円



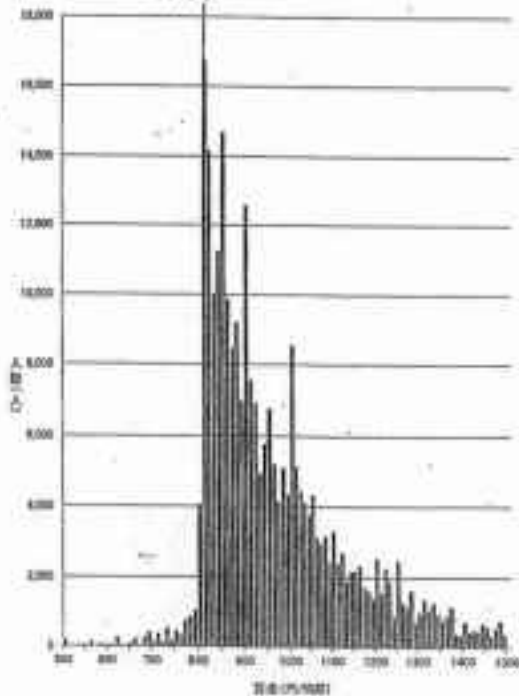
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金調査結果年報」(賃金内訳集計)

(注)グラフの縦軸は個人が平均的な賃金を得ていると見られ、また、100円未満及び100円以上の賃金割合はグラフ上省略している。

総務省統計局

福岡(C)

814円



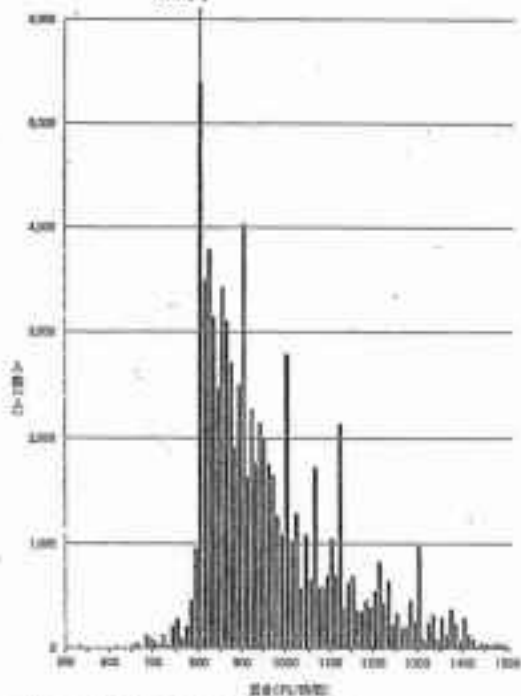
資料出所：厚生労働省「令和元年賃金調査結果年報」(賃金内訳集計)

(注)グラフの縦軸は個人が平均的な賃金を得ていると見られ、また、100円未満及び100円以上の賃金割合はグラフ上省略している。

総務省統計局

山口(C)

802円

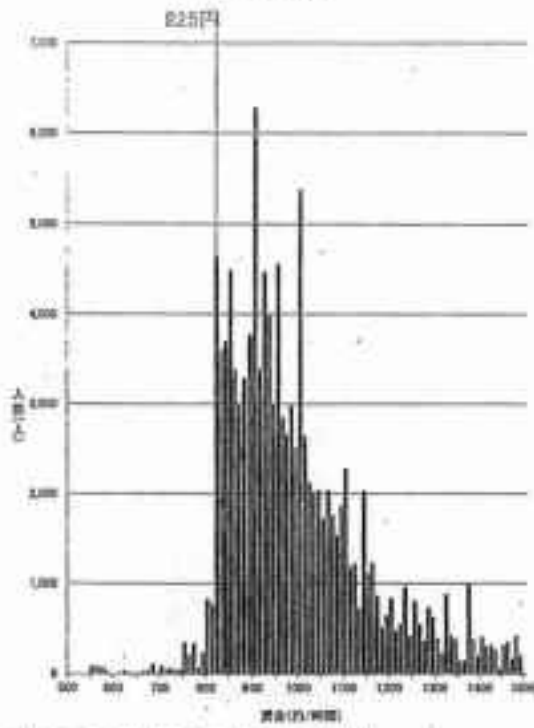


資料出所：厚生労働省「令和元年賃金調査結果年報」(賃金内訳集計)

(注)グラフの縦軸は個人が平均的な賃金を得ていると見られ、また、100円未満及び100円以上の賃金割合はグラフ上省略している。

総務省統計局

岐阜(C)

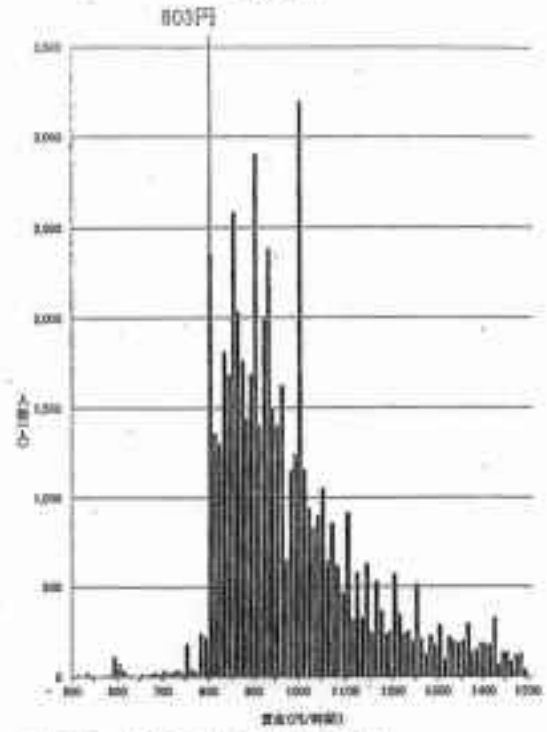


資料出所：厚生労働省「令和元年世帯消費調査年報(世帯別消費別集計)」

(注)グラフ内縦軸の値は平成30年世帯消費調査値である。また、800円未満及び1000円以上の消費分はグラフ上省略している。

総務省統計局

福井(C)

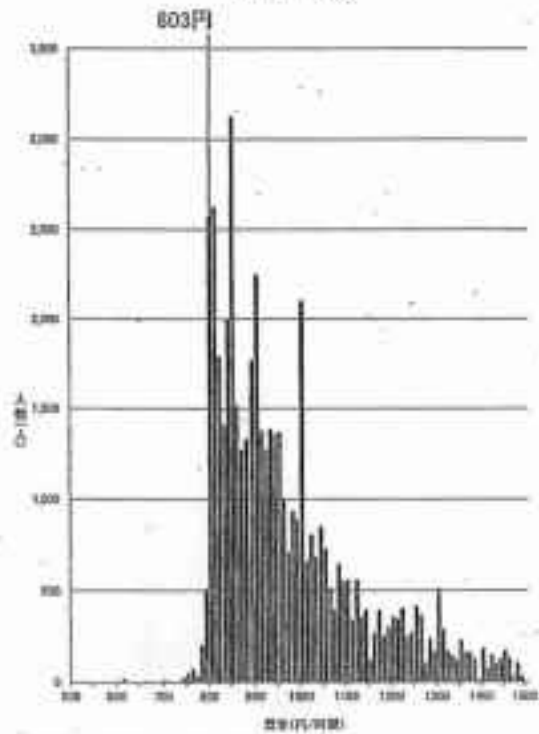


資料出所：厚生労働省「令和元年世帯消費調査年報(世帯別消費別集計)」

(注)グラフ内縦軸の値は平成30年世帯消費調査値である。また、800円未満及び1000円以上の消費分はグラフ上省略している。

総務省統計局

和歌山(C)

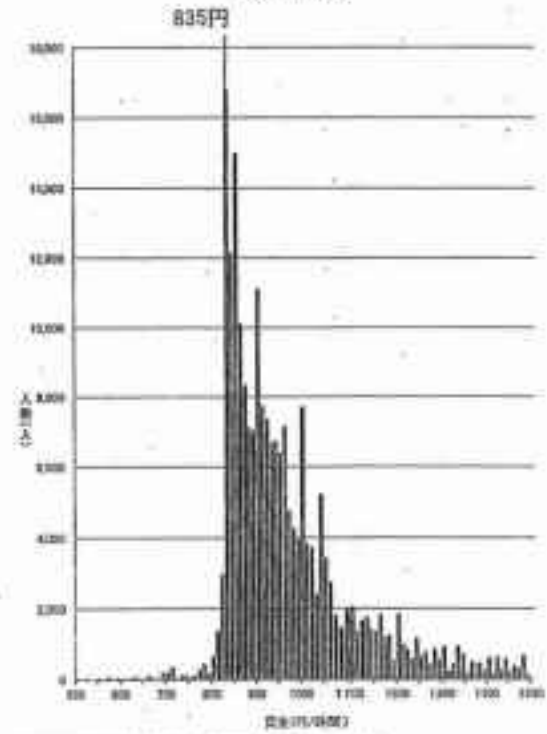


資料出所：厚生労働省「令和元年世帯消費調査年報(世帯別消費別集計)」

(注)グラフ内縦軸の値は平成30年世帯消費調査値である。また、800円未満及び1000円以上の消費分はグラフ上省略している。

総務省統計局

北海道(C)

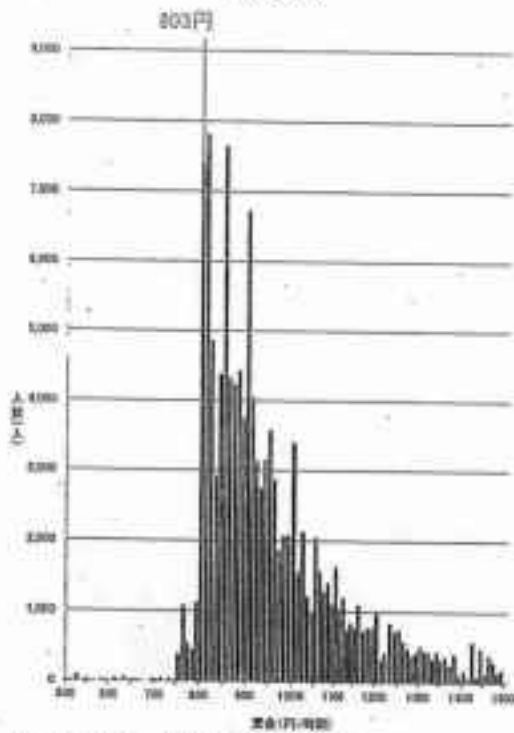


資料出所：厚生労働省「令和元年世帯消費調査年報(世帯別消費別集計)」

(注)グラフ内縦軸の値は平成30年世帯消費調査値である。また、800円未満及び1000円以上の消費分はグラフ上省略している。

総務省統計局

新潟(C)

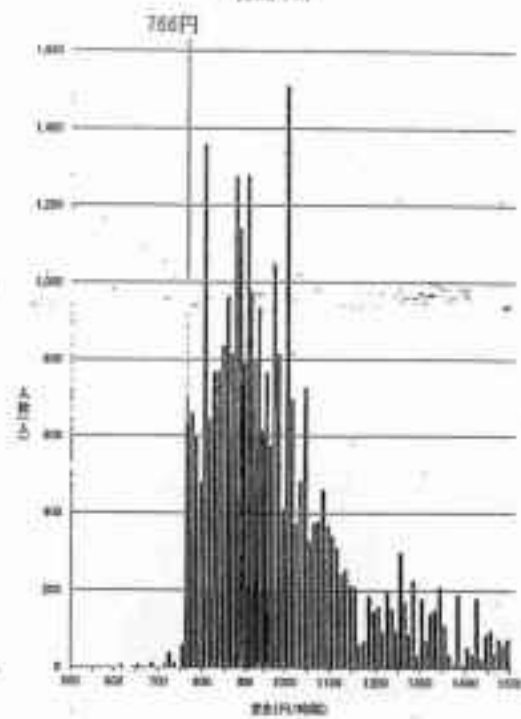


資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査報告書」

注）グラフ内数値の単位は千円未満を切り捨てたものである。また、40万円未満及び500万円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

資料提供先

徳島(C)



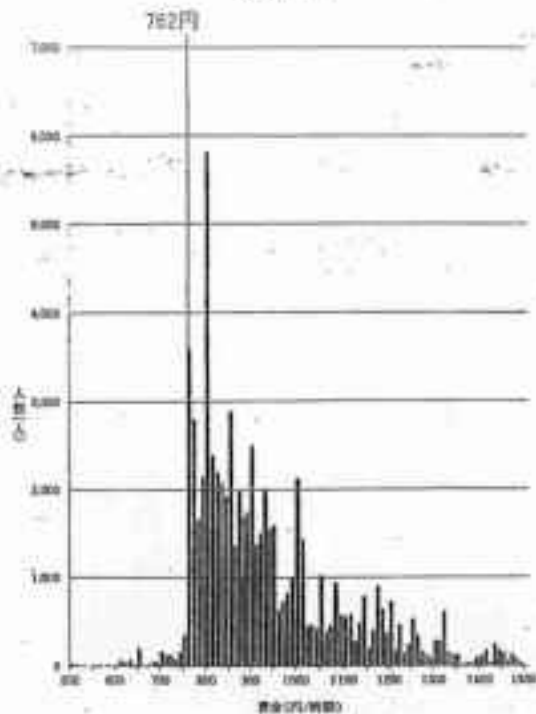
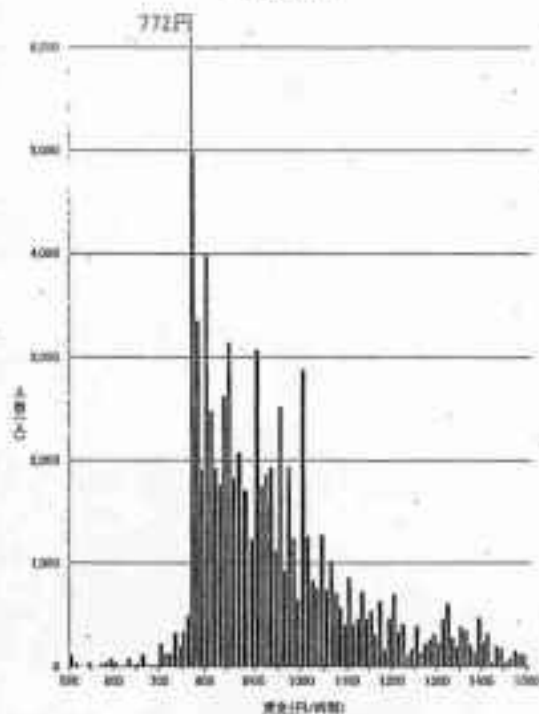
資料出所：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査報告書」

注）グラフ内数値の単位は千円未満を切り捨てたものである。また、40万円未満及び500万円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

資料提供先

福島(D)

大分(D)



資料活用「電力消費量」令和元年年度電力消費量調査特別調査報告書

(注)グラフ内縦軸の値は平均的な消費量を示している。また、100円未満及び1000円以上の消費量はグラフ上に表示していない。

資料活用「電力消費量」令和元年年度電力消費量調査特別調査報告書

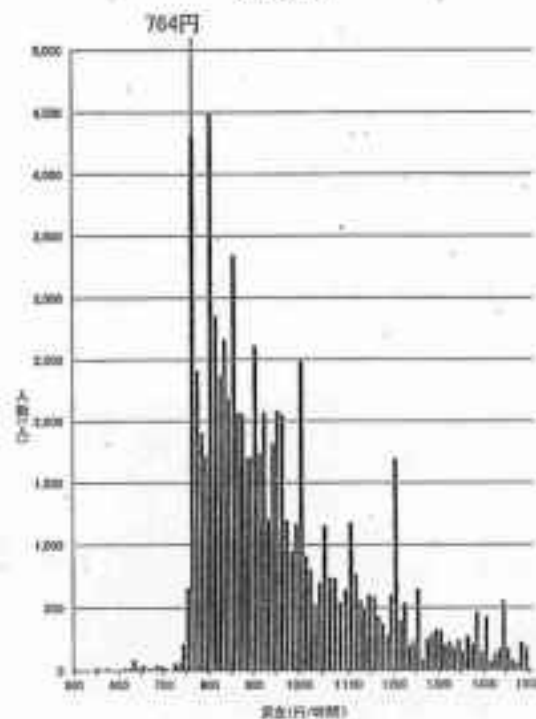
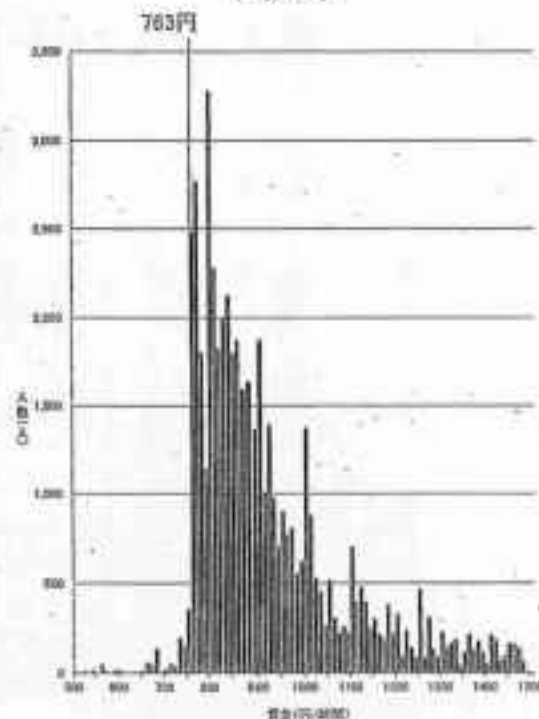
(注)グラフ内縦軸の値は平均的な消費量を示している。また、100円未満及び1000円以上の消費量はグラフ上に表示していない。

資料活用報告書

資料活用報告書

山形(D)

愛媛(D)



資料活用「電力消費量」令和元年年度電力消費量調査特別調査報告書

(注)グラフ内縦軸の値は平均的な消費量を示している。また、100円未満及び1000円以上の消費量はグラフ上に表示していない。

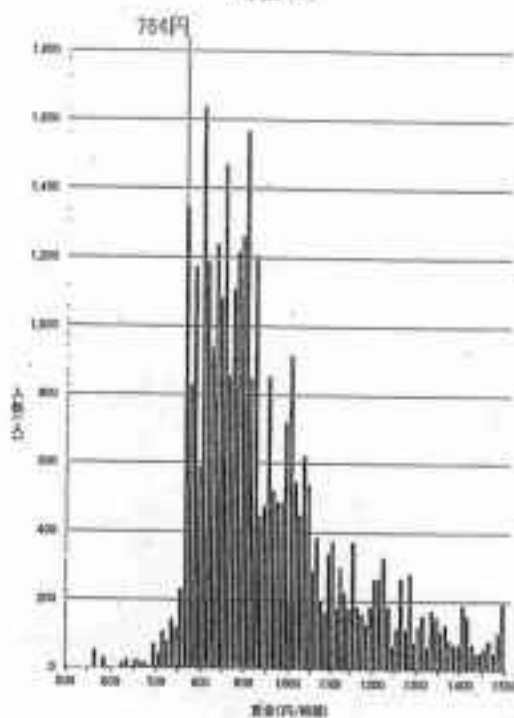
資料活用「電力消費量」令和元年年度電力消費量調査特別調査報告書

(注)グラフ内縦軸の値は平均的な消費量を示している。また、100円未満及び1000円以上の消費量はグラフ上に表示していない。

資料活用報告書

資料活用報告書

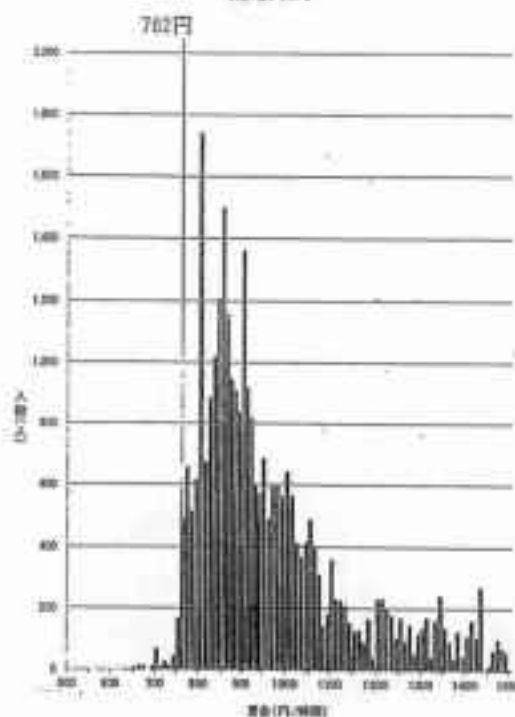
鳥取(D)



資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」調査結果報告①
 (注)グラフ内記述の値は平成30年調査結果であり、また、99%未満及び
 100%以上の割合はそれぞれグラフ上省略している。

国研調査報告

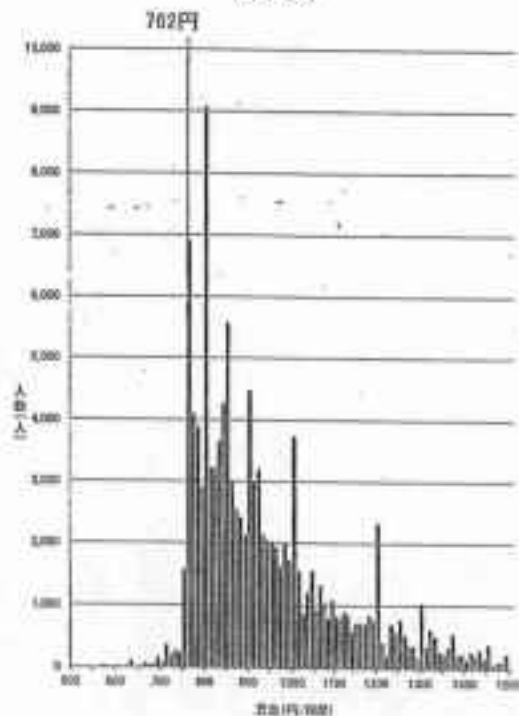
鳥取(D)



資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」調査結果報告①
 (注)グラフ内記述の値は平成30年調査結果であり、また、99%未満及び
 100%以上の割合はそれぞれグラフ上省略している。

国研調査報告

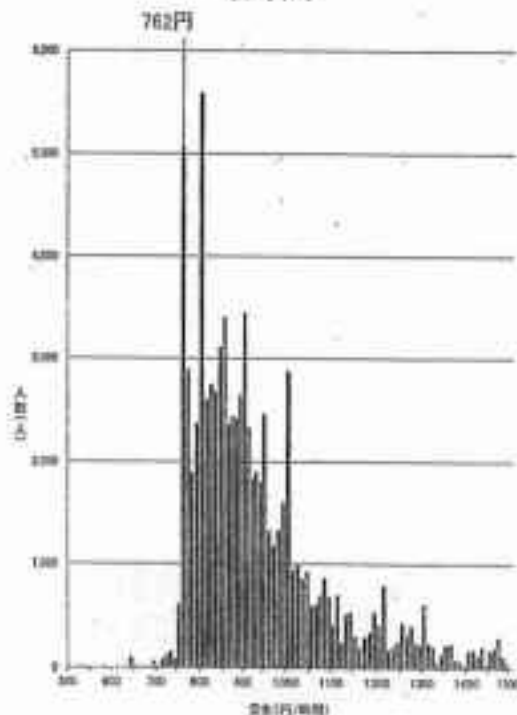
熊本(D)



資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」調査結果報告①
 (注)グラフ内記述の値は平成30年調査結果であり、また、99%未満及び
 100%以上の割合はそれぞれグラフ上省略している。

国研調査報告

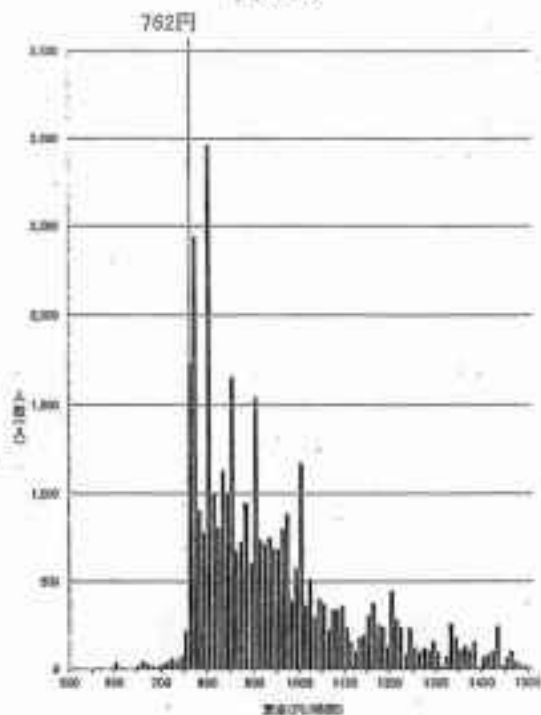
長崎(D)



資料出所：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」調査結果報告①
 (注)グラフ内記述の値は平成30年調査結果であり、また、99%未満及び
 100%以上の割合はそれぞれグラフ上省略している。

国研調査報告

高知(D)

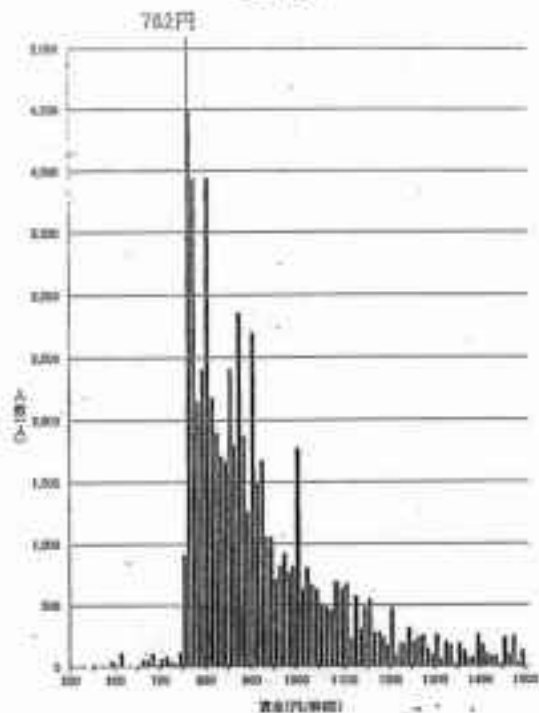


資料出所：厚生労働省「令和九年賃金調査基本統計調査結果集計」

(注) プラフ内勤務の数は平成30年調査結果と異なる。また、99円未満及び100円以上の賃金区分はプラフ上集計している。

経済統計情報

岩手(D)

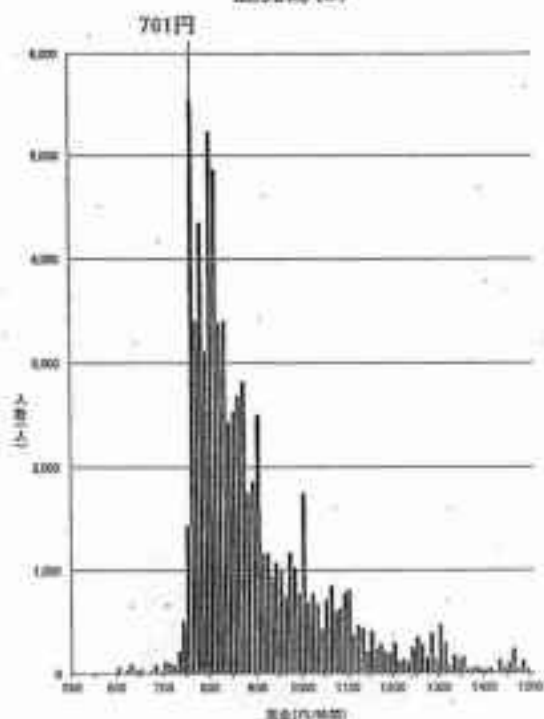


資料出所：厚生労働省「令和九年賃金調査基本統計調査結果集計」

(注) プラフ内勤務の数は平成30年調査結果と異なる。また、99円未満及び100円以上の賃金区分はプラフ上集計している。

経済統計情報

鹿児島(D)

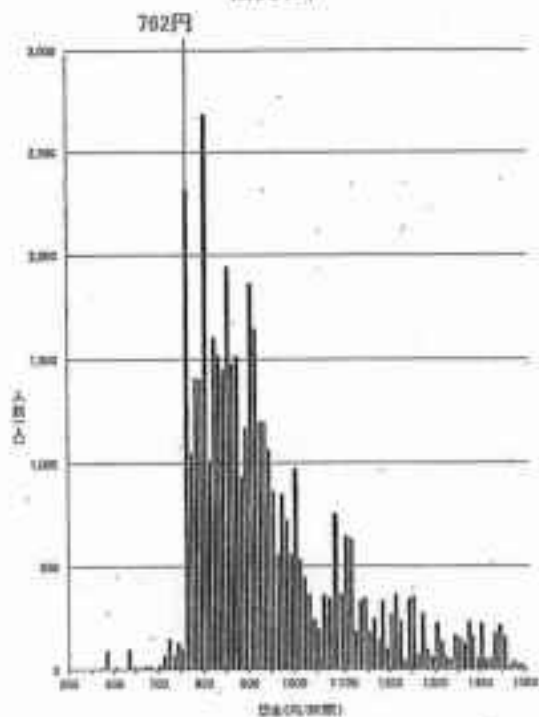


資料出所：厚生労働省「令和九年賃金調査基本統計調査結果集計」

(注) プラフ内勤務の数は平成30年調査結果と異なる。また、99円未満及び100円以上の賃金区分はプラフ上集計している。

経済統計情報

佐賀(D)

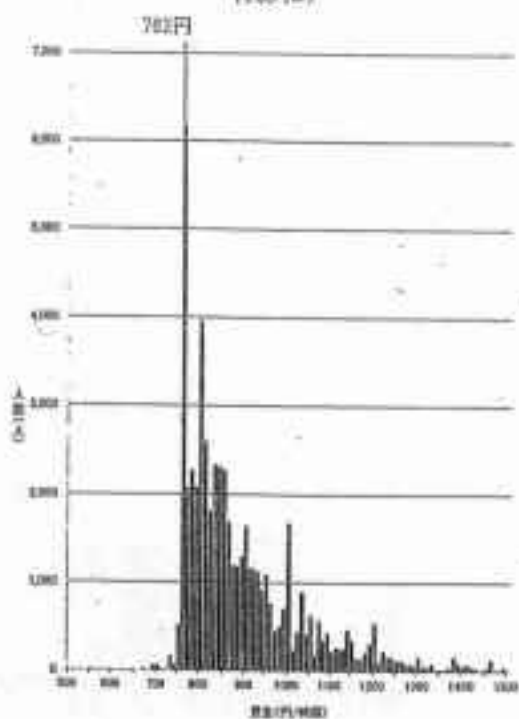


資料出所：厚生労働省「令和九年賃金調査基本統計調査結果集計」

(注) プラフ内勤務の数は平成30年調査結果と異なる。また、99円未満及び100円以上の賃金区分はプラフ上集計している。

経済統計情報

青森(D)

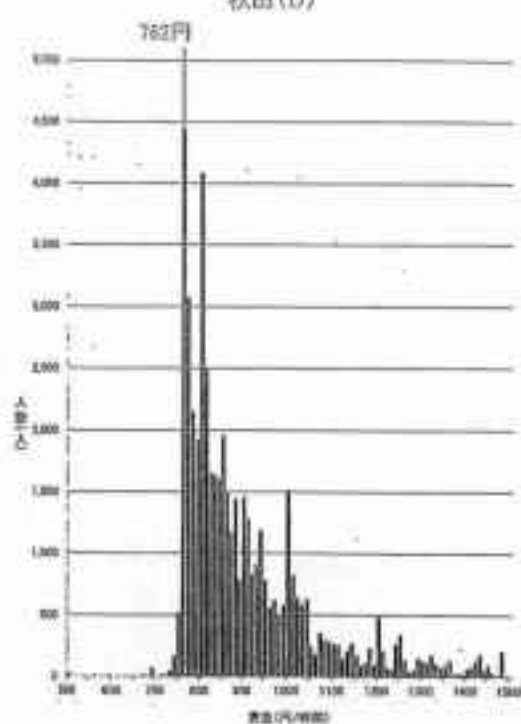


資料出所：青森県電力株式会社青森支店調査課（計測器検定済）

①60kWh以内の電気の使用が平均的である。また、500円未満及び1000円以上の電費が約6割に上っている。

電料調査報告書

秋田(D)

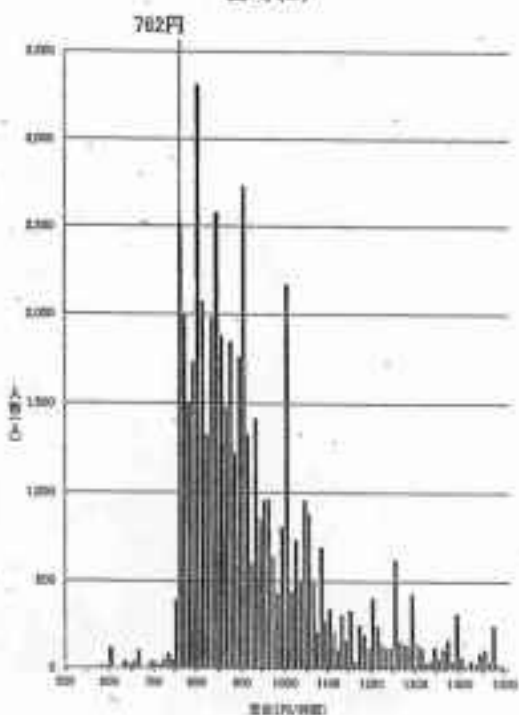


資料出所：青森県電力株式会社秋田支店調査課（計測器検定済）

①60kWh以内の電気の使用が平均的である。また、500円未満及び1000円以上の電費が約6割に上っている。

電料調査報告書

宮崎(D)

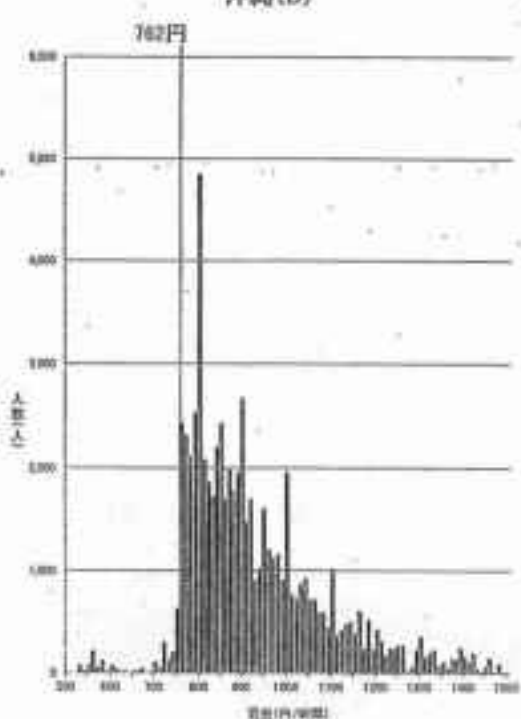


資料出所：宮崎県電力株式会社宮崎支店調査課（計測器検定済）

①60kWh以内の電気の使用が平均的である。また、500円未満及び1000円以上の電費が約6割に上っている。

電料調査報告書

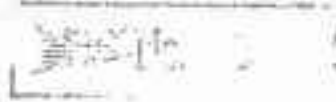
沖縄(D)



資料出所：宮崎県電力株式会社沖縄支店調査課（計測器検定済）

①60kWh以内の電気の使用が平均的である。また、500円未満及び1000円以上の電費が約6割に上っている。

電料調査報告書



本稿は、直前の営業日までに利用可能であった情報をもとに記述しています。

2020年7月7日
日本銀行水戸事務所

茨城県金融経済概況

1. 要 旨

県内景気は、厳しい状態となっている。

主要支出項目をみると、輸出は、新型コロナウイルス感染症の影響により海外経済が大きく落ち込んでいるもとの、大幅に減少している。国内需要の面では、個人消費は、外出自粛の緩和などを受けて一部に持ち直しの動きがみられるものの、感染症の影響により、サービス消費を中心に大幅に減少している。住宅投資は弱い。一方、公共投資は振れを伴いつつも高水準で推移している。設備投資をみると、6月企業短期経済観測調査結果（茨城県）では、2019年度は前年度を下回ったが、2020年度は前年度を上回る計画となっている。このような内外需要を反映して、足もとの生産は大幅に減少している。この間、雇用・所得環境をみると、弱めの動きがみられている。

今後は、内外における感染症の影響が和らいでいくまで、厳しい状態が続くとみられる。

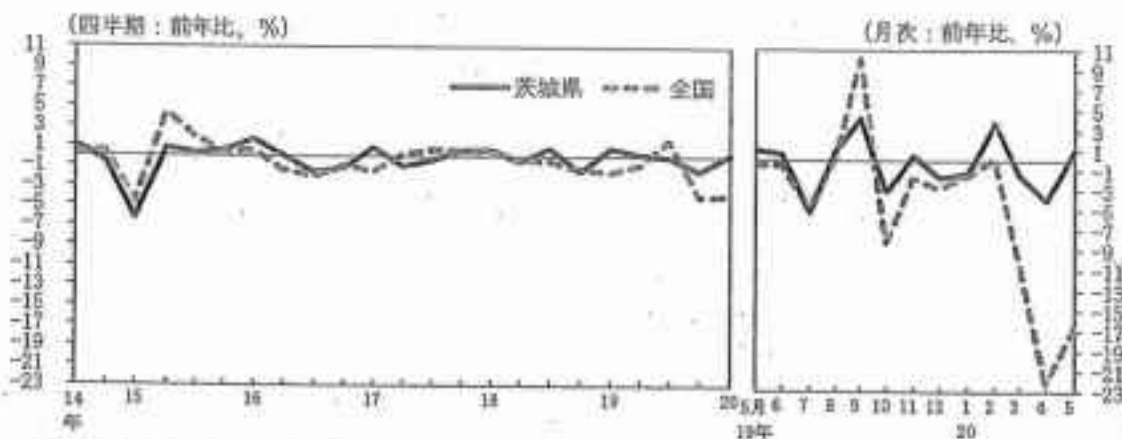
なお、金融面をみると、預金、貸出ともに増加した。貸出約定平均金利は低下した。

2. 実体経済

(1) 個人消費

5月の百貨店・スーパー販売額は、3か月振りに前年を上回った。

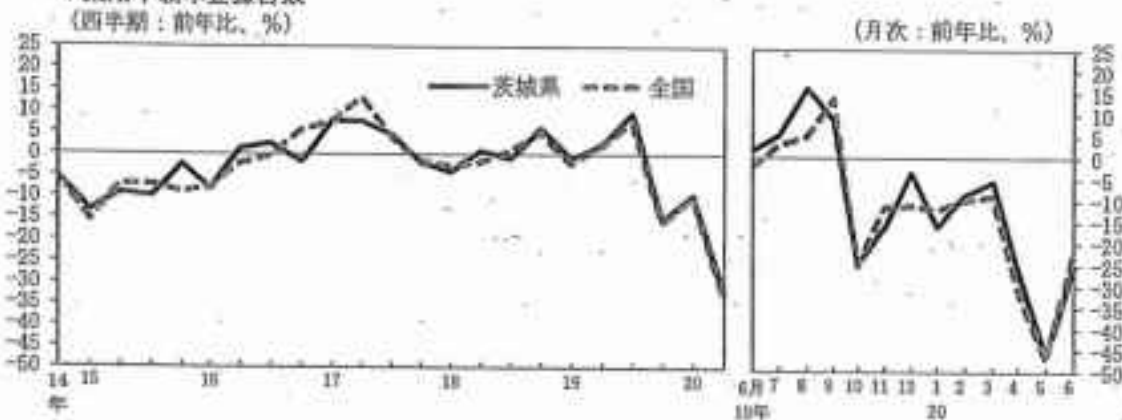
▽百貨店・スーパー販売額



(出所)経済産業省「商業動向統計」

6月の乗用車新車登録台数は、9か月連続で前年を下回った。

▽乗用車新車登録台数



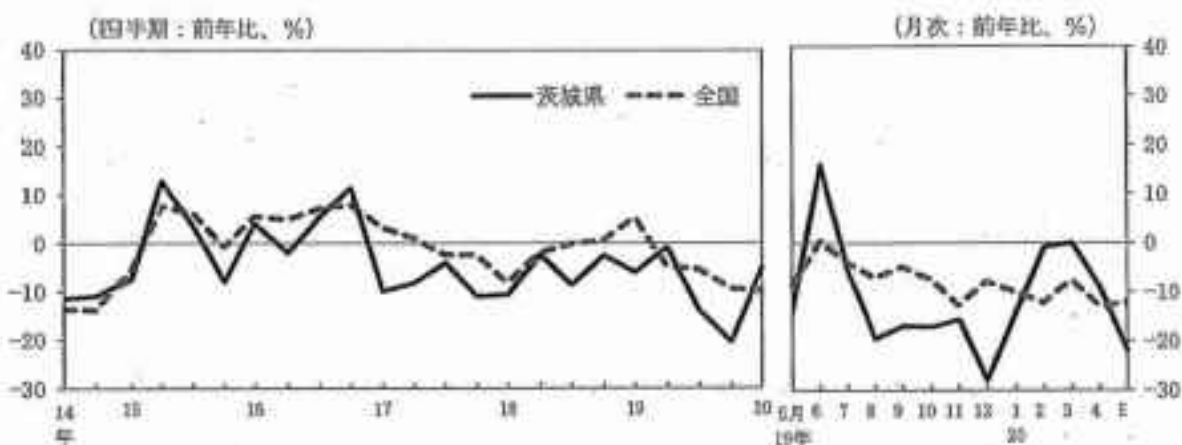
(出所)茨城県自動車販売店協会、日本自動車販売協会連合会「自動車登録統計情報」、
全国軽自動車協会連合会「軽自動車新車販売」。

最近の家電販売状況は、堅調な巣ごもり消費やテレワーク関連需要に加え、特別定額給付金による消費喚起もあって、全体では好調。

(2) 住宅投資

5月の新設住宅着工戸数は、持家、貸家系、分譲のいずれも前年を下回り、全体では2か月連続で前年を下回った。

▽新設住宅着工戸数

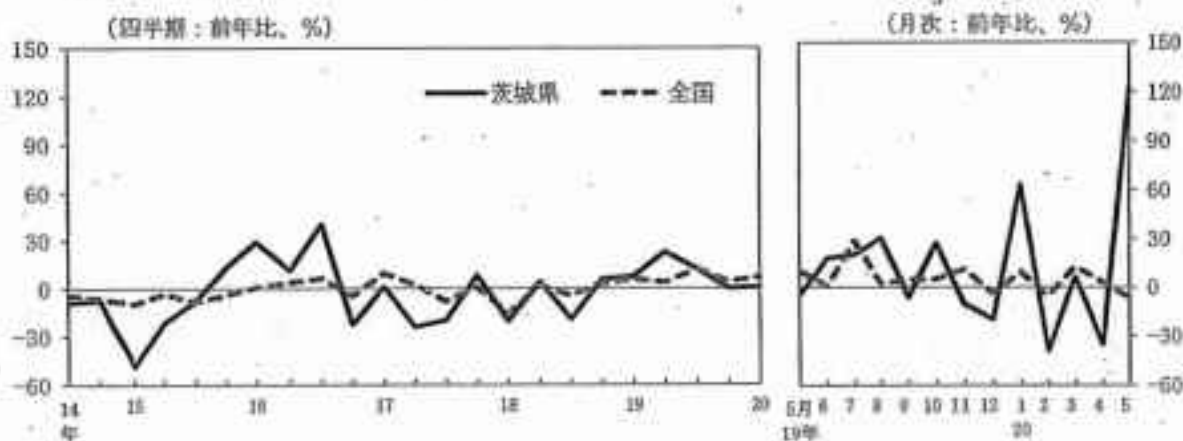


(出所)国土交通省「建築着工統計」

(3) 公共投資

5月の公共工事請負金額は、2か月振りに前年を上回った。

▽公共工事請負金額



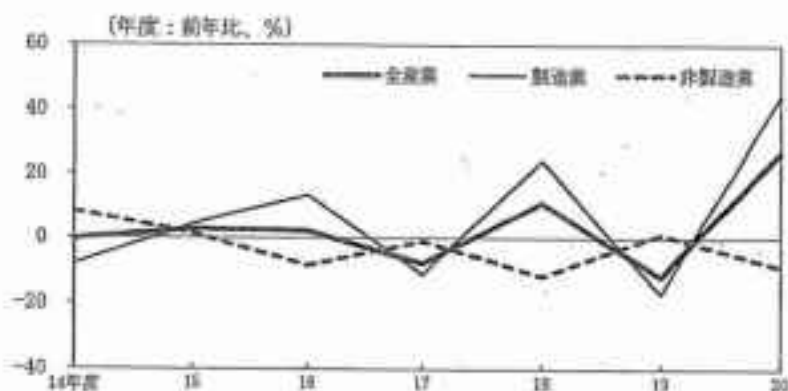
(出所)東日本建設業保証茨城支店「茨城県内の公共工事の動向」、東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」

(4) 設備投資

6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)をみると、2019年度の設備投資は、前年度を下回った。

2020年度は、感染症の影響により計画の絞り込みや先送りなどの動きがみられているものの、一部で大型投資が進められていることなどから、全体では前年度を上回る計画となっている。

▽設備投資



(出所)日本銀行水戸事務所

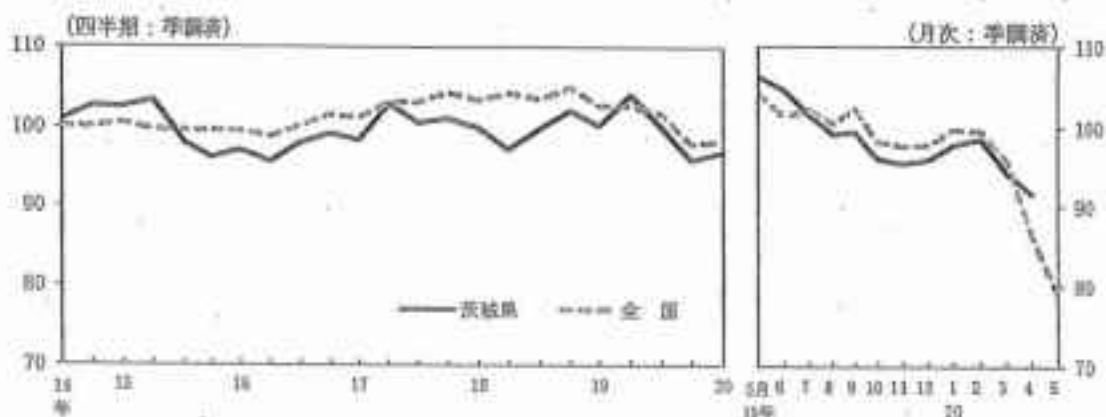
(5) 輸 出

感染症の影響により海外経済が大きく落ち込んでいるもとの、大幅に減少している。

(6) 生 産

4月の鉱工業生産指数(原指数)は、7か月連続で前年を下回った。足もとでは、感染症の影響により内外経済が大きく落ち込んでいるもとの、大幅に減少している。

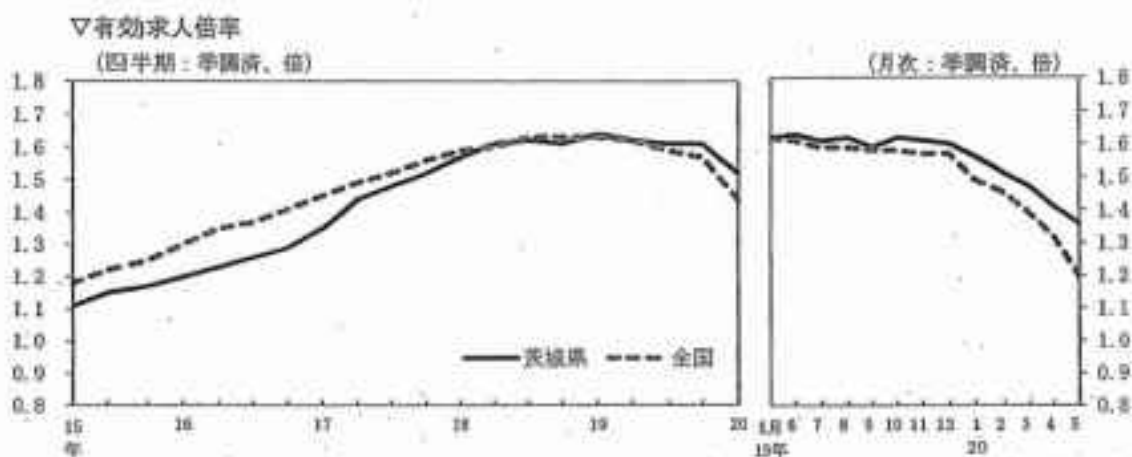
▽鉱工業生産指数



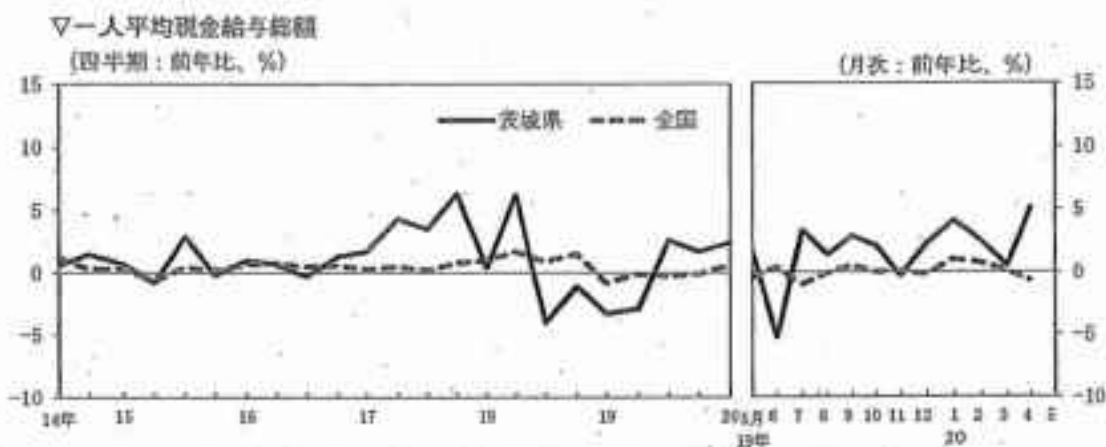
(出所)茨城県「茨城県鉱工業指数」、経済産業省「鉱工業指数統計」

(7) 雇用・所得環境

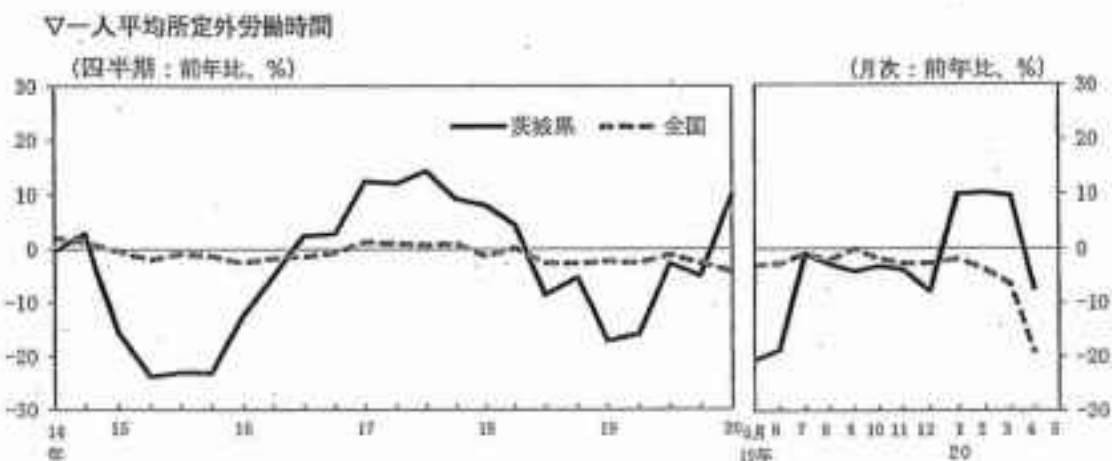
雇用・所得環境は、4月の一人平均現金給与総額は前年を上回った一方、一人平均所定外労働時間は前年を下回った。5月の有効求人倍率(季節調整済)は1.36倍となり、高水準ながら前月より低下した。足もとでは、感染症の影響により、弱めの動きがみられている。



(出所)厚生労働省「一般職業紹介状況」



(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

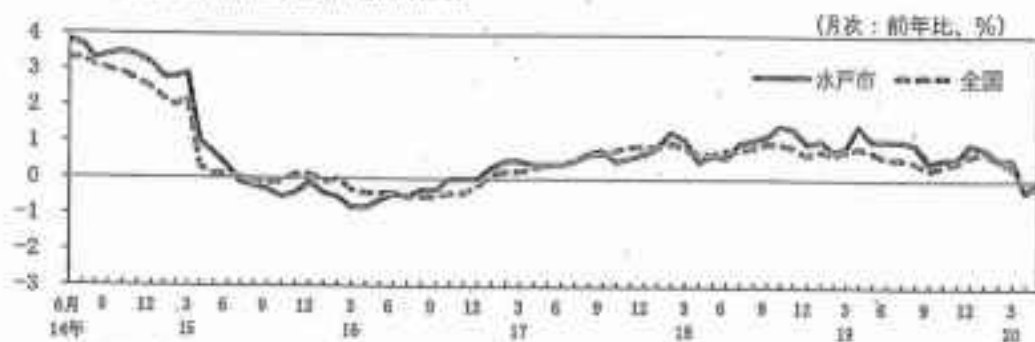


(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(8) 物 価

5月の水戸市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)前年比は、0.0%と前年並みとなった。

▽消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)

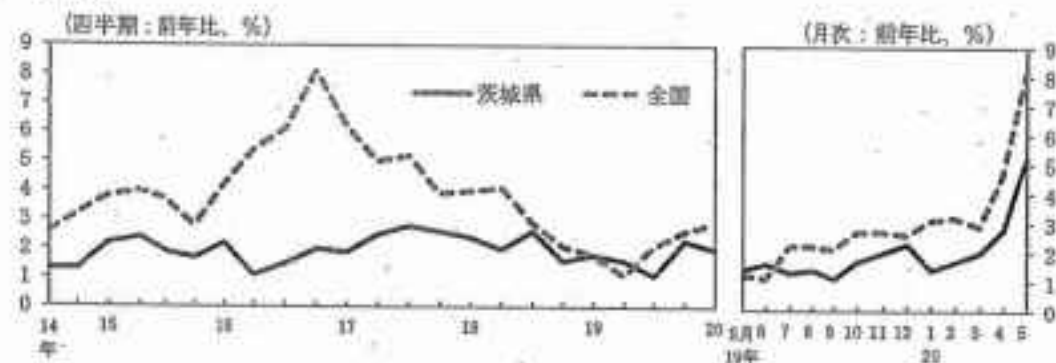


3. 金 融

(1) 預 金

5月末の県内金融機関の預金残高(末残)は、18兆775億円(前年比+5.2%)と前年を上回った。

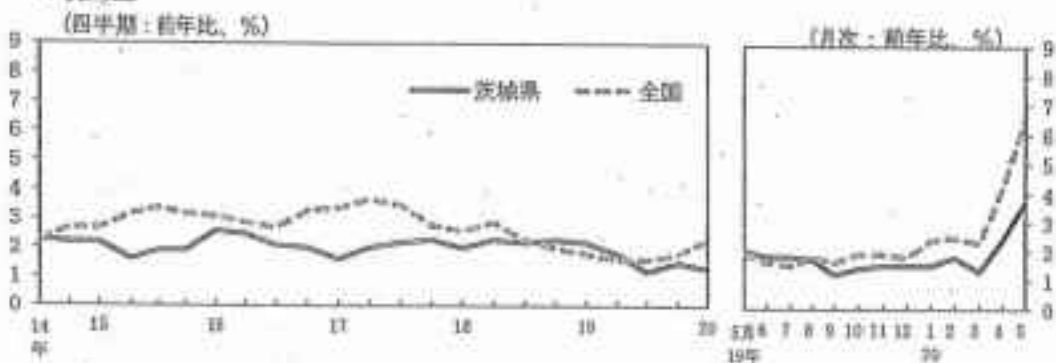
▽預金



(2) 貸 出

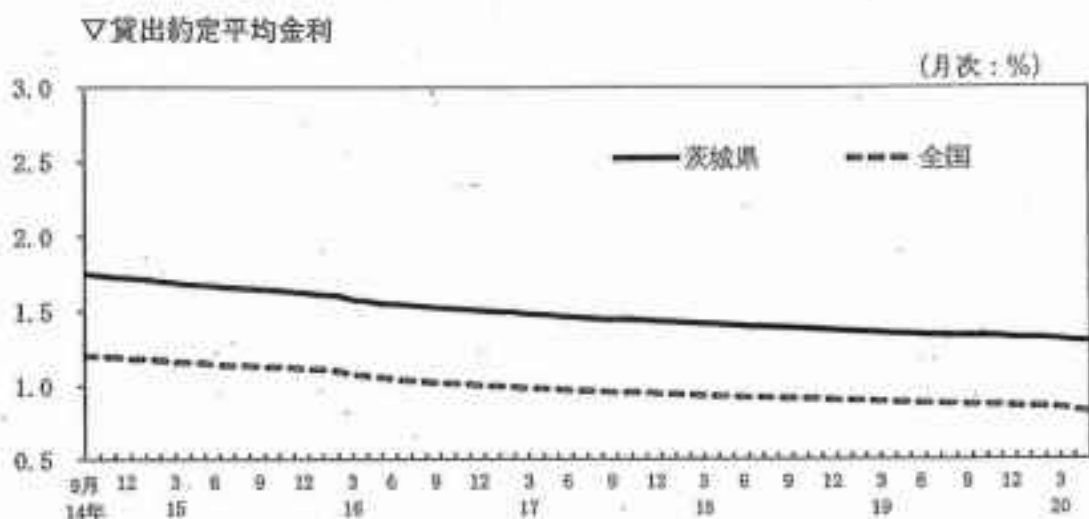
5月末の県内金融機関の貸出残高(末残)は、8兆7,561億円(前年比+3.7%)と前年を上回った。

▽貸出金



(3) 貸出約定平均金利

5月末の県内金融機関の貸出約定平均金利(ストックベース<総合>)は、1.292%と前月を下回った。



(出所) 日本銀行水戸事務所、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」

以上

本資料に関する問い合わせ先: 日本銀行水戸事務所
TEL: 029-224-2734 (代表)

I. 実体経済

(1) 個人消費

(前年比、%)

| | 個人消費関連 | | | | | | | | |
|-------|-------------|----------|-------------|--------|--------|--------------|--------|-------------|--|
| | 百貨店・スーパー販売額 | | 乗用車新車登録台数 | | | | | | |
| | 茨城県 | 全国 | 茨城県 | | | 全国 | | | |
| | | | 普通・小型 | 軽自動車 | 普通・小型 | 軽自動車 | | | |
| 2018年 | ▲ 0.2 | ▲ 0.5 | 0.0 | ▲ 0.6 | 1.4 | 0.1 | ▲ 1.6 | 3.6 | |
| 2019年 | ▲ 0.3 | ▲ 1.3 | ▲ 1.1 | ▲ 1.6 | 0.8 | ▲ 2.1 | ▲ 2.5 | ▲ 1.1 | |
| 2019年 | ▲ 0.1 | 1.6 | 9.5 | 8.4 | 13.0 | 7.5 | 7.0 | 8.3 | |
| | ▲ 1.5 | ▲ 4.1 | ▲ 15.3 | ▲ 20.3 | ▲ 4.3 | ▲ 16.0 | ▲ 17.3 | ▲ 13.6 | |
| 2020年 | 0.2 | ▲ 4.0 | ▲ 9.5 | ▲ 12.9 | ▲ 1.8 | ▲ 10.0 | ▲ 10.5 | ▲ 9.0 | |
| | n.a. | n.a. | ▲ 22.1 | ▲ 32.4 | ▲ 31.6 | ▲ 32.9 | ▲ 31.8 | ▲ 35.0 | |
| 2020年 | ▲ 1.3 | ▲ 1.5 | ▲ 16.0 | ▲ 21.3 | ▲ 3.3 | ▲ 12.1 | ▲ 11.5 | ▲ 13.1 | |
| | 3.8 | 0.2 | ▲ 8.4 | ▲ 11.3 | ▲ 2.3 | ▲ 9.8 | ▲ 10.7 | ▲ 8.3 | |
| | ▲ 1.4 | ▲ 10.1 | ▲ 5.4 | ▲ 7.6 | ▲ 0.4 | ▲ 8.9 | ▲ 9.9 | ▲ 5.8 | |
| | ▲ 4.0 | ▲ 22.1 | ▲ 25.9 | ▲ 24.1 | ▲ 29.3 | ▲ 30.4 | ▲ 27.5 | ▲ 35.4 | |
| | p 1.0 | p ▲ 16.7 | ▲ 46.1 | ▲ 40.5 | ▲ 57.0 | ▲ 46.7 | ▲ 41.8 | ▲ 55.9 | |
| | n.a. | n.a. | ▲ 25.1 | ▲ 22.5 | ▲ 6.8 | ▲ 22.6 | ▲ 26.6 | ▲ 14.4 | |
| 出 所 | 経済産業省 | | 茨城県自動車販売店協会 | | | 日本自動車販売協会連合会 | | 全国軽自動車協会連合会 | |

(注) 1. 前年比ベース。

2. p は速報値。

(2) 住宅投資

(前年比、%)

| | 新設住宅着工戸数 | | | | |
|-------|----------|--------|--------|--------|--------|
| | 茨城県 | | | 全国 | |
| | 総計 | 貸家系 | 分譲 | | |
| 2018年 | ▲ 6.1 | 1.2 | ▲ 21.3 | 15.3 | ▲ 2.3 |
| 2019年 | ▲ 10.7 | ▲ 0.9 | ▲ 21.9 | ▲ 13.5 | ▲ 4.0 |
| 2019年 | ▲ 9.8 | 5.6 | ▲ 13.3 | 5.4 | ▲ 4.7 |
| | ▲ 14.0 | ▲ 8.6 | ▲ 26.8 | 15.6 | ▲ 5.4 |
| | ▲ 20.4 | ▲ 11.9 | ▲ 27.3 | ▲ 28.8 | ▲ 9.4 |
| 2020年 | ▲ 5.0 | ▲ 11.5 | ▲ 7.4 | 11.3 | ▲ 9.9 |
| 2019年 | ▲ 27.9 | ▲ 15.6 | ▲ 25.4 | ▲ 47.7 | ▲ 7.9 |
| 2020年 | ▲ 14.2 | ▲ 17.2 | ▲ 26.0 | 25.8 | ▲ 10.1 |
| | ▲ 0.9 | ▲ 15.6 | 36.3 | ▲ 10.3 | ▲ 12.3 |
| | 0.0 | ▲ 2.2 | ▲ 8.6 | 19.6 | ▲ 7.6 |
| | ▲ 9.0 | ▲ 9.5 | ▲ 5.1 | ▲ 12.5 | ▲ 12.9 |
| | ▲ 21.8 | ▲ 24.2 | ▲ 13.1 | ▲ 26.0 | ▲ 12.3 |
| 出 所 | 国土交通省 | | | | |

(注) 貸家系は貸家と総与住宅の合計。

(3) 公共投資

(前年比、%)

| | 公共工事請負金額 | | | | | |
|------------|--------------|--------|---------|--------|--------|----------|
| | 茨城県 | % | | | | 全国 |
| | | 国 | 独立行政法人等 | 県 | 市町村 | |
| 2018年度 | ▲ 2.5 | 42.7 | 3.3 | 11.3 | ▲ 21.7 | 1.1 |
| 2019年度 | 9.1 | 5.4 | ▲ 37.7 | ▲ 3.9 | 11.1 | 6.8 |
| 2019年 4～6月 | 22.9 | ▲ 10.1 | ▲ 22.4 | ▲ 10.9 | ▲ 1.9 | 4.2 |
| 7～9月 | 12.4 | 14.5 | 58.3 | ▲ 1.2 | 16.6 | 12.2 |
| 10～12月 | 0.2 | 18.4 | ▲ 60.9 | ▲ 4.1 | 23.5 | 4.4 |
| 2020年 1～3月 | 1.0 | 9.9 | ▲ 41.5 | ▲ 2.5 | ▲ 4.5 | 7.1 |
| 2019年 12月 | ▲ 19.6 | 93.7 | ▲ 86.9 | ▲ 10.4 | 61.4 | ▲ 3.5 |
| 2020年 1月 | 63.4 | 2.8 | 217.4 | 57.9 | 9.7 | 9.5 |
| 2月 | ▲ 39.0 | ▲ 28.3 | ▲ 88.2 | ▲ 22.5 | 0.2 | ▲ 5.4 |
| 3月 | 6.5 | 36.0 | 181.6 | ▲ 6.1 | ▲ 20.0 | 12.9 |
| 4月 | ▲ 35.0 | ▲ 18.8 | 34.6 | 55.5 | 78.5 | 3.2 |
| 5月 | 122.2 | ▲ 28.7 | 12336.8 | 67.4 | 32.8 | ▲ 6.4 |
| 出所 | 東日本建設業保証茨城支店 | | | | | 東日本建設業保証 |

(注) 1. 公共工事請負金額(茨城県)は工事場所ベース。

2. 公共工事請負金額(全国)は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)による請負金額の合計。

(4) 設備投資

(前年比、%)

| | 企業短期経済観測調査 | | | | | |
|------------|------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 茨城県 | % | | 全国 | % | |
| | | 製造業 | 非製造業 | | 製造業 | 非製造業 |
| 2018年度 | 11.0 | 24.2 | ▲ 11.6 | 6.0 | 8.5 | -4.4 |
| 2019年度 | ▲ 11.7 | ▲ 17.0 | 1.3 | 1.6 | 1.9 | 1.4 |
| 修正率 | 0.9 | ▲ 2.6 | 8.6 | ▲ 3.2 | ▲ 2.8 | ▲ 3.5 |
| 2020年度(計画) | 25.7 | 44.2 | ▲ 8.8 | 0.8 | 4.1 | ▲ 1.2 |
| 修正率 | ▲ 0.1 | 3.8 | ▲ 10.8 | ▲ 3.7 | ▲ 2.4 | ▲ 4.4 |
| 出所 | 日本銀行水産事務所 | | | 日本銀行 | | |

(注) 1. ソフトウェア投資を含み、土地投資は含まない。

2. 修正率は前回調査からの変化率。

(5) 生産

(前年比、%)

| | 新工業指数 < 季節調整済 > | | | | | | | | | | | |
|------------|-----------------|-------|--------|----------|-------|--------|--------|----------|-------|-------|---------|---------|
| | 生産 | | | | 出荷 | | | | 在庫 | | | |
| | 茨城県 | | 全国 | | 茨城県 | | 全国 | | 茨城県 | | 全国 | |
| | 前年比 | | 前年比 | | 前年比 | | 前年比 | | 前年比 | | 前年比 | |
| 2018年 | 99.9 | ▲ 0.8 | 104.2 | 1.1 | 99.5 | ▲ 0.5 | 103.0 | - 0.8 | 97.0 | 7.0 | 100.5 | 1.7 |
| 2019年 | 99.8 | ▲ 0.1 | 101.1 | ▲ 2.0 | 98.6 | ▲ 0.9 | 100.2 | ▲ 2.7 | 101.0 | 3.2 | 101.7 | 1.2 |
| 2019年 4~6月 | 104.1 | 7.2 | 102.8 | ▲ 2.2 | 102.1 | 2.8 | 101.4 | ▲ 2.6 | 102.1 | 7.4 | 104.4 | 3.0 |
| 7~9月 | 100.1 | 1.0 | 101.7 | ▲ 1.1 | 99.1 | 1.3 | 101.3 | ▲ 0.3 | 103.0 | 1.7 | 103.3 | 0.9 |
| 10~12月 | 95.0 | ▲ 6.1 | 98.0 | ▲ 6.8 | 95.9 | ▲ 6.4 | 97.3 | ▲ 6.5 | 102.3 | 3.2 | 104.0 | 1.2 |
| 2020年 1~3月 | 95.9 | ▲ 2.3 | 98.4 | ▲ 4.5 | 95.5 | ▲ 2.7 | 96.7 | ▲ 5.2 | 101.8 | 1.8 | 100.4 | 2.9 |
| 2019年 12月 | 96.0 | ▲ 3.1 | 97.0 | ▲ 2.7 | 95.4 | ▲ 1.6 | 97.0 | ▲ 3.8 | 103.3 | 3.2 | 104.0 | 1.2 |
| 2020年 1月 | 97.8 | ▲ 2.2 | 99.8 | ▲ 2.4 | 96.3 | ▲ 4.2 | 97.9 | ▲ 3.3 | 105.5 | 4.3 | 105.2 | 3.8 |
| 2月 | 98.6 | ▲ 1.4 | 99.5 | ▲ 5.7 | 100.2 | 0.9 | 98.9 | ▲ 5.4 | 102.4 | 2.0 | 104.4 | 1.6 |
| 3月 | 94.3 | ▲ 2.2 | 95.8 | ▲ 5.2 | 90.9 | ▲ 4.3 | 93.2 | ▲ 6.5 | 101.8 | 1.0 | 105.4 | 2.9 |
| 4月 | 91.6 | ▲ 5.1 | 86.4 | ▲ 12.0 | 89.3 | ▲ 19.7 | 84.3 | ▲ 18.8 | 97.7 | ▲ 2.1 | 106.1 | 2.7 |
| 5月 | n.a. | n.a. | p 79.1 | p ▲ 25.8 | n.a. | n.a. | p 77.2 | p ▲ 24.3 | n.a. | n.a. | p 103.4 | p ▲ 0.4 |
| 出 所 | 茨城県 | | 経済産業省 | | 茨城県 | | 経済産業省 | | 茨城県 | | 経済産業省 | |

- (注) 1. 2015年=100。新工業指数の前年比は原指数の前年比。年ベースの指数は原指数。
 2. 茨城県新工業指数は、年間補正が実施され、2019年1月以降の指数が追及改訂された。
 3. p は推定値。

(6) 雇用・所得環境

(前年比、%)

| | 有効求人倍率 (季節調整済・倍) | | 常用労働者数 | | 一人平均 現金給与総額 | | 一人平均 所定外労働時間 | |
|------------|---------------------|------|-----------|------|----------------|-------|-----------------|--------|
| | 茨城県 | 全国 | 茨城県 | 全国 | 茨城県 | 全国 | 茨城県 | 全国 |
| | 前年比 | | 前年比 | | 前年比 | | 前年比 | |
| 2018年 | 1.60 | 1.61 | 0.7 | 1.1 | 0.4 | 1.4 | ▲ 0.8 | ▲ 1.8 |
| 2019年 | 1.62 | 1.60 | ▲ 0.4 | 2.0 | ▲ 0.4 | ▲ 0.3 | ▲ 10.4 | ▲ 1.9 |
| 2019年 4~6月 | 1.62 | 1.62 | ▲ 0.1 | 1.7 | ▲ 2.9 | ▲ 0.1 | ▲ 15.6 | ▲ 2.4 |
| 7~9月 | 1.61 | 1.59 | ▲ 0.7 | 2.0 | 2.6 | ▲ 0.3 | ▲ 2.6 | ▲ 1.0 |
| 10~12月 | 1.61 | 1.57 | ▲ 0.7 | 2.2 | 1.7 | ▲ 0.2 | ▲ 4.9 | ▲ 2.6 |
| 2020年 1~3月 | 1.62 | 1.44 | 0.3 | 1.9 | 2.4 | 0.6 | 9.9 | ▲ 4.1 |
| 2019年 12月 | 1.60 | 1.57 | 0.0 | 2.1 | 2.2 | ▲ 0.2 | ▲ 7.8 | ▲ 2.7 |
| 2020年 1月 | 1.56 | 1.49 | ▲ 0.1 | 1.9 | 4.1 | 1.0 | 9.9 | ▲ 1.9 |
| 2月 | 1.51 | 1.45 | 0.4 | 1.9 | 2.4 | 0.7 | 10.2 | ▲ 2.8 |
| 3月 | 1.47 | 1.39 | 0.7 | 1.9 | 0.5 | 0.1 | 9.6 | ▲ 6.5 |
| 4月 | 1.41 | 1.22 | ▲ 0.4 | 1.6 | 5.1 | ▲ 0.7 | ▲ 7.3 | ▲ 12.9 |
| 5月 | 1.30 | 1.20 | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. | n.a. |
| 出 所 | 厚生労働省 | | 茨城県 厚生労働省 | | 茨城県 厚生労働省 | | 茨城県 厚生労働省 | |

- (注) 1. 有効求人倍率は、新卒学生を除きパートタイムを含む。
 2. 常用労働者数、一人平均現金給与総額、一人平均所定外労働時間の前年比は2015年=100の指数で算出。事業所規模3人以上。

(7) 物価

(前年比、%)

| | | 消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合) | |
|-------|-----|------------------------|-------|
| | | 水戸市 | 全国 |
| 2018年 | | 1.0 | 0.9 |
| 2019年 | | 1.0 | 0.6 |
| 2019年 | 5月 | 1.1 | 0.8 |
| | 6月 | 1.1 | 0.6 |
| | 7月 | 1.1 | 0.6 |
| | 8月 | 1.0 | 0.5 |
| | 9月 | 0.5 | 0.3 |
| | 10月 | 0.6 | 0.4 |
| | 11月 | 0.6 | 0.5 |
| | 12月 | 1.0 | 0.7 |
| 2020年 | 1月 | 0.9 | 0.8 |
| | 2月 | 0.6 | 0.6 |
| | 3月 | 0.6 | 0.4 |
| | 4月 | ▲ 0.3 | ▲ 0.2 |
| | 5月 | 0.0 | ▲ 0.2 |
| 出 所 | | 総務省 | |

(注) 2015年=100。

(8) 企業倒産

(前年比、%)

| | | 茨城県 | | | |
|------------|--------|----------|--------|------------|--------|
| | | 件数 (件) | | 負債総額 (百万円) | |
| | | | 前年比 | | 前年比 |
| 2018年 | | 127 | 15.5 | 15,579 | ▲ 13.1 |
| 2019年 | | 128 | 0.8 | 16,287 | 4.5 |
| 2019年 | 4~6月 | 29 | 20.8 | 2,210 | ▲ 12.6 |
| | 7~9月 | 37 | 60.9 | 4,128 | 20.9 |
| | 10~12月 | 35 | ▲ 5.4 | 6,525 | 10.7 |
| 2020年 1~3月 | | 39 | 44.4 | 4,297 | 25.5 |
| 2019年 | 12月 | 7 | ▲ 22.2 | 2,271 | 23.4 |
| 2020年 | 1月 | 13 | 18.2 | 1,907 | 205.6 |
| | 2月 | 10 | 11.1 | 1,033 | ▲ 56.7 |
| | 3月 | 16 | 128.6 | 1,357 | 226.2 |
| | 4月 | 9 | ▲ 18.2 | 1,413 | 21.5 |
| | 5月 | 1 | ▲ 83.3 | 40 | ▲ 83.7 |
| 出 所 | | 東京商工リサーチ | | | |

(注) 負債総額100万円以上の企業倒産。

Ⅱ. 金融

(1) 実質預金

(前年比、%、括弧は億円)

| | 茨城県 | | | | | | | 全国 |
|-----------|-----------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|-----------|
| | | 銀行 | | | その他 | | | |
| | | 総額 | 地銀・地銀Ⅱ | 信金・信託 | 総額 | 信金・信託 | | |
| 2018年 12月 | 1.6 | 1.9 | 0.2 | 2.1 | 1.0 | ▲ 0.2 | 2.1 | |
| 2019年 | 3月 | 1.8 | 2.2 | 2.8 | 2.2 | 0.8 | 0.5 | 1.8 |
| | 6月 | 1.5 | 2.1 | 3.2 | 2.0 | 0.4 | 0.0 | 1.1 |
| | 9月 | 1.1 | 1.5 | 2.9 | 1.2 | 0.2 | 0.0 | 2.1 |
| 2019年 12月 | 2.3 | 2.7 | 6.6 | 2.2 | 1.4 | 1.4 | 2.6 | |
| 2020年 | 1月 | 1.4 | 2.2 | 4.0 | 2.0 | ▲ 0.2 | ▲ 1.9 | 2.1 |
| | 2月 | 1.7 | 2.0 | 4.6 | 1.7 | 1.2 | 1.0 | 2.2 |
| | 3月 | 2.0 | 2.5 | 4.6 | 2.2 | 1.0 | 0.0 | 2.9 |
| | 4月 | 2.8 | 2.5 | 6.7 | 3.2 | 1.3 | 1.1 | 4.7 |
| | 5月 | 6.2 | 6.5 | 7.0 | 6.4 | 2.4 | 2.4 | 6.1 |
| | 5月末残高 | 180,775 | 125,641 | 13,123 | 112,517 | 55,134 | 25,989 | 2,569,916 |
| 出 所 | 日本銀行水戸事務所 | | | | | | | 日本銀行 |

(注) 1. 「茨城県」は、茨城県内に所在する店舗分の合計、ゆうちょ銀行は含まない。

「地銀・地銀Ⅱ」は、全国地方銀行協会または第二地方銀行協会の加盟銀行。

「その他」は、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、農工組合中央金庫の合計。

「信金・信託」は、県内に本店がある先のみを対象。

2. 実質預金は、信託金から切手・平形を控除したもの。

特別預金(金融引き当り)を除く。

新規出店、合併、撤退、報告先の計数処理の変更等による増減等の調整は行っていない。

3. 「全国」は、日本銀行ホームページに掲載されている「国内銀行の資産・負債等(銀行勘定)」の計数。

(2) 貸出

(前年比、%、括弧は億円)

| | 茨城県 | | | | | | | 全国 |
|-----------|-----------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-----------|
| | | 銀行 | | | その他 | | | |
| | | 総額 | 地銀・地銀Ⅱ | 信金・信託 | 総額 | 信金・信託 | | |
| 2018年 12月 | 2.3 | 2.3 | ▲ 1.9 | 2.5 | 2.0 | 0.5 | 2.0 | |
| 2019年 | 3月 | 2.2 | 2.3 | ▲ 0.8 | 2.5 | 1.9 | 1.4 | 1.8 |
| | 6月 | 1.6 | 1.9 | ▲ 1.9 | 2.2 | 1.3 | 0.4 | 1.6 |
| | 9月 | 1.2 | 1.1 | ▲ 2.2 | 1.3 | 1.2 | 0.1 | 1.5 |
| 2019年 12月 | 1.5 | 1.5 | ▲ 1.5 | 1.6 | 1.6 | 0.4 | 1.8 | |
| 2020年 | 1月 | 1.6 | 1.5 | ▲ 1.1 | 1.7 | 1.5 | 0.2 | 2.4 |
| | 2月 | 1.8 | 1.4 | ▲ 1.2 | 1.6 | 2.1 | 0.5 | 2.6 |
| | 3月 | 1.2 | 1.1 | ▲ 2.5 | 1.9 | 2.1 | ▲ 0.6 | 2.3 |
| | 4月 | 2.4 | 1.9 | 5.8 | 1.7 | 2.6 | 1.0 | 4.2 |
| | 5月 | 2.7 | 2.0 | 6.3 | 2.8 | 5.9 | 2.4 | 6.5 |
| | 5月末残高 | 87,561 | 54,885 | 3,446 | 61,530 | 22,575 | 10,550 | 1,499,639 |
| 出 所 | 日本銀行水戸事務所 | | | | | | | 日本銀行 |

(注) 1. 「茨城県」は、茨城県内に所在する店舗分の合計(一部県外を含む)、ゆうちょ銀行は含まない。

「地銀・地銀Ⅱ」は、全国地方銀行協会または第二地方銀行協会の加盟銀行。

「その他」は、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、農工組合中央金庫、日本政策金融公庫(国策金融事業および中小企業事業)の合計。

「信金・信託」は、県内に本店がある先のみを対象。

2. 特別預金(金融引き当り)を除く。金融機関向け貸出、中央銀行向け貸出、取寄せを除き、外貨貸出を含む。

新規出店、合併、撤退、報告先の計数処理の変更等による増減等の調整は行っていない。

3. 「全国」は、日本銀行ホームページに掲載されている「国内銀行の資産・負債等(銀行勘定)」の計数。

(3) 貸出約定平均金利 (ストックベース)

(月単位比率、%ポイント、%)

| | | 貸出域 | | | | 全 国 | | |
|--------|--------|-----------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 都 区 | 地 区・地 区 II | 信 金・信 託 | | | | |
| 総 合 | 2020年 | 2月中 | ▲ 0.002 | ▲ 0.005 | 0.000 | ▲ 0.007 | ▲ 0.001 | |
| | | 3月中 | ▲ 0.007 | 0.013 | ▲ 0.008 | ▲ 0.006 | ▲ 0.007 | |
| | | 4月中 | ▲ 0.009 | ▲ 0.076 | ▲ 0.004 | ▲ 0.014 | ▲ 0.037 | |
| | | 5月中 | ▲ 0.009 | ▲ 0.014 | ▲ 0.007 | ▲ 0.025 | ▲ 0.015 | |
| | | 5月末 | 1.292 | 1.073 | 1.168 | 2.024 | 0.818 | |
| | 短 期 | 2020年 | 2月中 | 0.005 | 0.009 | 0.005 | ▲ 0.006 | 0.007 |
| | | 3月中 | ▲ 0.035 | 0.009 | ▲ 0.041 | ▲ 0.021 | ▲ 0.011 | |
| | | 4月中 | 0.024 | ▲ 0.028 | 0.029 | 0.005 | ▲ 0.030 | |
| | | 5月中 | 0.016 | ▲ 0.019 | 0.016 | 0.019 | ▲ 0.046 | |
| | | 6月末 | 1.736 | 1.093 | 1.559 | 2.226 | 0.500 | |
| | 長 期 | 2020年 | 2月中 | ▲ 0.003 | ▲ 0.003 | ▲ 0.003 | ▲ 0.007 | ▲ 0.003 |
| | | 3月中 | ▲ 0.007 | ▲ 0.004 | ▲ 0.007 | ▲ 0.006 | ▲ 0.007 | |
| | | 4月中 | ▲ 0.002 | ▲ 0.003 | 0.000 | ▲ 0.013 | ▲ 0.006 | |
| | | 5月中 | ▲ 0.005 | ▲ 0.001 | ▲ 0.005 | ▲ 0.023 | ▲ 0.008 | |
| | | 5月末 | 1.200 | 1.019 | 1.085 | 1.895 | 0.783 | |
| | 貸 出 | 2020年 | 2月中 | 0.004 | ▲ 0.031 | 0.011 | ▲ 0.110 | 0.008 |
| 3月中 | | 0.031 | 0.092 | 0.029 | ▲ 0.212 | ▲ 0.018 | | |
| 4月中 | | ▲ 0.174 | ▲ 0.517 | ▲ 0.075 | 0.309 | ▲ 0.092 | | |
| 5月中 | | ▲ 0.045 | ▲ 0.054 | ▲ 0.036 | 0.008 | ▲ 0.023 | | |
| 5月末 | | 2.137 | 1.348 | 2.036 | 5.665 | 1.196 | | |
| 出 所 | | 日本銀行水戸事務所 | | | | 日本銀行 | | |

- (注) 1. 「貸出域」は、支店域内に所在する店舗分の合計。ゆうちょ銀行は含まない。
「地区・地区II」は、全国地方銀行協会または第二地方銀行協会の加盟銀行。
「信金・信託」は、県内に本店のある先のみが対象。
2. 貸出金利を貸出金残高で加重平均したものを、
「短期」は約定地の貸出期間が1年未満の貸出、「長期」は同1年以上の貸出。
特別国庫金融資引当金(オフショア融資)、金融機関向け貸出、中央政府向け貸出、私算債を除く。
対象は国内円貸出のみ対象。
新規出店、合併、撤退、報告先の計数処理の変更等による差異等の調整は行っていない。
3. 「全国」は、日本銀行ホームページに掲載されている「貸出約定平均金利の推移」の国内銀行の対数。

(4) 銀行券

(億円)

| | 発 行 | 運 収 | 発行・運収(▲)額 | | |
|-------|--------|-----------|-----------|-------|-------|
| | | | | 前年実績 | |
| 2018年 | 8,101 | 2,179 | 5,927 | 5,448 | |
| 2019年 | 7,858 | 1,671 | 6,181 | 5,927 | |
| 2019年 | 7~9月 | 1,623 | 215 | 1,407 | 1,443 |
| | 10~12月 | 2,656 | 216 | 2,439 | 2,287 |
| 2020年 | 1~3月 | 1,276 | 548 | 727 | 896 |
| | 4~6月 | 2,552 | 300 | 2,252 | 1,437 |
| 2020年 | 1月 | 232 | 375 | ▲ 93 | ▲ 36 |
| | 2月 | 497 | 93 | 393 | 468 |
| | 3月 | 507 | 79 | 427 | 473 |
| | 4月 | 869 | 57 | 812 | 1,074 |
| | 5月 | 569 | 201 | 368 | ▲ 146 |
| | 6月 | 1,114 | 53 | 1,062 | 569 |
| 出 所 | | 日本銀行水戸事務所 | | | |

2020年7月17日

茨城地方最低賃金審査会
会 長 様茨城ユニオン
執行委員長 小林賢一

2020年に於ける最低賃金改定に関する意見書

昨年、中央最低賃金審議会は、全国加重平均27円の引上げ(全国加重平均額901円)を答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において地域別最低賃金額が決定されました。最高額は東京都の時給1,013円、最低額は15県の790円と地域間格差は223円となります。この間、最低賃金の地域間格差の広がり、若い労働力をますます都市部へと流出し、地方が疲弊してきています。コンビニのように同じ手順、品質で作った商品の価格は同じなのに、働いている場所で賃金に格差の出るのは不公平です。都道府県ごとに最低賃金を決めるのではなく、全国一律にすべきです。

他方で、茨城県の昨年の最低賃金の時給849円という水準は、1日8時間、月22日働いたとして、月収約15万円、年収約180万円にしかありません。これでは、年収200万円以下のワーキングプアの水準です。賃金の大幅アップは不可欠です。

今般、新型コロナウイルス感染拡大により政府の緊急事態宣言で、経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念も広がる中、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきという議論もあります。しかし、これは本末転倒の議論であり、中小零細企業の低賃金・低福利が優秀な人材を中小企業に集められない主な原因になってきたことを直視すべきです。大企業においても、近年の賃金停滞・リストラ策が、人材の海外流出に拍車を掛けていることは周知の事実です。低賃金で競争力を強化するという戦略は時代錯誤であり、日本の競争力を弱体化させるだけです。政府は、最低賃金の大幅アップを支援すべきであり、特に中小企業の一時的財務悪化を防ぐ支援を強化すべきです。

日本では、これまで一部の主婦パートや学生アルバイトが最低賃金の対象とみなされてきましたが、いまや全労働者の4割以上を占める非正規労働者をはじめとする最低賃金付近の労働者が存在します。ここに根本的な問題があります。また、今般の緊急事態下において、小売店の店員、運送配達員、福祉・介護サービス従事者等の社会全体のライフラインを支える労働者の中には、最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多数存在しています。これらの労働者の労働に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも最低賃金の時給1,500円の引上げは必要です。時給1,500円で1日8時間、月22日働いて月額約26万円、年収約310万円です。周知の通り、年収300万円は「結婚の壁」といわれ、これ以下の場合、結婚も困難であることが統計で示されています。せめてこれくらいの収入がなければ、子供を産み育てることさえできません。

あらためて、憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、ならびに最低賃金法第1条「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争確保に資する」「国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」ことに立ち返り、人間らしく生活できる最低賃金引き上げが最重要課題であります。



2020年7月27日

茨城地方最低賃金審議会
会長 田中 泉 様



東茨城郡茨城町谷田部 293
茨城県労働組合
議長 白石



茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、茨城県内の労働者の賃金をはじめ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、今年は新型コロナウイルスの感染拡大のために緊急事態宣言が全国に出され、すべての国民に自粛要請が求められました。学校は2月27日に安倍首相から学校休校の要請が出され、3月から5月の2ヶ月間すべての学校は休校になりました。こうした中で、営業停止になった飲食業や旅館業、交通機関など多くの職場が休業に追い込まれ、中小企業をはじめとして多くの企業が営業不振に陥りました。

当然のことながら、休職せざるを得ない労働者が急増し、賃金が減額されたり出なくなったというような状態になりました。コロナ問題は、特に非正規労働者に与えた影響は深刻で、貧困と格差をより深刻にしました。非正規労働者の多くは女性労働者で、休業補償も支給されず、解雇された労働者が多数生まれました。

昨年10月の最低賃金の改定で、全国過重平均が901円（茨城は52円低い）になりましたが、1日8時間、週40時間働いても月収157,000円、年収1858円にしかありません。茨城県では、最低賃金が27円上がって849円になりましたが、この時給は月収にすると148,000円、年収にして約177万にしかありません。

コロナ禍の中で、低賃金の若者・労働者の増大は、健全な消費者、納税者、主権者になることを阻害し、結果的に国や地方自治体の負担や社会的損失を増大させることにつながります。また、低賃金はGDPの60%を占める国民消費を冷え込ませ、地域経済に悪影響を及ぼしています。

茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の若者、労働者の健全な育成、持続可能な地域経済を実現していくために大変重要な役割を担っています。

つきましては、茨城県最低賃金の改正決定審議にあたって、最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

なお、口頭での意見陳述の機会を与えて頂くことを要請します。

記

1. 意見の要旨

- (1) 「コロナ禍だから雇用を守る」ではなく、最低賃金を大幅に引き上げ、消費意欲を喚起して健全な地域社会、地域経済を実現すること。
- (2) 憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、茨城県の最低賃金を今すぐ東京並みの1000円以上に引

き上げ、1500円をめざすこと。

(3) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

2. 意見の理由

(1) 「コロナ禍だから雇用を守る」ではなく、最低賃金を大幅に引き上げ、消費意欲を喚起して健全な地域社会、地域経済を実現すること。

①非正規労働者が2000万人を超える状態が継続していますが、それにあわせて最低賃金ギリギリの賃金しか支給されない労働者が増大しています。コロナ禍で雇用を守ることができたとしても最低賃金ギリギリの時給では、人間らしいまともな生活ができず、将来設計ができません。今必要なことは、最低賃金を大幅に引き上げた上で、公務民間を問わず初任給を引き上げ、雇用を守ることです。

②茨城労連が昨年12月に実施した市町村対象の「公契約アンケート」では、県内の市町村役場で働く非正規職員は14,383人で、非正規率は41.3%でした。また、非正規職員の「低い時給額」の平均は870円で、時給平均が876円(849円+27円)以下の自治体が30市町でした。多くの非正規職員が最低賃金ギリギリの時給で働いています。

③最低賃金ギリギリの時給で働いている民間職場の労働者は、医療・介護・販売・配送など社会全体のライフラインを支える労働者が多く、最低賃金の低さはコロナ対策を悪化させ、社会の継続性にも悪影響を及ぼしています。

④茨城労連が実施した「公契約アンケート」では、市町村役場の非正規職員の女性労働者比率は80.9%で、5つの自治体では90%を超えています。非正規労働者の低賃金の問題は、女性労働者の問題であると言っても過言ではありません。

女性非正規労働者の賃金は、最低賃金ギリギリであることを踏まえれば、男女賃金格差是正のために最低賃金引き上げの意義は非常に高くなります。女性労働者の低賃金は少子化を促進することになり、少子化を改善するためにも最低賃金の大幅な引き上げは欠かせません。

⑤最低賃金は、景気の回復状況や企業の経営状況を判断して決めるべきものではなく、憲法25条、労働基準法第1条を踏まえ、労働者の生計費原則に基づいて決めるべきものです。人間には年齢・年代にあった社会的な生活があり、豊かで文化的な生活の前提になるのが賃金です。

当然、最低賃金は、健康で文化的な生活ができるかどうかを基準に決められるべきものです。また、最低賃金が上がることで企業経営に支障があるという中小企業に対しては、最低賃金の引き上げにあわせて、「税・社会保険料負担の軽減」などの中小企業支援を強力に推進すべきです。

(2) 憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、茨城県の最低賃金を今すぐ東京並みの1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。

①茨城労連は、2020年2月から5月にかけて、県内労働者を対象に最低生計費試算調査を実施しました。7月29日に記者発表を行います。水戸市に住む25歳の青年の最低生計費を試算した結果、男性252,987円、女性251,124円でした。

このデータを出すにあたって、20代30代の一人暮らしの青年190人から調査結果を回収しています。算出した最低生計費を、月150時間の労働時間で換算すると時給は男性1,687円、女性1,674円になり、最低賃金849円ではまともな生活ができないことを証明しています。

②最低生計費試算調査は、茨城労連が加盟する全国組織「全労連」の20を超える地方組織が取り組んでいます。どこの県でも月収23万～25万、時給1500円～1600円が必要という結果になっています。こうした結果からも、茨城労連を初めとして全労連の各地方組織の要求である「最低賃金時給1500円をめざし、即時1000円以上にすること」がいかに正当なものであるかが明らかです。

③7月22日、中央最低審議会は2020年度の最低賃金改定について、全国的に目安を示さない異例の答申を出しました。茨城地連法最低賃金審議会は、中央審議会の答申にとられることなく、茨城県の労働者の生活の実態を踏まえた審議を行い、茨城県の最低賃金を今すぐ東京並みの1000円以上に引き上げ、1500円をめざすべきです。

(3) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

①関東圏内最低賃金額を高い県から並べると、東京都が1013円、神奈川県が1011円、埼玉県が926円、千葉県が923円、栃木県が853円、茨城県が849円、群馬県が835円となります。当然のことながら、最低賃金の格差は労働力の流出を生み出します。県南地域の高校生や若者は、最低賃金の高い千葉や東京で働くものが増えています。

②2019年の地域別最低賃金の改定により、最低額790円から最高額1013円（東京都）と223円の格差があります。最低賃金の低い地域から、最低賃金の高い地域への人口流出が起こり、地方自治体・地域の中小企業の人手不足は深刻さを増し、地域経済の停滞を引き起こしています。

③全国労働組合総連合（全労連）がこれまでに実施してきた「最低生計費試算調査」では、全国どこでも、税・社会保険料込みで、月額23万円～25万円弱は必要という結果が出ています。この額は、時給にすれば1500円程度となります。

都市部は住宅費が高くなりますが、地方は交通網が整っておらず、地方の住宅費は安い傾向にありますが、車の維持費が高くなって都市部と地方の最低生計費はほとんど変わりません。

ところがコンビニなどで働く場合、仕事内容は全く変わらないのに最低賃金に格差があるため、働いている都道府県の違いで時給が大幅に変わります。

全国一律最低賃金制度を確立し、どこでも誰でも1500円をめざし、即時1000円以上にすることが求められています。

④自民党の最低賃金一元化推進議員連盟（会長・衛藤征士郎衆院議員）は6月11日、国会内で総会を開き、コロナ禍でも最低賃金を引き上げるべきとする緊急提言を行いました。

新型コロナの影響を避けようと、若者が地方への移住を考える際、最低賃金の地域間格差はその妨げになるとも述べ、「東京一極集中を是正する観点からも全国一律最賃は不可欠」としています。

2019年7月27日

茨城地方最低賃金審議会

会長 田中 泉 様

茨城県労働組合総連合

議長 白石 勝巳

日頃より、県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し、心から敬意を表します。

さて、茨城労連で4月から7月に集約した「最低賃金を全国一律1500円に引き上げ、地域間格差を解消する要請書」署名を提出しますので、茨城地方最低賃金審議会において最低賃金の大幅な引き上げの検討をよろしくお願いします。

なお、要請書の請願項目は以下のとおりです。

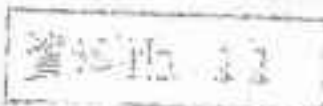
1. 生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現するとともに、茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。また、最低賃金の引き上げにあわせて公務・民間の初任給の引き上げを実施すること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、税・社会保障費の負担軽減など中小企業・小規模事業者への財政措置を充実させること。

以上。

今回提出する署名の筆数は

3128 筆

です。



2020年7月27日

茨城地方最低賃金審議会

会長 田中 泉



水戸市城南3-9-20

茨城県医療労働組合連合会

執行委員長 松崎 みどり



2020年度茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多岐にわたります。非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2019年度賃金構造基本統計調査によれば、医師を除く医療産業の所定内賃金は全産業平均に比べて月額で7,378円も低く、介護職では所定内賃金平均は78,224円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています(グラフ参照)。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

茨城県医労連の組織内での最低賃金は850円です。看護補助者・炊事員など資格を持たなくとも職場には必要な人材ですが、時給の安さから人員確保は厳しい状況です。介護では夜勤をしている正職員であっても時給換算で900円代の職場もあります。地域最賃の10月改訂に合わせて変更されることが多く、大幅改定がなければコロナ禍の中で、より安全で時給の高い職場を選ぶ人が出てきており、地域の医療介護の崩壊が懸念されます。

新型コロナウイルス感染拡大のなか、「医療用マスクは1週間に2枚しか配給されず、自前のマスクを使っている」「市販のゴム手袋を使っている」職場もあります。今でも不十分なPPE(個人防護具)と人員不足により医療現場はいつ院内感染が起こってもおかしくありません。これまで慢性的な人手不足で過重労働を強いられてきましたが、新型コロナ対応が加わり「コロナ感染対応が落ち着いたら、看護師を辞める」との声が出ています。

さらに、医療・福祉に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しています。日本医労連の調査では医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。

補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。

全国各地で再びクラスターが発生し、第2波、第3波の到来は確実視されています。低賃金を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げと奨励金の充実を求め、即時の実現を求めます。

医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2020年度)

所定内賃金及び最低賃金の全国平均を100%とした割合
 厚生労働省2019年度賃金構造基本統計調査、2019年10月実施の最低賃金より日本国労働協約作成



2020年7月27日

茨城地方最低賃金審議会
会長 田中 泰 殿

茨城県小美玉市西郷地1703
いばらきコープ労働組合
中央執行委員長 川畑 哲也

茨城地方最低賃金の改定にあたっての意見書

労働者の労働条件の向上と、県民経済の健全な発展のためのご尽力に敬意を表します。
今年度の茨城地方最低賃金の改定について、いばらきコープ労働組合としての意見を述べ
ます。

1. 意見の要旨

- (1) 憲法25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するための水
準とすること。
- (2) 茨城地方最低賃金を時間額1,000円以上へ引き上げるとともに、1,500円
を目指すこと。
- (3) 最低賃金の底上げをおこない経済の活性化をおこなうこと。
- (4) 最低賃金未済率をゼロにすること。
- (5) 全国一律最低賃金制度の導入をおこなうこと。



2. 意見の理由

- (1) 憲法25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するための水
準とすること。憲法第25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を
営む権利を有する」とあるように、人として最低限度の生活を維持する水準にすべ
きと考えます。
- (2) 茨城地方最低賃金を時間額1,000円以上へ引き上げるとともに、1,500円
を目指すこと。
① 2010年に政労使で合意された「2020年までにできるだけ早期に最低80
0円、平均1,000円」は、極めて重い意味を持っており、今年が2020年
であり、茨城県においても最低800円の額は越えましたが、平均の1,000円
には、まだ到達していない点からも早急に1,000円へ引き上げる必要がありま
す。

②最低賃金が低いことにより、利根川沿線の若者は千葉県や埼玉県、また、内陸の県境付近の若者は、栃木県へと就労に向かってしまう傾向があります。背景には、最低賃金の低さがあると考えられます。

③生活に必要な資金の基になる最低賃金額に格差があつては、労働力を失う事になり、過疎化や少子化への加速を一層強めるものと考えられます。

(3) 最低賃金の底上げをおこない経済の活性化をおこなうこと。

①消費に刺激を与えるには、賃金の底上げが一番と考えられます。収入増になった場合、消費にお金がまわり、経済が活性化していくと考えられます。

②最低賃金の引き上げは、企業にとってコストアップに繋がりますが、経済を活性化させるためにも最低賃金の引き上げは必要だと考えます。

個別企業の「支払能力」に偏重するのではなく最低賃金の底上げをおこなうべきと考えます。

③中小企業にとって、最低賃金の引き上げが死活問題となってしまうよう、中小企業支援策の周知徹底と活用されることを同時におこなう必要があると考えます。

(4) 最低賃金未満率をゼロにすること。

①毎年、茨城県においても未満率が数パーセントあることが危惧されます。最低賃金は、審議会での審議後決定された賃金であり、企業の皆さんは守らなければならない賃金のはずですが、昔で求人募集のポスターを見ると最低賃金額以下で募集をしているところをまれに見かけたりします。最低賃金額が改訂された直後であれば、周知されていない状況と把握することもできます。しかしそこには、最低賃金の額さえ知らずに募集をかけている企業や、そこに就労しようとしている労働者がいることは重大な問題と捉えなければなりません。

②最低賃金未満率をゼロにするためにも、労働基準監督署だけでなく最低賃金について熟知しているものが協力し合い見直し、行動していく必要があると考えます。

(5) 全国一律最低賃金制度の導入をおこなうこと。

①働いても普通の生活ができない現行の最低賃金額では、若年層を軸とした非正規労働者の自立が難しいと考えられるため、最低賃金額の大幅な引き上げとともに全国一律最低賃金制度の確立とともに早期実現を強く望みます。

以上

資:315 30

2020年7月27日

茨城県地方最低賃金審議会
会長 田中 泉 様

水戸市平須表原1番93
茨城県高等学校教職員組
執行委員長 蓮田 秀



2020年度 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し心から敬意を表します。

さて、2019年度の最低賃金の改定審議にあたって、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項にもとづき、下記のとおり意見を表明します。なお、口頭での意見陳述の機会を与えていただきたく要請します。



記

1. 意見の要旨

- (1) 茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1500円以上をめざし、即時1000円以上にする。
- (2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

2. 意見の理由

- (1) 茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1500円以上をめざし、即時1000円以上にする。

最低賃金を大幅に引き上げることは、高校生、学生の教育を受ける権利を保障する上で欠かすことの出来ない方策です。現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策から、アルバイトの自粛等により、本来見越していた収入が得られず、生活が困窮している生徒も出てきています。通常の生活下においてもアルバイトをしながら、授業料を補うため、少しでも家計の負担を減らすためなど、直接生活に関わる理由や、大学、専門学校への入学金や学費を貯めるためなど、進学するために必要な費用を貯める者など、理由は様々ですが、保護者の経済状況だけでは補いきれない家庭が少なからずあるのが事実です。高校生に限らず、大学や専門学校に進学した学生が、本来学業に専念したいのに、生活をする上でアルバイトをせざるを得ない状況も起こっており、さらにはコロナ関連で、アルバイトが出来ず、大学を退学せざるを得ない学生もいるような状況です。

最低賃金が上がることによって、学業にかかる時間を今まで以上に確保することも

きます。将来の茨城を支える生徒、学生の教育を受ける権利を保障するため、最低賃金の時給 1500 円以上を目指し、即座に時給 1000 円以上することを求めます。

(2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

県境にある地域においてアルバイトをしている生徒、学生は、少しでも条件の良いところでのアルバイトを望んでいます。具体的には時給の良いところでのアルバイトです。一つの事例として、県南地区では、茨城県でアルバイトをするよりも、千葉県の方が時給が良いからと言って、県を越えてアルバイトをしている者がいるのも事実です。最低賃金の違いによって、一律の賃金にすることによって、自県でアルバイトをしても、他県と差がない環境を整えることは地域経済にとっても大きなメリットとなります。地域間格差をなくし全国一律の最低賃金制度を確立することを求めます。

2020年7月25日

茨城県地方最低賃金審議会

会長 田中 泉 様

茨城県水戸市見川5-127-281

全日本年金者組合茨城県本部

委員長 近澤 重男

茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書

日頃より、茨城県内の労働者の賃金をはじめ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

全日本年金者組合は年金をはじめとする社会保障の充実のために運動を行っている組織で、高齢の年金受給者のみならず、現役労働者を含めて加入対象としています。茨城県本部には現在約1600人が加入しています。

さて、昨2019年金融庁市場ワーキンググループが、「年金給付の減少で、老後30年間に夫婦で2000万円の蓄えが必要」という報告書を公表しました。日本の年金制度の貧弱さを示すものとして大きな問題になりました。

高齢者にとって年金は命の綱です。しかし年金が全くない無年金者や、少ししか出ない低年金者が多数います。生活を維持するために働かざるを得ない高齢者がたくさんおられますが、労働条件は低く非正規労働契約を余儀なくされているのが大半です。

その上、年金の支給水準は毎年のように減らされています。国民年金法第1条は、憲法25条の理念に基づき年金受給者の生活保障を目的としており、何よりも制度当初は生活保障基準を上回る定額制度とすることを国は認めていました。しかし国民年金は40年加入の満額でも現在は月65,000円、受給者の平均は55,000円の支給額です。これは生活保障基準を大きく下回るものになっており、さらにマクロ経済スライドの運用によって、今後も集中的に給付水準低下を強いられることになり、将来の支給水準は現在の価格で満額でも月45,000円になってしまいます。

一方国民年金保険料の未納・滞納が増大しており、厚生労働省によれば2018年度の納付率は65%にとどまっています。低所得による保険料減免を受けている人が約600万人にのぼり年々増加傾向にあります。

厚生年金加入者でも現役世代の給与が低いほど、標準月額が低く、将来の報酬比例部分の給付額が少なくなるため、給付受給額に占める基礎年金部分の割合が高くなり、年金給付水準の低下が大きくなります。低年金・低賃金の人ほど給付削減が大きいこととなります。

私たち年金者組合は現在、2013年「国民年金法の一部改正する法律」のもとに3年間で2.5%を削減したことに対して、憲法25条にうたう生存権の侵害・違憲だと

年間で2.5%を削減したことに対して、憲法25条にうたう生存権の侵害・違憲だと
して被告・国を相手に裁判に訴えているところです。

国は「年金財政が逼迫し制度維持のため」を強調していますが、このままでは将来年金
制度は残っても、公的年金では生活維持ができなくなってしまいます。労働者の賃金を
上げ、非正規をなくし正規労働者として処遇することにより、年金財源を確保する方向
に転換することです。また制度上、現役労働者の賃上げは、現在の年金支給額の引き上
げにも連動します。

年金の切り下げや、低賃金労働者が増大することは、GDPの6割を占める個人消費
を落ちこませ地域の経済を低下させてしまいます。以上のことから当面次の事項を要請
いたします。

- 1、茨城県の最低賃金を即時時給1000円に引き上げること、さらに時給1500円をめざしていただきたい。
- 2、全国一律最低賃金制度を確立していただきたい。

以上



2020年7月25日

茨城地方最低賃金審議会
会長 田中 泉 様

茨城県つくば市桜3-11-1
JMITI茨城地方本部
執行委員長 矢口 裕



2020年度 茨城県最低賃金の改定にあたって、
最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

日頃、茨城県内で働く労働者の労働条件の向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

今年度の茨城県最低賃金の改定審議にあたって、最低賃金法25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、下記の通り意見を表明いたします。

記



1. 意見表明の背景について

県内中小企業および非正規雇用労働者の賃金の底上げはコロナウイルス禍のもとで
いっそう急務となっている

大企業への手厚い保潔政策をもって企業収益増をはかれば、系列下およびその他の中小企業にも恩恵が及び、その結果として労働者の処遇の改善もはかられる、という現政権の経済政策は失政の典型ともいうべきものである。長年に及ぶ勤労世帯の消費の冷え込みは、昨秋の消費税増税によってますます増幅された。実質賃金の低下がその最大の要因となっている。

そうした状況下での今般の新型コロナウイルス禍である。全く未知の問題であり、その対処は一定程度、試行錯誤がやむを得ないという側面をもってはいるが、現局面は現政権による労働、福祉・医療分野での改悪に次ぐ改悪が、結局国民に大きな犠牲をもたらした事を物語る。

言うまでもなく、雇用分野における非正規の増加が低賃金と不安定な雇用の最大要因となっている。そして医療を採算性で量ることによる縮小・統合政策なども、コロナ禍への対策を困難にしている。この難局を乗り越える基本的で有効な手立ての一つとして、賃金の底上げが必要であると考えます。

コロナ禍を理由として、“賃金より雇用”を吹聴し、最低賃金の引き上げを我慢すべきな

どの論を支持することはできない。国の政策決定に基づく自派などは、補償とセットで行うべきであり、雇用と賃金に犠牲を転嫁する事は問題である。むしろ、コロナ禍で大きな犠牲を被っている労働者に対し、最低賃金の大幅な引き上げで保護していく方向こそ求められている。

依然として見劣りする茨城県の最低賃金

茨城県の最低賃金は、昨年の27円改訂の結果、時給849円となった。この到達点は、全国加重平均の901円、東京都を除く関東6県の平均900円と比べても見劣りし、東京都の1013円からは164円もの格差となっている。

低賃金の実態は、当組合が今年行った生活実態アンケート調査によっても、「生活が苦しい」と訴える労働者が8割強に達していることに示されている。特に非正規雇用の労働者から、賃金アップの要求や正規雇用への転換の要求が多い。

現行最高額であっても最低生活には到達しない

近頃との比較もさることながら、どの部県の水準も憲法25条、労働基準法第1条が求める人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準になっていない事が最大の問題である。茨城県に限らず、現政権下の最低賃金改訂のテンポでは、個々の労働者世帯の生活向上はおろか日本経済全体の低迷打開にも資さない。

私たちが求める方向は、最低賃金の大幅な引き上げであり、全国一律の最低賃金の制定による地域間格差の解消である。現在のコロナ禍を克服し、労働者世帯の生活を維持させる面からも、このことは重要と考える。同時に、中小企業への支援強化を含む施策が求められる事はいうまでもない。

2. 求める最低基準と要望

- (1) 茨城県の最低賃金を時給1,000円に引き上げるとともに、1,500円をめぐすこと。
- (2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。茨城県がそのための積極的な役割を果たすよう努力を払うこと。
- (3) 賃金の底上げと県独自の中小企業支援策により、地域経済の活性化をはかること。

以上

2020年7月27日

茨城県地方最低賃金審議会
会長 田中 泉 様

つくば市花畑3丁目9-10
茨城県自治体労働組合連
執行委員長 酒井 誠

2020年度 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し心から敬意を表します。

さて、2020年度の最低賃金の改定審議にあたって、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項にもとづき、下記のとおり意見を表明します。なお、口頭での意見陳述の機会を与えていただきたく要請します。

記



1 賃金引き上げは社会の要請になっている

労働者の平均賃金は1997年と2016年の年収比較で約50万円減少し、賃金面でも「失われた20年」になっています。年収200万円以下の労働者が1,000万人を超えつづけ、非正規労働者は約4割を占めています。こうした労働者の低賃金は、貧困率を増加させるばかりか、消費力の低下による日本経済の低迷を招いています。そして、加入者数と保険料の減少による財源不足で、年金をはじめとした社会保障制度にも悪影響を及ぼしています。

このように賃金引き上げは、労働者の生活はもとより日本経済や社会保障制度の改善にとっても、国と地方の税収増にとっても、極めて重要な課題となっています。最低賃金は賃金の底上げをはかり、全体の賃金水準を押し上げるために有効に働きます。

よって、最低賃金の大幅な引き上げとして時給1,500円をめざし、ただちに1,000円とするよう求めます。

2 自治体職場でも低賃金の非正規職員が4割

茨城県労働組合総連合(略称：茨城労連)の2019年度「公契約アンケート調査」は正規職員が減少し、非正規職員が増加の一途をたどっていることを明らかにしています。県内44市町村の職員数(病院・消防を除く)は、34,846人、うち正規職員20,463人、非正規職員14,383人で、非正規率は41.3%となっています。非正規職員は、正規職員と同じような業務に就き重要な役割を担っています。

この12年間で126円引き上げられましたが、2019年度の非正規職員(一般事務職)の平均時給額は876円で、最低賃金を27円上回った額にとどまっています。ここで重要なことは、最低

の引上げが自治体当局に引き上げを促していることです。自治体当局が主体的に官製ワーキングプアの状態を打開すべき努力をしないもて、最賃は重要な役割を果たしています。公務・公共サービスの質を確保するために、最低賃金の即時大幅引き上げを求めます。

また、自治体職員の賃金は、社会福祉協議会など地域事業所で働く労働者の賃金にも大きな影響を与えています。この点からも、最低賃金の大幅な引き上げを求めるものです。

3 最賃法の目的を達成する制度に

最低賃金法第1条では「…賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定…」と規定し、労働基準法第1条では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ」と規定しています。現実の最賃額は、憲法25条が求める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する水準とも、これら法の上旨からも承認したものとなっており、次の事項について可能な努力を求めます。

(1) 「通常の事業の賃金支払い能力」が、最賃の大幅な引き上げの障害の一つになっていると思われまふ。最賃引き上げによる賃金支払いが困難な事業者については、国の財政援助で対応すること。

(2) 2019年度の最低賃金は、最高が1,013円と最低の790円で、223円もの格差があります。茨城の場合も東京はもとより隣接する埼玉、千葉、栃木よりも低額となっています。こうした地域格差によって、地方から都市部への人口流出が起り、過疎化や高齢化を加速させ、地域経済をも冷え込ませています。標準的な生計費は都市部が高く地方が安いとの実態はありません。全国労働組合総連合(略称：全労連)が全国的に行った生計費調査結果(明証・資料)で明らかになっています。全国展開しているコンビニで働く労働者が、全く同じ仕事をしていて賃金格差のあることは明らかな矛盾です。

以上のことから、現行の制度を全国一律最低賃金制に改めること。

4 コロナ禍でこそ最低賃金引き上げの積極的な議論を

新型コロナウイルス感染症拡大による雇用悪化で、3万人にも上る解雇・雇止めが発生し、その6割ほどが非正規労働者となっています。非正規労働者数は1年前と比べ約97万人減少しており、雇止めがかからなくなっている雇用情勢悪化の調整弁とされている実態があります。そして、多くの非正規労働者が最低賃金近傍で働いています。非正規労働者のただでさえ苦しい生活にコロナ禍の状況が更に追い打ちをかけています。最低賃金の抜本的な改善、賃金の底上げはこの状況を打破するために必要不可欠です。購買力の高まりによる地域循環型経済こそが経済の活性化につながることも、最低賃金の大幅引き上げを求めます。

以上

2020年7月27日

茨城県地方最低賃金審議会
会長 田中 泉 様

水戸市白梅4-1-28 東洋ハウジングビル401
茨城県私立学校教職員組合連合
中央執行委員長 前田 〇〇〇

2020年度 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し心から敬意を表します。

さて、2020年度の最低賃金の改定審議にあたって、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項にもとづき、下記のとおり意見を表明します。

記



1. 意見の要旨

(1) 茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1500円以上をめざし、即時1000円以上にすること。

(2) 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

2. 意見の理由

茨城県の最低賃金を憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給1500円以上をめざし、即時1000円以上にすること。

最低賃金を大幅に引き上げることは、高校生、学生の教育を受ける権利を保障する上で欠かすことの出来ない方策です。2019年度茨城私教連による学費滞納調査(私学)では、学費を3か月以上滞納している家庭が100件を超えています。パートによって家計を支え学費に充てている低所得世帯も少なくない状況です。

現在、新型コロナウイルスの影響による経済活動の自粛が様々な業種に直接的・間接的に深刻な影響を及ぼしています。特にそもそも所得の低い家庭ほど所得の急激な減少が顕著であると言われていています。こうした家庭の生徒が、家庭の経済的理由により私学での学業継続をあきらめざるを得ない状況が生じないか非常に心配しています。

最低賃金の引き上げは生徒・保護者が安心して私学に通えるようにする教育の公平性という視点からも重要であると考えます。将来の茨城を支える生徒、学生の教育を受ける権利を保障するため、最低賃金の時給1500円以上を目指し、即座に時給1000円以上することを求めます。

本県最低賃金の改正について

最低賃金につきましては、本年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、「経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持する。」と明記されております。

また、今年度の中央最低賃金審議会において、「地域別最低賃金額については、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」としながらも、「地方最低賃金審議会においては、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。」との答申が行われております。

一方、本県では、茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～において、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現を基本理念に掲げ、新しい豊かさへのチャレンジに向けて邁進しているところであります。この豊かさを実現するために、賃金の上昇、消費の拡大という好循環を生み出し、企業収益の拡大をさらなる賃上げや設備投資につなげるよう、まず県内労働者の賃金の底上げを図ることが重要です。

賃金動向を始めとした経済に関する諸指標を数値化した本県の総合指数は全国11位であるのに対し、最低賃金額は同16位と、経済実態を表した総合指数と乖離が生じております。また近隣県と比較しても本県の最低賃金は低く、特に栃木県との4円の差は過去6年間変動しておらず、今後少子高齢化が進行し人手不足が深刻化する中で、本県の労働力確保はさらに困難になることが予想されます。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で極めて厳しい経済状況であることは十分認識しておりますが、それでもなお、この最低賃金の問題は、本県にとって早期に解決すべき大きな課題であるにとらえております。

したがいまして、本年の最低賃金額の決定にあたっては、本県の総合指数を十分に考慮し、経済実態をさらに正確に反映した引上げを行われますようお願いいたします。

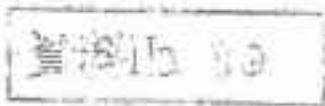
令和2年7月31日

茨城地方最低賃金審議会会長 田中 泉 殿



茨城県知事 大井川 和典





2020年7月30日

茨城労働局長様
茨城地方最低賃金審議会会長様

日本共産党茨城県委員会
委員長 上野 高志
副委員長 田谷 武夫
大内久美子
日本共産党茨城県議団
県議会議員 山中たい子
県議会議員 江尻 加那

最低賃金の大幅引き上げを求める要請書

中央最低賃金審議会は、2020年度の最低賃金について「現行水準維持が妥当」と厚生労働大臣へ答申したことから、「事実上の据え置き」との予想が報道されています。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、過去の経済危機に類を見ない甚大な影響を及ぼし、特に低所得者の多い非正規労働者を直撃しています。雇用調整助成金の上限額が15000円に引き上げられ、これを時給換算すると1875円です。文化的で最低限の生活を維持するため、全国どこでも時給1500円から1600円が必要であることが、労働者や研究者によってコロナ禍以前に行われています。

営業自粛や減収により、中小企業・小規模事業所の経営もひっ迫しています。雇用の安定や地域の経済を守る上でも、労働者への賃金、固定費への補助、社会保険料や税金の減免措置など、中小企業・小規模事業所の支援を抜本的に強化することは不可欠です。

以上の立場から日本共産党は、茨城労働局と茨城地方最低賃金審議会に対し、以下の項目を要望するものです。

1. 最低賃金を速やかに1500円に引き上げる。
2. 最低賃金は全国一律とし、格差を解消するよう政府に提言する。
3. 茨城地方最低賃金審議会は、全面公開で行う。
4. 労働者代表委員は、様々な職種、雇用形態の労働者からなる労働組合等から選出する。
5. 中小企業・小規模事業所の給与の支払い能力を確保するため、財政上、税制上の支援を強化し、大企業など元請けによる不利な取引条件を規制するよう国に提言する。

以上



令和2年度茨城地方最低賃金審議会
茨城県最低賃金専門部会委員名簿

令和2年7月21日 任命

茨城労働局

| 区分 | 氏名 ^(ふりがな) | 現職 |
|-------|----------------------|---|
| 公益代表 | いで こうや 井出 晃哉 | 井出法律事務所長 |
| | せいやま れい 清山 玲 | 茨城大学人文社会科学部教授 |
| | たかな いずみ 田中 泉 | 茨城大学人文社会科学部教授 |
| 労働者代表 | おおもり もとのり 大森 玄則 | 電機連合茨城地方協議会事務局長 |
| | たかぎ ひでみ 高木 英見 | 連合茨城事務局長 |
| | みやした ゆういち 宮下 有一 | JAM北関東常任執行委員 茨城県連絡会事務局長 |
| 使用者代表 | うりだ ひろし 瓜田 広 | 株式会社水戸京成百貨店取締役経理部長 |
| | かとう ゆういち 加藤 祐一 | 一般社団法人茨城県経営者協会 専務理事 |
| | みずいで ひろし 水出 浩司 | 株式会社日立製作所エネルギー・ビジネスユニット 日立事業所エネルギー総務部長 |

注) 各代表「氏名」欄表示は、五十音順となっており、敬称は略してあります。

令和2年8月3日(月)

No.1 令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果(茨城県)

- | | |
|---|-------|
| ① 一般労働者・パートタイム労働者 総括表(1)(2) 茨城の賃金分布・特性値・未満率 | …P193 |
| ② 一般労働者 総括表(1) 茨城の賃金分布・特性値・未満率 | …P199 |
| ③ パートタイム労働者 総括表(1) 茨城の賃金分布・特性値・未満率 | …P205 |
| ④ 時間給賃金に対する労働者数分布表 | …P211 |
| ⑤ 最低賃金引き上げ額・率と影響率の関係表 | …P215 |

| 月 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 合計 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 1 | 11,825 | 11,825 | 11,825 | 11,825 | 11,825 | 11,825 | 11,825 | 11,825 | 11,825 | 11,825 | 11,825 | 11,825 | 141,900 |
| 2 | 1,254 | 1,254 | 1,254 | 1,254 | 1,254 | 1,254 | 1,254 | 1,254 | 1,254 | 1,254 | 1,254 | 1,254 | 15,048 |
| 3 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 | 1,740 |
| 4 | 650 | 650 | 650 | 650 | 650 | 650 | 650 | 650 | 650 | 650 | 650 | 650 | 7,800 |
| 5 | 867 | 867 | 867 | 867 | 867 | 867 | 867 | 867 | 867 | 867 | 867 | 867 | 10,404 |
| 6 | 571 | 571 | 571 | 571 | 571 | 571 | 571 | 571 | 571 | 571 | 571 | 571 | 6,852 |
| 7 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 13,200 |
| 8 | 1,342 | 1,342 | 1,342 | 1,342 | 1,342 | 1,342 | 1,342 | 1,342 | 1,342 | 1,342 | 1,342 | 1,342 | 16,104 |
| 9 | 0.7600 | 0.7600 | 0.7600 | 0.7600 | 0.7600 | 0.7600 | 0.7600 | 0.7600 | 0.7600 | 0.7600 | 0.7600 | 0.7600 | 9.1200 |
| 10 | 0.5644 | 0.5644 | 0.5644 | 0.5644 | 0.5644 | 0.5644 | 0.5644 | 0.5644 | 0.5644 | 0.5644 | 0.5644 | 0.5644 | 6.7728 |
| 11 | 0.2554 | 0.2554 | 0.2554 | 0.2554 | 0.2554 | 0.2554 | 0.2554 | 0.2554 | 0.2554 | 0.2554 | 0.2554 | 0.2554 | 3.0648 |
| 12 | 0.1954 | 0.1954 | 0.1954 | 0.1954 | 0.1954 | 0.1954 | 0.1954 | 0.1954 | 0.1954 | 0.1954 | 0.1954 | 0.1954 | 2.3448 |
| 合計 | 141,900 | 141,900 | 141,900 | 141,900 | 141,900 | 141,900 | 141,900 | 141,900 | 141,900 | 141,900 | 141,900 | 141,900 | 1,702,800 |

最低賃金に関する実態調査結果(地域別最低賃金対象)

※平成30年は事業場数による復元

(茨城の賃金分布・特性値)

単位:円

| | 第1・20分位数 | 第1・10分位数 | 第1・4分位数 | 中位数 | 未満率% |
|---------|----------|----------|---------|-------|--------|
| 平成30年 | 800 | 820 | 900 | 1,090 | 1.45 |
| 令和元年 | 825 | 850 | 900 | 1,120 | 1.60 |
| 令和2年 | 850 | 867 | 920 | 1,145 | 1.50 |
| 対前年増減額 | 25 | 17 | 20 | 25 | |
| 対前年増減率% | 3 | 2 | 2.22 | 2.23 | △ 0.10 |

規模別特性値及び未満率

| | 第1・20分位数(円) | | | 第1・10分位数(円) | | | 未満率% | | |
|--------|-------------|------|------|-------------|------|------|-------|------|------|
| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
| 1~99人計 | 800 | 825 | 850 | 820 | 850 | 867 | 1.45 | 1.60 | 1.50 |
| 1~9人 | 800 | 825 | 850 | 800 | 850 | 850 | 2.93 | 2.84 | 3.90 |
| 10~29人 | 800 | 825 | 850 | 830 | 850 | 860 | 0.89 | 1.26 | 0.50 |
| 30~99人 | 810 | 830 | 885 | 833 | 850 | 909 | 0.62 | 0.48 | 0.50 |

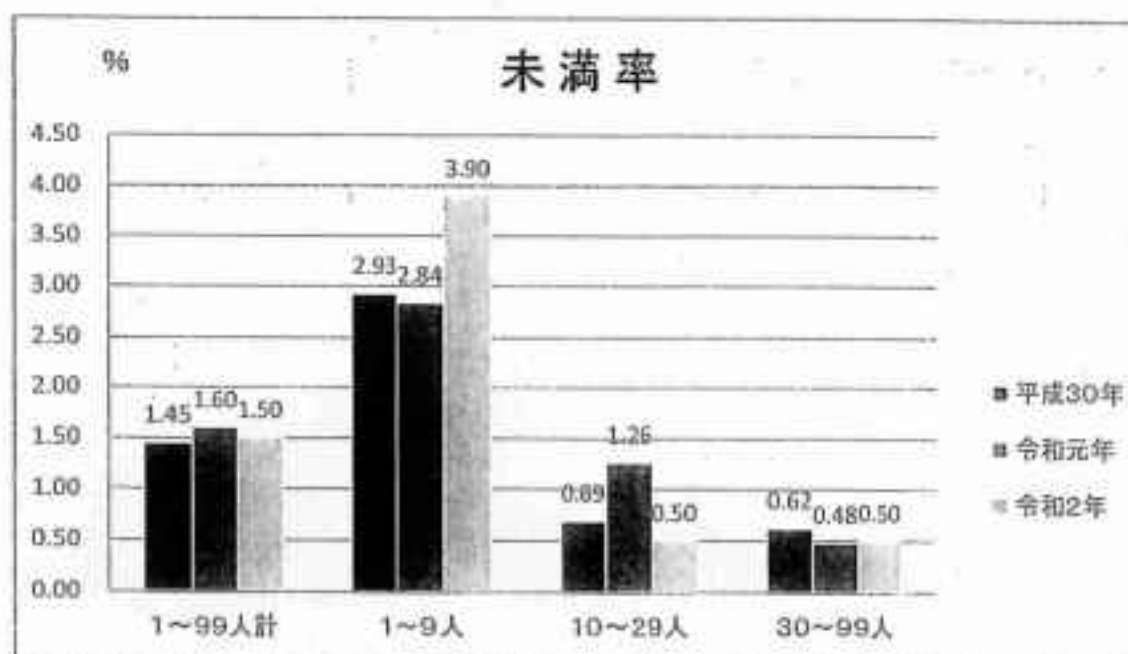


表11 (1) 産業・経済活動の地域別集積状況、地域別、地域別、地域別
 総高数(1)

産業：(注) (注) (注)

経済活動の地域別集積状況

| 産業別 | 地域別 | 産業別 | | | | | 地域別 | | | | | 産業別 | | | | | 地域別 | | | | |
|-----|-----|---------|--------|---------|--------|---------|-------|--------|---------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--|--|--|
| | | 1~9人 | 10~29人 | 30~49人 | 50~99人 | 100人以上 | 17歳以下 | 18~19歳 | 20~29歳 | 30~39歳 | 40~49歳 | 50歳以上 | 17歳以下 | 18~19歳 | 20~29歳 | 30~39歳 | 40~49歳 | 50歳以上 | | | |
| 101 | 101 | 215,844 | 58,843 | 107,328 | 81,781 | 217,944 | 218 | 2,514 | 170,000 | 20,137 | 15,551 | 10,290 | 21 | 2,298 | 1,011 | 15,551 | 10,290 | | | | |
| 102 | 102 | 2,977 | 2,251 | 308 | 317 | 2,977 | 21 | 21 | 308 | 21 | 308 | 21 | 21 | 308 | 21 | 308 | 21 | | | | |
| 103 | 103 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 104 | 104 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 105 | 105 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 106 | 106 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 107 | 107 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 108 | 108 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 109 | 109 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 110 | 110 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 111 | 111 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 112 | 112 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 113 | 113 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 114 | 114 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 115 | 115 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 116 | 116 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 117 | 117 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 118 | 118 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 119 | 119 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 120 | 120 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 121 | 121 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 122 | 122 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 123 | 123 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 124 | 124 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |
| 125 | 125 | 2,271 | 2,271 | 506 | 249 | 2,271 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | 10 | 506 | 10 | 506 | 10 | | | | |

| | 604 | 605 | 606 | 607 | 608 | 609 | 610 | 611 | 612 | 613 | 614 | 615 | 616 | 617 | 618 | 619 | 620 | 621 | 622 | 623 | 624 | 625 | 626 | 627 | 628 | 629 | 630 | 631 | 632 | 633 | 634 | 635 | 636 | 637 | 638 | 639 | 640 | 641 | 642 | 643 | 644 | 645 | 646 | 647 | 648 | 649 | 650 | 651 | 652 | 653 | 654 | 655 | 656 | 657 | 658 | 659 | 660 | 661 | 662 | 663 | 664 | 665 | 666 | 667 | 668 | 669 | 670 | 671 | 672 | 673 | 674 | 675 | 676 | 677 | 678 | 679 | 680 | 681 | 682 | 683 | 684 | 685 | 686 | 687 | 688 | 689 | 690 | 691 | 692 | 693 | 694 | 695 | 696 | 697 | 698 | 699 | 700 | 701 | 702 | 703 | 704 | 705 | 706 | 707 | 708 | 709 | 710 | 711 | 712 | 713 | 714 | 715 | 716 | 717 | 718 | 719 | 720 | 721 | 722 | 723 | 724 | 725 | 726 | 727 | 728 | 729 | 730 | 731 | 732 | 733 | 734 | 735 | 736 | 737 | 738 | 739 | 740 | 741 | 742 | 743 | 744 | 745 | 746 | 747 | 748 | 749 | 750 | 751 | 752 | 753 | 754 | 755 | 756 | 757 | 758 | 759 | 760 | 761 | 762 | 763 | 764 | 765 | 766 | 767 | 768 | 769 | 770 | 771 | 772 | 773 | 774 | 775 | 776 | 777 | 778 | 779 | 780 | 781 | 782 | 783 | 784 | 785 | 786 | 787 | 788 | 789 | 790 | 791 | 792 | 793 | 794 | 795 | 796 | 797 | 798 | 799 | 800 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 664 | 665 | 666 | 667 | 668 | 669 | 670 | 671 | 672 | 673 | 674 | 675 | 676 | 677 | 678 | 679 | 680 | 681 | 682 | 683 | 684 | 685 | 686 | 687 | 688 | 689 | 690 | 691 | 692 | 693 | 694 | 695 | 696 | 697 | 698 | 699 | 700 | 701 | 702 | 703 | 704 | 705 | 706 | 707 | 708 | 709 | 710 | 711 | 712 | 713 | 714 | 715 | 716 | 717 | 718 | 719 | 720 | 721 | 722 | 723 | 724 | 725 | 726 | 727 | 728 | 729 | 730 | 731 | 732 | 733 | 734 | 735 | 736 | 737 | 738 | 739 | 740 | 741 | 742 | 743 | 744 | 745 | 746 | 747 | 748 | 749 | 750 | 751 | 752 | 753 | 754 | 755 | 756 | 757 | 758 | 759 | 760 | 761 | 762 | 763 | 764 | 765 | 766 | 767 | 768 | 769 | 770 | 771 | 772 | 773 | 774 | 775 | 776 | 777 | 778 | 779 | 780 | 781 | 782 | 783 | 784 | 785 | 786 | 787 | 788 | 789 | 790 | 791 | 792 | 793 | 794 | 795 | 796 | 797 | 798 | 799 | 800 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 664 | 665 | 666 | 667 | 668 | 669 | 670 | 671 | 672 | 673 | 674 | 675 | 676 | 677 | 678 | 679 | 680 | 681 | 682 | 683 | 684 | 685 | 686 | 687 | 688 | 689 | 690 | 691 | 692 | 693 | 694 | 695 | 696 | 697 | 698 | 699 | 700 | 701 | 702 | 703 | 704 | 705 | 706 | 707 | 708 | 709 | 710 | 711 | 712 | 713 | 714 | 715 | 716 | 717 | 718 | 719 | 720 | 721 | 722 | 723 | 724 | 725 | 726 | 727 | 728 | 729 | 730 | 731 | 732 | 733 | 734 | 735 | 736 | 737 | 738 | 739 | 740 | 741 | 742 | 743 | 744 | 745 | 746 | 747 | 748 | 749 | 750 | 751 | 752 | 753 | 754 | 755 | 756 | 757 | 758 | 759 | 760 | 761 | 762 | 763 | 764 | 765 | 766 | 767 | 768 | 769 | 770 | 771 | 772 | 773 | 774 | 775 | 776 | 777 | 778 | 779 | 780 | 781 | 782 | 783 | 784 | 785 | 786 | 787 | 788 | 789 | 790 | 791 | 792 | 793 | 794 | 795 | 796 | 797 | 798 | 799 | 800 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 664 | 665 | 666 | 667 | 668 | 669 | 670 | 671 | 672 | 673 | 674 | 675 | 676 | 677 | 678 | 679 | 680 | 681 | 682 | 683 | 684 | 685 | 686 | 687 | 688 | 689 | 690 | 691 | 692 | 693 | 694 | 695 | 696 | 697 | 698 | 699 | 700 | 701 | 702 | 703 | 704 | 705 | 706 | 707 | 708 | 709 | 710 | 711 | 712 | 713 | 714 | 715 | 716 | 717 | 718 | 719 | 720 | 721 | 722 | 723 | 724 | 725 | 726 | 727 | 728 | 729 | 730 | 731 | 732 | 733 | 734 | 735 | 736 | 737 | 738 | 739 | 740 | 741 | 742 | 743 | 744 | 745 | 746 | 747 | 748 | 749 | 750 | 751 | 752 | 753 | 754 | 755 | 756 | 757 | 758 | 759 | 760 | 761 | 762 | 763 | 764 | 765 | 766 | 767 | 768 | 769 | 770 | 771 | 772 | 773 | 774 | 775 | 776 | 777 | 778 | 779 | 780 | 781 | 782 | 783 | 784 | 785 | 786 | 787 | 788 | 789 | 790 | 791 | 792 | 793 | 794 | 795 | 796 | 797 | 798 | 799 | 800 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 2013年 | 2012年 | 2011年 | 2010年 | 2009年 | 2008年 | 2007年 | 2006年 | 2005年 | 2004年 | 2003年 | 2002年 | 2001年 | 2000年 | 1999年 | 1998年 | 1997年 | 1996年 | 1995年 | 1994年 | 1993年 | 1992年 | 1991年 | 1990年 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 現金 | 1,207 | 1,402 | 1,485 | 1,500 | 1,482 | 1,407 | 1,307 | 1,222 | 1,091 | 1,043 | 1,000 | 982 | 957 | 935 | 910 | 890 | 870 | 850 | 830 | 810 | 790 | 770 | 750 | 730 | 710 |
| 短期有価証券 | 186 | 177 | 187 | 172 | 169 | 154 | 143 | 131 | 120 | 110 | 100 | 92 | 85 | 78 | 72 | 66 | 60 | 55 | 50 | 45 | 40 | 35 | 30 | 25 | 20 |
| 債権 | 848 | 840 | 833 | 822 | 800 | 783 | 765 | 747 | 730 | 713 | 696 | 679 | 662 | 645 | 628 | 611 | 594 | 577 | 560 | 543 | 526 | 509 | 492 | 475 | 458 |
| 固定資産 | 945 | 976 | 1,004 | 1,032 | 1,060 | 1,088 | 1,116 | 1,144 | 1,172 | 1,200 | 1,228 | 1,256 | 1,284 | 1,312 | 1,340 | 1,368 | 1,396 | 1,424 | 1,452 | 1,480 | 1,508 | 1,536 | 1,564 | 1,592 | 1,620 |
| 負債 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 | 1,010 |
| 資本 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 | 1,097 |
| 合計 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 | 3,243 |

最低賃金に関する実態調査結果(地域別最低賃金対象)

※平成30年は事業場数による復元

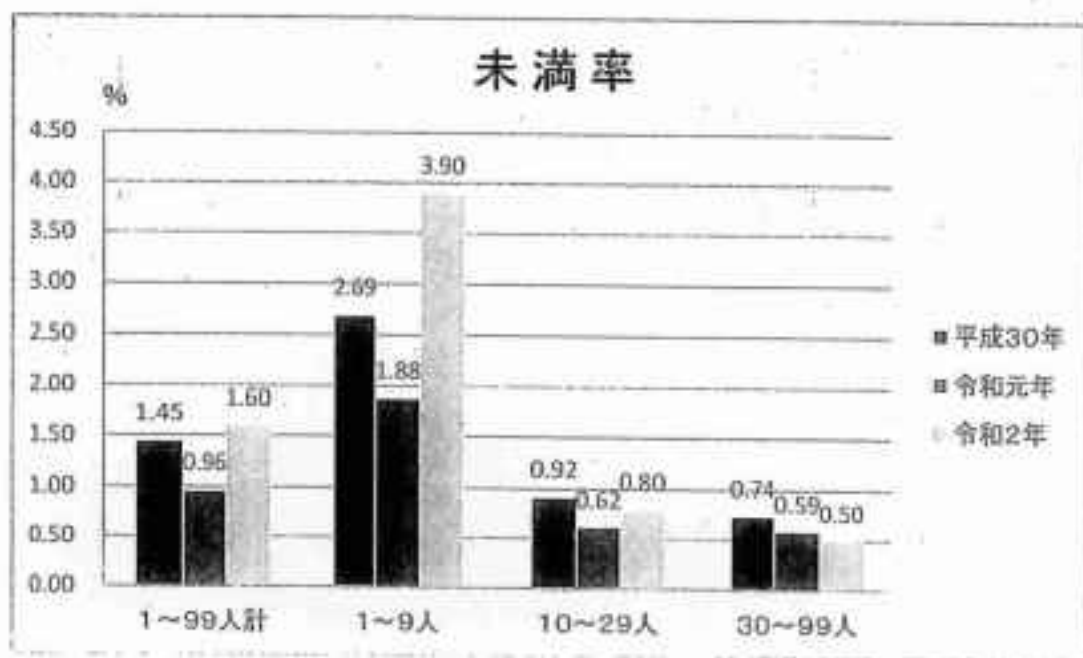
一般労働者分 (茨城の賃金分布・特性値)

単位:円

| | 第1・20分位数 | 第1・10分位数 | 第1・4分位数 | 中位数 | 未満率% |
|-----------|----------|----------|---------|-------|------|
| 平成30年 | 830 | 892 | 1,038 | 1,290 | 1.45 |
| 令和元年 | 870 | 920 | 1,091 | 1,358 | 0.96 |
| 令和2年 | 900 | 974 | 1,125 | 1,366 | 1.60 |
| 対前年増減額 | 30 | 54 | 34 | 6 | |
| 対前年増減率(%) | 3 | 6 | 3.12 | 0.59 | 0.64 |

規模別特性値及び未満率

| | 第1・20分位数(円) | | | 第1・10分位数(円) | | | 未満率% | | |
|--------|-------------|------|------|-------------|------|-------|-------|------|------|
| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
| 1~99人計 | 830 | 870 | 900 | 892 | 920 | 974 | 1.45 | 0.96 | 1.60 |
| 1~9人 | 810 | 850 | 849 | 863 | 930 | 923 | 2.69 | 1.88 | 3.90 |
| 10~29人 | 850 | 880 | 935 | 903 | 928 | 1,000 | 0.92 | 0.62 | 0.80 |
| 30~99人 | 837 | 850 | 890 | 895 | 900 | 956 | 0.74 | 0.59 | 0.50 |



最低賃金に関する実態調査結果(地域別最低賃金対象)

※平成30年は事業場数による値

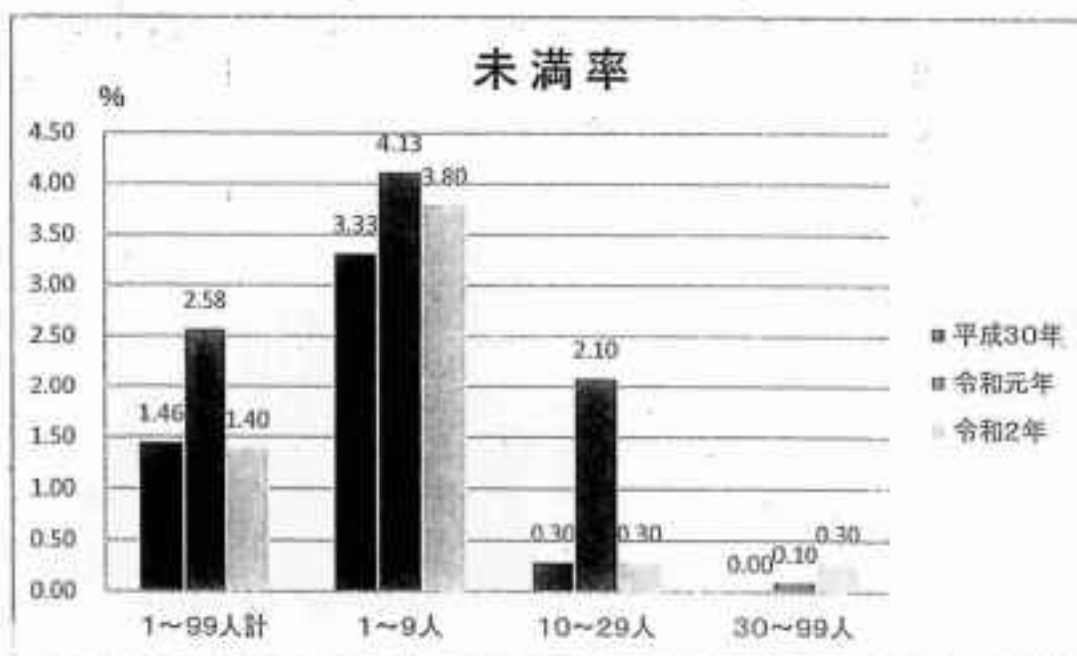
パート労働者分 (茨城の賃金分布・特性値)

単位:円

| | 第1・20分位数 | 第1・10分位数 | 第1・4分位数 | 中位数 | 未満率% |
|-----------|----------|----------|---------|------|--------|
| 平成30年 | 800 | 800 | 830 | 880 | 1.46 |
| 令和元年 | 822 | 825 | 850 | 900 | 2.58 |
| 令和2年 | 850 | 850 | 870 | 909 | 1.40 |
| 対前年増減額 | 28 | 25 | 20 | 9 | |
| 対前年増減率(%) | 3 | 3.03 | 2.35 | 1.00 | △ 1.18 |

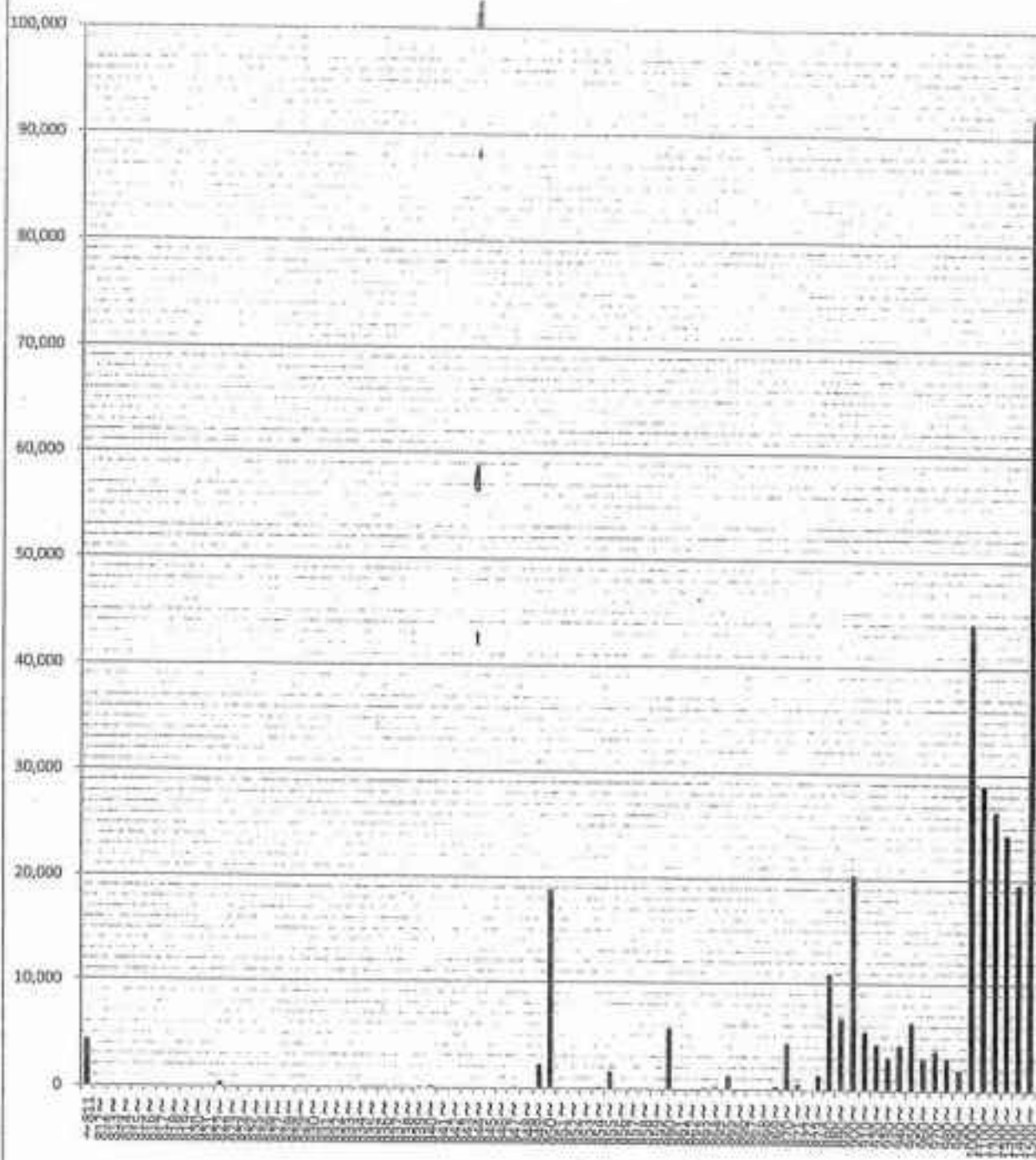
規模別特性値及び未満率

| | 第1・20分位数(円) | | | 第1・10分位数(円) | | | 未満率% | | |
|--------|-------------|------|------|-------------|------|------|-------|------|------|
| | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
| 1~99人計 | 800 | 822 | 850 | 800 | 825 | 850 | 1.46 | 2.58 | 1.40 |
| 1~9人 | 796 | 822 | 850 | 800 | 830 | 850 | 3.33 | 4.13 | 3.80 |
| 10~29人 | 800 | 822 | 850 | 800 | 825 | 850 | 0.30 | 2.10 | 0.30 |
| 30~99人 | 800 | 822 | 875 | 800 | 830 | 880 | 0.00 | 0.10 | 0.30 |



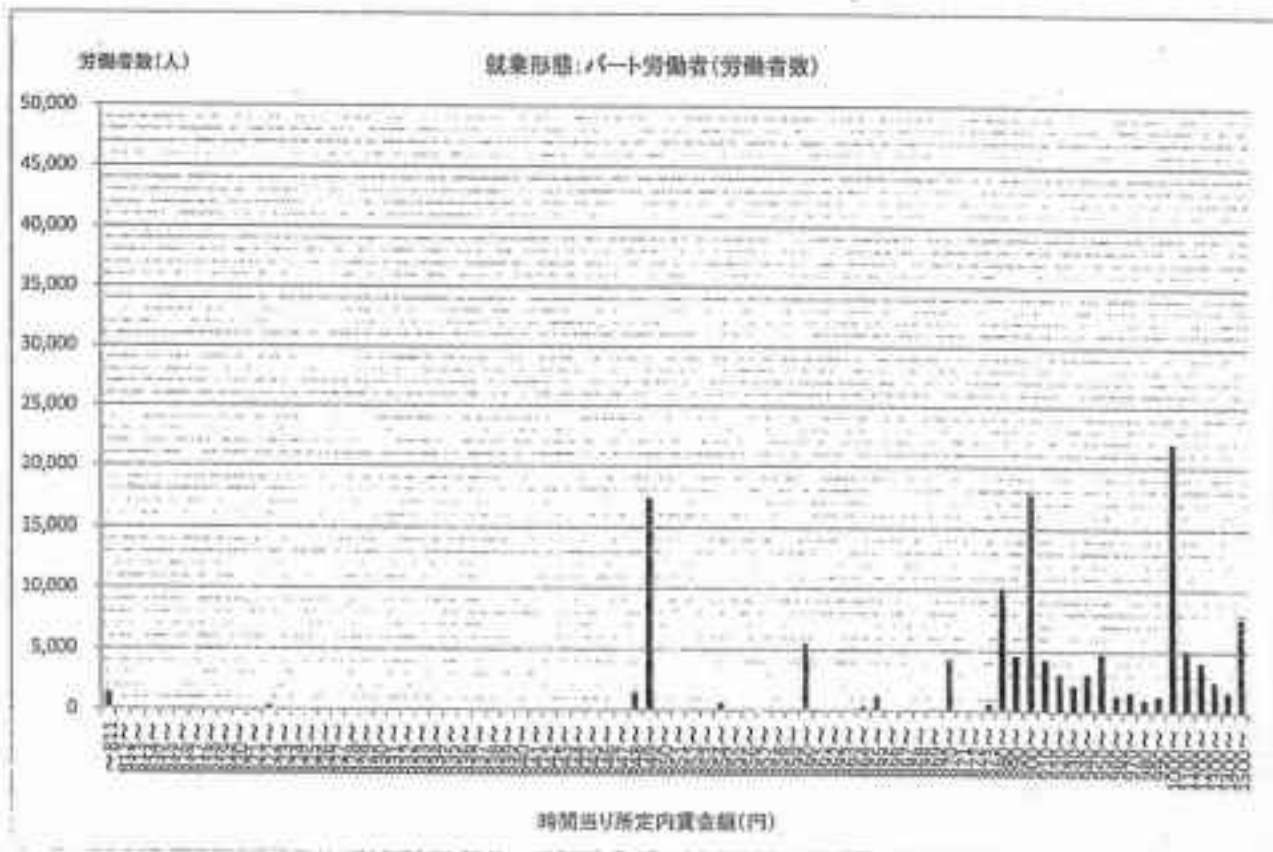
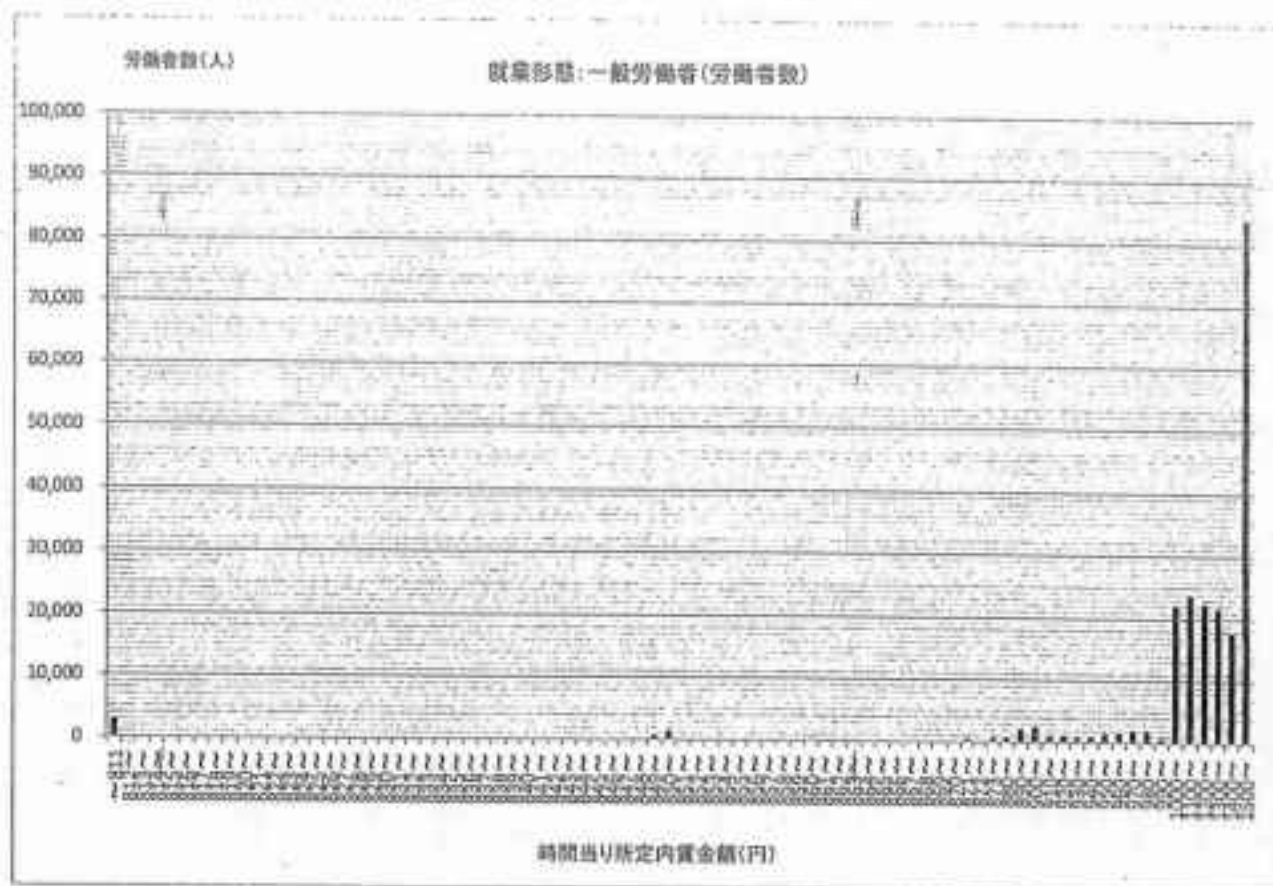
労働者数(人)

就業形態:全労働者(労働者数)



時間当り所定内賃金(円)

時間給賃金に対する労働者数分布表



最低賃金の引上げ額と影響率の関係表

| 件名 | | 茨城県最低賃金 | | | |
|----------|---------|----------|------------|--------|-----------|
| 現行の最低賃金額 | | 時間額 | 849円 | | |
| 未満率 | | 1.51% | | | |
| 項番 | 時間額 | | | 影響率(%) | 未満労働者数(人) |
| | 引上げ額(円) | 引き上げ率(%) | 引上げ後時間額(円) | | |
| 1 | 0 | 0.00 | 849 | 1.51 | 5,295 |
| 2 | 1 | 0.12 | 850 | 2.15 | 7,518 |
| 3 | 2 | 0.24 | 851 | 7.52 | 26,327 |
| 4 | 3 | 0.35 | 852 | 7.52 | 26,327 |
| 5 | 4 | 0.47 | 853 | 7.54 | 26,414 |
| 6 | 5 | 0.59 | 854 | 7.57 | 26,501 |
| 7 | 6 | 0.71 | 855 | 7.61 | 26,649 |
| 8 | 7 | 0.82 | 856 | 7.78 | 27,259 |
| 9 | 8 | 0.94 | 857 | 7.78 | 27,259 |
| 10 | 9 | 1.06 | 858 | 7.81 | 27,350 |
| 11 | 10 | 1.18 | 859 | 7.83 | 27,418 |
| 12 | 11 | 1.30 | 860 | 7.83 | 27,418 |
| 13 | 12 | 1.41 | 861 | 9.47 | 33,158 |
| 14 | 13 | 1.53 | 862 | 9.47 | 33,158 |
| 15 | 14 | 1.65 | 863 | 9.47 | 33,158 |
| 16 | 15 | 1.77 | 864 | 9.53 | 33,360 |
| 17 | 16 | 1.88 | 865 | 9.62 | 33,703 |
| 18 | 17 | 2.00 | 866 | 9.99 | 34,986 |
| 19 | 18 | 2.12 | 867 | 9.99 | 34,986 |
| 20 | 19 | 2.24 | 868 | 10.01 | 35,058 |
| 21 | 20 | 2.36 | 869 | 10.02 | 35,076 |
| 22 | 21 | 2.47 | 870 | 10.07 | 35,250 |
| 23 | 22 | 2.59 | 871 | 11.33 | 39,673 |
| 24 | 23 | 2.71 | 872 | 11.48 | 40,198 |
| 25 | 24 | 2.83 | 873 | 11.49 | 40,225 |
| 26 | 25 | 2.94 | 874 | 11.87 | 41,583 |
| 27 | 26 | 3.06 | 875 | 11.87 | 41,583 |
| 28 | 27 | 3.18 | 876 | 11.87 | 41,583 |
| 29 | 28 | 3.30 | 877 | 11.87 | 41,583 |
| 30 | 29 | 3.42 | 878 | 11.87 | 41,583 |
| 31 | 30 | 3.53 | 879 | 11.87 | 41,583 |
| 32 | 31 | 3.65 | 880 | 11.87 | 41,583 |
| 33 | 32 | 3.77 | 881 | 11.87 | 41,583 |
| 34 | 33 | 3.89 | 882 | 11.87 | 41,583 |
| 35 | 34 | 4.00 | 883 | 11.87 | 41,583 |
| 36 | 35 | 4.12 | 884 | 11.87 | 41,583 |

(令和2年度基礎調査結果)

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和2年7月21日

- 1 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、

ること、

- ④ 賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

- (3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適切と考える。

- (4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和2年7月21日

1 はじめに

令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れれば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

更に、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置はGDP押し上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても10月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の1,013円でも2,000時間働いて年収200万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に800円以下の地域をなくすこと、トップランナーであるAランクが1,000円に到達する考えを堅持したいと述べた。

地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与え続けているとの認識を示した。

また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々事情への配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張した。

全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

コロナ禍により日本はもちろん世界が「非常事態」にあることを認識するべきであり、中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小企

業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配慮した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

更に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

- 1 令和 2 年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、

地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で 1 倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること、
- ④ 賃金改定状況調査結果第 4 表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目 GDP 成長率も大幅に下落していること、
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への

影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適当と考える。

(4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。